

fincode byGMO 利用規約集

最終更新日 2026年 5月 26日

「fincode byGMO 利用規約集」は以下の利用規約等から構成されます。

GMO イブシロン株式会社所定の Web ページに掲載されているものが最新版であることを確認し、承諾するものとします。

「fincode byGMO 利用規約集」に同意した時点で、対象機能（決済手段）を利用すると、当該対象機能（決済手段）に関する条項が適用されます。

No.	利用規約等名称	ページ
1-1	fincode byGMO 利用規約	P 2
1-2	決済事業者加盟店規約集	P 22
2	fincode ビジネスカード利用規約	P 23
3	fincode 請求書カード払い利用規約	P 32
4	fincode 銀行振込利用規約	P 39
5	個人情報保護方針	P 46

fincode byGMO 利用規約

目 次

- 第1章 総則
 - 第1節 本則(第1条から第29条)
 - 第2節 代表加盟サービスに関する特則(第30条から第37条)
 - 第3節 プラットフォームショップ向け特則(第38条から第43条)
 - 第4節 テナント向け特則(第44条から第47条)
- 第2章 カード決済に関する本サービス
 - 第1節 通則(第48条から第53条)
 - 第2節 カード更新機能型クレジットカード決済に関する特則(第54条から第60条)
- 第3章 コンビニ決済(PAYSLE)に関する本サービス(第61条から第68条)
- 第4章 PayPay 決済に関する本サービス(第69条から第74条)
- 第5章 Apple Pay 決済に関する本サービス(第75条から第80条)
- 第6章 口座振替決済に関する本サービス(第81条から第87条)
- 第7章 銀行振込(バーチャル口座) に関する本サービス(第88条から第95条)
- 第8章 Google Play 決済サービスに関する本サービス(第96条から第102条)

第1章 総則

第1節 本則

第1条(目的)

1. この fincode byGMO 利用規約(以下「本規約」という)は、fincode byGMO(以下「本サービス」という)の内容及び利用者と GMO イブシロン株式会社(以下「EP」という)との間の本サービスの利用に関する契約(以下「利用契約」という)の成立及び内容等について定める。
2. 本規約は、決済事業者と利用者の間の権利義務の内容を定めるものではない。決済事業者と利用者の間に契約が締結される場合における当該契約の内容は当該決済事業者が定めるところにより、本規約は当該契約の内容を定めるものではない。

第2条(定義)

本規約において以下の各号の用語は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、各号記載のとりの意味を有するものとする。

- (1)商品 取引の対象となる物品、役務、情報、権利等
- (2)売主 商品を販売し又は提供する者
- (3)買主 商品を購入し又は商品の提供を受ける者。なお、プラットフォーム提供者が利用者である場合、テナントから商品を購入し又は商品の提供を受ける者を含む
- (4)代金等 商品の代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額の総称
- (5)通信販売 商品の販売、提供等を目的とした契約であって、インターネットを通じたデータ通信により申込の意思表示を受けて締結されるもの
- (6)本サービス 本規約で定めるカード決済又はコンビニ決済(PAYSLE)(以下単に「PAYSLE 決済」という)に関する本サービスの他、本サービスに追加される旨本規約により定められている決済方法又はサービスによって、商品の代金等を決済すること又はその支援(当該サービスの安定運用や改善を含む)を目的としたデータ処理等のサービス
- (7)利用契約 本サービスの利用を目的とする EP との間の契約
- (8)利用者 EP と利用契約を締結している者
- (9)本決済事業者 本サービスに含まれるいずれかの本決済方法を提供する主体となっている事業者、及び、その提携事業者であって EP と当該本決済方法の取扱いに関する契約を締結している事業者の総称
- (10)EP 提携事業者 本サービスの提供に関して EP と業務提携契約等の提携契約を締結している事業者
- (11)売上請求 本決済事業者に対する、代金等の立替払請求又は代金等に係る債権の買取請求
- (12)本決済方法 本サービスに含まれる各決済方法であって、カード決済の他、本サービスに追加される旨本規約により定められている決済方法
- (13)決済売上金 本決済方法を利用することで決済されたことにより利用者が受け取り又は受け取るべき代金等の総称
- (14)本加盟店契約 利用者と本決済事業者との間における本決済事業者の所管する本決済方法の利用に関する契約及びこれに付帯し又は関連する規約、規則、合意書、覚書等の総称(加盟店契約等名称の如何を問わず、また、EP が代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない)
- (15)本カード会社 本決済事業者のうち、自社が取り扱うカード決済(クレジットカードによる決済、デビットカードによる決済を含む各カード会社が認めているカード決済を指す)に関して、本サービスの利用を承認しているカード会社として EP が任意に指定するカード会社であって、利用者との間で本加盟店契約を締結している者
- (16)カード番号等 カード決済において、クレジットカードを取扱う場合におけるクレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード
- (17)カード決済 代金等を本カード会社が立替払いし又は代金等に係る債権を本カード会社が買い取ってその買い取り代金を支払うことによって決済すること(クレジットカードによる決済、デビットカードによる決済、プリペイドカードによる決済を含む)
- (18)信用販売 クレジットカード等信用購入あっせんに係る商品の売買、提供等を目的とした契約の締結であって、売主になろうとする者が買主になろうとする者から当該契約の締結の際にカード番号等に関する情報の提供を受け、当該代金等についてカード決済を予定しているもの
- (19)実行計画 クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(旧「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」。名称が変更された場合であっても、カード番号等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む)であって、その時々における最新のものをいう
- (20)プラットフォームサービス 売主が通信販売を行うための場を提供するサービス
- (21)プラットフォーム プラットフォーム提供者がプラットフォームサービスとして提供する通信販売の場
- (22)プラットフォーム提供者 プラットフォームサービスを売主に提供している者であり、かつ、プラットフォームサービスの提供に関し本サービスを利用するために EP と利用契約を締結している者
- (23)テナント プラットフォーム提供者と本プラットフォーム利用契約を締結し、かつ、プラットフォーム上で売主として行う通信販売に

(24) 本プラットフォーム利用契約	において本サービスを利用するために EP と利用契約を締結している者 プラットフォームサービスを利用するために売主とプラットフォーム提供者との間で締結される契約(プラットフォーム利用契約等名称の如何を問わない)
(25) 法令	国内外の法律、政令、府省令、通達、規則、命令、条例、ガイドライン、監督指針等(裁判所、行政庁、日本銀行、金融商品取引所、自主規制機関、所属業界団体その他の関係当局等による判決、決定、命令、審決、通達、行政指導、要請、規程等を含む)

第3条(利用契約)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)がインターネットを通じて EP 所定の情報を EP に提供して本サービスの利用申込(利用契約の締結申込)を EP に対して行った場合、EP が当該情報の提供を受けた時に、当該利用希望者と EP の間に本規約及びこれに付帯する規則等の記載事項を契約内容として利用契約が成立するものとする。但し、EP が、当該情報の提供を受けた後、遅滞なく、当該利用申込を承諾しない旨を利用希望者に通知した場合には、利用契約は成立しないものとする。
2. 利用希望者は、EP から、前項の利用申込に関連して資料又は情報の追加提出を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。利用希望者が EP の求める資料又は情報の提出を行わない場合、EP は第36条に基づき、利用者への決済売上金の支払を留保するものとする。なお、EP 所定の期日までに利用者が EP の求める資料又は情報の提出を行わない場合、EP は自己の裁量で利用者へ決済売上金の引渡、及び、第11条に基づき以後の本サービスの利用を、停止することができるものとする。
3. EP は、第1項の利用申込を承諾しないこととした場合、その理由を利用希望者に開示する義務を負わないものとする。

第4条(規則等)

1. EP は、本サービスに関する運用、手順その他関連する事項を規則又は指定等(以下「規則等」という)によって定めることができるものとし、当該規則等を EP のホームページに表示し又は電子メール、郵便等によって利用者へ通知するものとする。EP は、規則等の内容を改訂した場合にも同様の方法で利用者に通知するものとする。
2. 利用者は前項に基づき通知された規則等を遵守するものとし、当該規則等に対する違反は利用契約の違反とみなすものとする。
3. 利用者は、EP のホームページを少なくとも毎月1回閲覧して第1項の規則等の新設及び変更の有無を確認し、変更があった場合には変更後の内容を遵守するものとする。

第5条(本サービスの内容及び利用)

1. 本サービスの内容は、以下の各号の全部又は一部とする。
 - (1) 与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理(オーソリ処理)
 - ① 利用者を買主とする通信販売の申込に関するデータ(以下「申込データ」という)のうち通信回線を通じて送信されてきた EP 所定のデータを、EP のシステムによって受信した上、受信した当該データに基づき当該通信販売についての与信請求又は売上承認請求(オーソリ要求)に関するデータを EP のシステムによって作成し、その作成したデータを当該通信販売に係る本決済事業者のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
 - ② 当該本決済事業者から通信回線を通じて送信されてきた当該与信請求又は売上承認請求への回答(オーソリ結果)に関するデータを EP のシステムによって受信した上、利用者が本サービスを利用するために用意する装置、設備及び環境(通信環境を含む。以下「利用者のシステム」という)へ向けて、当該回答に関するデータを、通信回線を通じて発信すること
 - (2) 売上請求に関するデータ(以下「売上請求データ」という)の作成及び提出
本決済事業者から与信又は売上承認が得られた通信販売について当該本決済事業者所定のデータフォーマットに従って売上請求データを作成し、当該本決済事業者所定の締め日及び提出期限に従って、当該売上請求データを記録した記録媒体の送付その他当該本決済事業者所定の方法により、当該売上請求データを当該本決済事業者に提出すること
 - (3) 取消請求に関するデータ処理
特定の通信販売についての与信若しくは売上承認の取消請求に関するデータを当該通信販売に係る本決済事業者所定のデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データを第1号の方法と同様の方法により当該本決済事業者へ向けて発信すること、又は特定の通信販売についての売上請求の取消に関するデータを当該本決済事業者所定のデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データを第2号の方法と同様の方法により当該本決済事業者へ提出すること
 - (4) インターネットを通じた管理画面の提供その他前三号に関連し又は附随するサービスとして EP が定めるもの
2. EP は、利用者に対して、利用契約に基づき、利用者が利用契約を遵守することを条件として利用者が利用を希望する本決済方法又はサービスに関する本サービスを提供し、利用者は、利用契約に基づき、利用契約に従ってのみ利用者が利用を希望する本決済方法又はサービスに関する本サービスを利用することができる。
3. 利用者は、本決済方法及びサービスのうち本サービスの適用対象として希望するものを第3条第1項の利用申込において指定するものとする。利用者は、当該申込の後本サービスの適用対象とする決済方法又はサービスの追加を希望する場合には、当該希望する本決済方法又はサービスを EP 所定の方法によって EP に通知して承認を求めものとする(以下「追加申込」という)。EP は、第3条第1項の利用申込又は追加申込を受けた場合、当該利用希望の本決済方法又はサービスごとに承認可否を検討(本決済事業者からの承認が必要な場合にあっては当該本決済事業者に承認を求めることを含む)する。利用者は、本サービスのうち EP から承認を得た本決済方法又はサービスに関してのみを利用することができる。なお、EP は、承認しないこととした場合には、その理由を利用者に開示する義務を負わず、申込情報を利用者に返却しないものとする。EP は、本項に基づき承認した場合には、結果の通知と共に又は結果の通知を行った後速やかに、当該承認された決済方法又はサービスに係る本サービスの提供開始日を利用者に通知するものとする。利用者は、EP から通知を受けた決済方法又はサービス毎の本サービスの提供開始日以降、当該決済方法又はサービスに係る本サービスを利用することができるものとする。但し、利用者が当該通知を受けた日が提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。利用者は、EP から承認しないこととした旨の通知を受けた本サービスの決済方法又はサービスについては、利用することができない。
4. 利用者は、事前に EP から書面による同意を得た場合を除き、第三者を買主とする通信販売又は当該代金等に関して本サービスを利用し、又は名義貸しその他名目の如何を問わず本サービスを第三者に利用させてはならない。
5. EP が本サービス提供のために締結する本決済事業者との間の契約において、利用者が本決済事業者に対して負う債務について連帯債務(連帯保証の場合も含む)を負う場合、利用者と EP との間は、利用者が全ての責任を負うものとする。
6. 代表加盟サービス(第31条で定める内容の本サービスをいう。以下同じ)を利用している場合を除き、利用者は、取扱商品(第8条第7項で定義する)について、事前に本加盟店契約の定めに従って本決済事業者による審査を受け、当該本決済事業者から承認を受けた上で、当該承認を得た取扱商品を EP に通知するものとする。利用者が取扱商品を追加し又は変更する場合も同様とする。
7. EP は、利用希望者から本サービスの利用申請を受領した場合、取扱禁止商材等に係るチェックを実施する。かかるチェック完了後、EP が認めた場合、第3項の定めに関わらず、利用者は、本決済方法による決済の利用開始の受付が可能となる。もつとも、本決済方法による決済の利用受付の開始後に理由の如何を問わず、本決済事業者又は EP が利用者を加盟店として承認しない旨決定した場合、EP は、当該時点をもって以後本決済方法による決済の提供を中止し、利用契約を遡及的に解除するとともに、当該時点までに本サービスを利用して決済した通信販売を遡及的に解除するものとし、利用者はかかる対応に同意するものとする。また、かかる対応により利用者が生じた一切の損失損害等について EP は補償しないものとし、かかる対応により EP に生じた一切の損失損害等について利用者は補償するものとする。

第6条(利用手数料)

1. 利用者は、別途料金表に定めるところに従って、本サービスの利用手数料(本決済事業者の手数料等を含む。以下同じ)及びこれに対する消費税相当額(以下、両者を合わせて「利用手数料等」という)を負担するものとする。利用手数料等は、利用者が本サービスの利用に係る通信販売を行わなかった月においても、別途料金表に定めるところに従って発生する場合があるものとする。なお、利用手数料等において日割計算は行わない。
2. EP は、前項に基づいて利用者が負担すべき利用手数料等その他 EP が利用者に対して請求することのできる一切の金銭債権と、利用契約その他の契約に基づいて EP が利用者へ支払うべき金銭債権とを支払期限の如何にかかわらず対当額で相殺することができるものとする。かかる相殺の対象とされる EP の債権と利用者の債権は同一の決済方法若しくはサービス又は契約に関して生じたものであることを要しないものとし、かつ EP はかかる相殺についてその都度相殺の意思表示を行うことを要しないものとする。
3. 前項の相殺がなされなかった場合又は前項の相殺によって利用手数料等の一部が相殺されなかった場合、利用者は、EP からの請求に応じて、指定された期日までに当月の利用手数料等を EP が別途指定する方法で支払うものとする。なお、振り込みによる場合、振込手数料は利用者が負担する。
4. EP は、利用手数料等、第2項の相殺の明細及び第3項により利用者が EP へ支払うべき金額をインターネットを通じて利用者が随時閲覧できる状態に置くものとし、利用者は、毎月、これを閲覧して確認するものとする。但し、EP は、書面又は電子メールの送付によって、これらの事項を利用者に通知し又は利用手数料等を利用者に請求することができるものとする。

第7条(データ通信等)

1. 利用者は、本サービスを利用するため、EP との間で、インターネットを用いて EP 所定のデータ通信を行うものとし、当該データ通信を行うのに必要なコンピュータシステムを利用者の責任と負担において確保し、運用するものとする。利用者は、当該コンピュータシステムの設定及びデータ通信の詳細について、EP の指示に従うものとする。
2. EP は、利用者に対してコンピュータプログラム等のコンピュータソフトウェア及びコンピュータハードウェアを提供する義務を負わないものとする。

第8条(利用者の遵守事項等)

1. 利用者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、自己の責任と費用負担によって直接本決済事業者との間で本加盟店契約を締結して、維持するものとする。
2. 利用者は、本加盟店契約が存在する場合、当該本加盟店契約を遵守、維持し、かつ、利用者のシステムを自己の責任と費用負担により確保しかつ運用する。
3. 利用者は、利用者のシステムについて、EP から指定を受けた場合には、当該指定された装置、設備又は環境を確保するものとする。
4. 利用者は、利用者のシステムについての技術的な業務(以下「利用者側技術管理業務」という)が適切に遂行されるように、利用者側技術管理業務を担当する役員又は職員(以下「利用者側システム担当者」という)を選定して EP が要求する場合には EP が別途指定する方法によって EP に通知する。
5. 利用者は、利用者側システム担当者の氏名、所属部署及び連絡先電話番号、電子メールアドレス等の全部又は一部の変更を行おうとする場合には、当該変更内容を EP に通知するものとする。
6. EP は、利用者側技術管理業務が利用者において適切に遂行されるために必要又は有用な技術情報を有する場合、マニュアルの提供その他 EP が適当と認める方法により、当該技術情報を利用者へ提供することができる。利用者は EP から提供を受けた技術情報に従って利用者側技術管理業務を行う。
7. 利用者は、本サービスの利用、本サービスの利用に係る通信販売の態様、当該通信販売の対象とする商品(以下「取扱商品」という)、その販売若しくは提供、又は当該取扱商品の宣伝広告等に関連して、以下の各号の行為を行ってはならない。利用者は、旅行商品、古物対象商品、酒類、米類等許認可を得るべき商品を取扱う場合は、予め法令に基づき必要となる届出、許認可の取得等の手続を得ていなければならない。
 - (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
 - (2) 消費者契約法、個人情報保護法等の法令又は公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為
 - (3) 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金又はタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
 - (4) その他代金等を決済するのにふさわしくないと本決済事業者又は EP が認めるものを販売する行為
 - (5) 第三者の著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシーその他第三者の権利又は法的利益を侵害し又は侵害するおそれのある行為
 - (6) 詐欺、脅迫、誹謗中傷等の犯罪(犯罪の教唆又は幫助を含む。以下同じ)に該当し又は該当するおそれのある行為
 - (7) 本サービスの運営に支障を与える行為又は本サービスを不正な目的をもって利用する行為
 - (8) EP、プラットフォーム提供者若しくは本決済事業者又は本サービスのイメージを低下させる販売行為又は提供
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信若しくは提供し、又は推奨する行為
 - (11) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為
 - (12) 自己の開設するホームページにおいて、EP、プラットフォーム提供者、本決済事業者の開設するホームページを当事者の許可なくリンクさせる行為
 - (13) EP の事前の書面による同意なく、本サービスを第三者に利用させる行為
8. 利用者は、買主に対して、代金等について利用手数料等その他 EP 又は本決済事業者から提示された手数料を付加又は上乗せをして請求する等、現金支払いと異なる代金等の請求をしてはならず、本サービス及び本決済事業者の提供する決済方法又はサービスの円滑な利用を妨げる何らの制限をも買主に対して加えてはならない。また、正当な理由なくして商品の販売又は提供を拒絶し、代金等の全額又は一部(税金、送料等を含む)に対して直接現金支払いを要求する等、買主に対して差別的取扱いを行ってはならない。なお、別途本決済事業者が認める場合は除く。
9. 個人事業主以外の利用者は、利用者に関する情報(名称、住所、連絡先その他本決済事業者が指定する情報を含む)を、本決済事業者(その委託先を含む)又は EP が運営するサービスのウェブサイトに掲載する場合があること、また、本決済事業者又は EP の判断で掲載をやめる場合があることを予め承諾する。
10. 利用者は、利用者の保有する個人情報又は個人関連情報を、EP 又は EP を介して本決済事業者に対し提供、取扱の委託又は閲覧可能な状態にする場合、法令等の定めに従い、適切な手続を履践した上で EP に連携するものとする。
11. 本決済事業者又は EP が利用者を加盟店としてふさわしくないと認める場合は、本サービスの提供停止、利用契約の遡及的解除、及び本サービスを利用して決済された通信販売の遡及的解除をすることがあることを、利用者は承諾し、また、この旨を買主に説明するものとする。本決済事業者又は EP による是正指導等に利用者が従わない場合、EP は、何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部を遡及的に解除することができる。

第9条(ID及びパスワードの管理等)

1. 利用者は、EP 又は本決済事業者から提供を受けた ID 又はパスワード(利用者による変更後のものを含む。以下第2項及び第3項において同じ)の漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう厳重に管理するものとする。利用者は、パスワードを適宜の時期に変更する等の方策を行うなどして、適切な管理を行うものとする。
2. 利用者は、前項の ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨を EP 及び本決済事業者へ通知する。EP は、当該通知を受けた場合には直ちに、当該 ID 又はパスワードを無効化するものとする。
3. 前項の ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって利用者へ生じた損失、損害等については、EP は一切責任を負わない。

第10条(通信内容の保全措置等)

1. 利用者及び EP は、利用契約の履行に関して通信回線を通じてデータの送受信を行う場合には、対象となるデータに本決済事業者の要請する暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、当該本決済事業者から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。

2. 利用者及び EP は、前項の保全措置が破られ又は破られるおそれがあると判断した場合には、本サービスの全部又は一部のデータ通信を直ちに停止する等適切な措置をとることができる。また、利用者及び EP は、速やかに、利用者の場合は EP を通じて、EP の場合は直接本決済事業者に対してその旨通知すると共に、当該保全措置を回復し、当該本決済事業者からデータの送受信の再開が承認されるまで、本サービスの全部又は一部の係るデータ通信を行わないものとする。
3. 前項に基づく取扱いに起因する本サービスの不提供により生じた利用者の損失、損害等について、EP は一切責任を負わないものとする。

第11条(本サービスの提供停止)

1. EP は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると EP が判断した場合、事前に利用者へ通知した上で、利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について EP は関与するものではなく、利用者は本決済事業者の判断に従う。
 - (1) 利用者(利用者の委託先を含む。以下本条において同じ)による利用契約の違反
 - (2) 利用者による第17条第5項各号に該当する事由又は本規約に定める解除原因のいずれか一つの該当
 - (3) 本加盟店契約が存在する場合、利用者による本加盟店契約の違反(本決済事業者からの通知の有無を問わない)
 - (4) 利用者の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割の決定(事前に EP から書面による同意を得た場合は除く)
 - (5) 利用者、買主又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正手段による本サービスの利用
 - (6) 利用者、テナント、プラットフォーム提供者、買主又は第三者による大量又は多額の売上取消の発生(売上取消発生のおそれを含む)
 - (7) EP に対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う決済方法に関する本サービスの利用者への提供を停止又は決済売上金等の支払を留保する旨の要請
 - (8) EP に対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う決済方法の利用者への提供を停止若しくは決済売上金等の支払を留保する旨の通知、停止若しくは留保を検討中である旨、又は利用者を本決済事業者の加盟店として認めない旨の通知
 - (9) EP に対する、EP 提携事業者からの、理由の如何を問わない、本サービスの利用者への提供の停止の要請
 - (10) その他利用契約に別途定める本サービスの提供停止の規定に該当する場合
 - (11) EP 又は本決済事業者のシステムについて以下の①から③のいずれか一つに該当する場合
 - ① 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
 - ② ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
 - ③ コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
 - (12) 利用者の保有する本情報(利用者の保有する又は取扱いの委託を行ったカード番号等を含む)の漏洩、滅失若しくは毀損
 - (13) 前各号の他、利用者の取扱商材又は取引状況(債権申立や債務状況確認を含む)に関して、EP 自身が調査又は第三者から照会を受ける等して、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
 - (14) 12ヶ月以上継続して本サービスの利用の事実がないと EP が認めるとき
 - (15) EP に対する、第三者からの本サービス、又は本サービスに含まれるサービスに係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他これらに類似する権利(出願中のものも含み、登録されているかを問わない)等の知的財産権に関する主張、請求又は侵害の申し立てがあった場合
2. 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
3. 第1項に基づくサービスの全部又は一部の停止は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと本決済事業者、EP 又は EP 提供事業者が判断するまで継続される。なお、EP は利用者に対して、根拠や要件該当性について説明の義務を負わない。
4. 本条第1項その他利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって利用者が被った損失、損害等について、EP は一切責任を負わない。

第12条(利用者への代理権等の不授与)

EP は、利用者に対し、利用契約によって、何らかの代理権又は EP の商号、商標、ロゴマークその他 EP の営業表示を使用する権限を授与するものではない。利用者は、EP から別途承認された場合を除き、EP の代理店である旨その他 EP から何らかの代理権を授与されていると認識されるおそれのある表示を第三者に示してはならず、かつ利用者が使用しているウェブサイトにて EP の商号、商標、ロゴマークその他 EP の営業表示を表示してはならない。

第13条(委託等)

1. 利用者は、利用契約上の自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に委託することができるものとする。但し、利用契約に基づく自己の業務の全部を第三者に委託することはできず、また、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には第2項の定めに従うものとする。
2. 利用者は、カード番号等の取扱いを EP 以外の第三者(以下、本項において「受託者」という)に委託する場合には、EP の事前の書面による承諾を得るものとし、かつ、以下の基準に従うものとする。
 - (1) 受託者が次号以下に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること
 - (2) 受託者に対して、利用者が利用契約上又は本加盟店契約上負うカード番号等の取扱いに関する義務と同等の義務を負担させること
 - (3) 受託者が第15条第2項で定める具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じ、当該措置を変更する場合は利用者へ報告する旨、及び当該方法又は態様について、第15条第3項に準じて利用者から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること
 - (4) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと
 - (5) 受託者があらかじめ利用者の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
 - (6) 受託者が利用者から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、第16条各項に準じて、受託者は直ちに利用者に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査(事故に係るカード番号等の特定を行う調査及びデジタルフォレンジック調査を含む)並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を利用者に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
 - (7) 利用者が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し、第17条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
 - (8) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、利用者は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること
3. EP は、以下の各号に定める場合のほか、EP が必要と判断する場合、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を第三者に行わせることができるものとする。
 - (1) EP の親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社に委託する場合
 - (2) 代金等の受領業務を本決済事業者へ委託する場合
 - (3) 株式会社日本カードネットワーク、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(企業統合等によってこれらの者の委託契約上の地位が承継された場合には当該承継をした者)又は本決済事業者へデータ処理業務を委託する場合
 - (4) 売上請求に関するデータを記録した記録媒体を本決済事業者へ搬送する業務を運送事業者へ委託する場合
 - (5) その他利用契約に基づき第三者に委託する場合
4. 利用者又は EP が利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託等によって第三者に行わせている場合には、当該第三者の当該業務に関連する行為は、利用契約の適用上、当該委託等を行った利用者又は EP の行為とみなすものとする。

5. 利用者及び EP は、各自、利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

第14条(情報の取り扱い)

1. 利用者及び EP は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、利用契約に関連して取得し又は作成した相手方、本決済事業者、買主、テナント、プラットフォーム提供者又は通信販売に関する情報(カード番号等に関する情報、利用者の従業員又は役員の個人情報その他個人情報保護法上の個人情報に該当する情報が含まれるが、それらに限られない。以下「本情報」という)を秘密として保持し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
- (1) 買主への開示その他本サービスの利用に係る通信販売の遂行若しくは本サービスの提供に必要な不可欠な場合又は利用契約に基づく場合
- (2) 本サービスの利用に関連する本加盟店契約又は EP と本決済事業者との間の本サービスに関連する契約に基づく場合
- (3) 事前に相手方の書面による同意を得た場合
- (4) 法令に基づく場合又は自己を当事者とする本サービスに関連した紛争の解決に必要な場合
- (5) 利用契約上許容される第三者への委託等に関連して当該第三者へ開示する場合
- (6) EP の関係会社が取扱うサービス等を利用者に紹介する目的で、利用者の情報を当該関係会社へ開示する場合
- (7) 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への相談、依頼等に伴って当該専門家に開示する場合
- (8) EP が EP の関連会社、親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社、その連結子会社及び持分法適用関連会社並びに GMO インターネットグループ株式会社に本情報を共有する場合
- (9) 利用者が第3条第1項又は第2項に基づいて、第三者の連絡先を利用者の連絡先その他の連絡先として EP に届け出た場合であって、EP が本サービスの提供に関連して当該第三者に開示し又は提供する場合
- (10) 利用者がプラットフォーム提供者である場合にテナントに関する本情報をテナントに対し開示する場合、及び、利用者がテナントである場合にプラットフォーム提供者に開示する場合
2. 利用者及び EP は、各自、本サービスの利用に係る通信販売の遂行又は利用契約の履行(本サービスを含む EP サービスの商品の安定運用、改善及び商品開発並びに利用契約上許容される委託を行うことを含む)以外の目的に本情報を使用し又は利用してはならない。但し、EP は、本サービス以外の EP の商品又は EP の関係会社若しくは提携先の商品を利用者に紹介する目的及び本サービス以外の EP の商品を利用者に提供する目的並びに EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的(将来変更された場合はその変更後のもの)のいずれかのために利用者に関する本情報を使用し又は利用することができるものとし、また前項第2号、第3号、第4号、6号、7号及び8号の除外事由は本項による使用又は利用の制限に関して準用するものとする。
3. EP は、本情報を、その取得又は作成の日から、当該本情報に係る決済方法又はサービスに係る本決済事業者と利用者との間の契約及び EP と当該本決済事業者との間の本サービスに関する契約がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等により EP が必要と判断する期間中保存できるものとする。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去できるものとする。
4. 利用者及び EP は、本情報の漏洩、滅失又は毀損その他本情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
5. 利用者及び EP は、各自、自己の従業員又は役員(以下、総称して「従業員等」という)に本情報を取り扱わせる場合には、必要最低限の従業員等へののみ取り扱わせること、就業規則、機密保持契約等において適切な定めをすること等により、本情報の安全管理が図られるよう、従業員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
6. 利用者及び EP は、各自、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせる場合には、当該第三者に第1項から第5項までに基づく自己の義務と同等の義務を課すと共に、当該委託等に係る本情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時以降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
- (1) 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
- (3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
8. 利用契約の定めにかかわらず、EP は、本サービスの提供に関連して取得し又は作成した利用者や買主間の本サービスの利用に係る通信販売に関するデータをその取得又は作成の日から7年間保存し、その保存期間中に本決済事業者から要請を受けた場合には速やかに、当該本決済事業者へ当該データを提供できるものとする。
9. 前項及び第17条第3項に基づく場合のほか、EP は、本決済事業者から要請を受けた場合には、利用者に関する情報、利用者が行った本サービスの利用に係る通信販売に関する情報その他の本情報を当該本決済事業者に提供することができる。
10. 利用者は、本決済事業者又は EP から求められた場合には、本情報の取扱状況等について報告し、本情報の取扱態勢に関する調査に応じなければならない。また、利用者は、受託者に関して当該報告又は調査を求められた場合には、受託者をして報告させ、また調査に応じさせなければならない。加えて、当該調査の結果 EP 又は本決済事業者から本情報の取扱態勢の是正を求められた場合には、利用者は当該要請に応じ、受託者をして応じさせなければならない。
11. EP は本サービスを含む EP 及びその親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社のグループ会社(GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社のことをいう)の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場面があるものとし、利用者はこれを予め承諾する。
12. EP が利用者又は利用者の従業員等から利用者の従業員等の個人情報(個人情報保護法上の個人情報又は個人関連情報をいい、単に「個人情報等」をいう。以下同じ。)を取得した場合、EP と当該個人情報に係る従業員等との間では、EP における当該個人情報等の取扱いに関して、本条を含む利用契約は適用されず、EP が別途定めて EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等(将来変更された場合はその変更後のもの)によるものとする。

第15条(PCI DSS の遵守等カード番号を取扱う場合の管理及び実行計画の遵守)

1. EP は、カード番号等その他カード会員に関するデータを保存、処理又は送信する場合には、PCI DSS のセキュリティ要件を遵守するものとする。
2. 利用者は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置(これと同等の措置を含む。以下同じ)を講じなければならない。当該措置の具体的方法及び態様とは、以下のいずれか一つ(本決済事業者又は EP から要求された場合は複数)を含むものとする。また、利用者は、EMV 3-D セキュアの導入、不正利用対策の実施等実行計画を遵守するために必要な措置を講じるものとする。
- (1) カード番号等の非通過型による非保持化
- (2) カード番号等のトークン化
- (3) PCI DSS 準拠
- (4) その他 EP から指定する措置
3. 前項の規定にかかわらず、EP は、利用者の採用する措置が、実行計画に掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩、滅失若しくは毀損の防止のため又は不正利用防止のために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該措置の具体的方法及び態様につき変更を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとする。
4. 利用者は、第2項に定める実行計画に掲げられた措置の具体的方法又は態様を変更する場合、事前に EP の書面による同意を得るものとする。

第16条(事故発生時の対応)

1. 利用者又は受託者の保有する本情報(利用者の保有する又は取扱いの委託を行ったカード番号等を含む。以下同じ)が、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、利用者は、遅滞なく自己の費用負担で以下の措置を採らなければならない。なお、本決済事業者が必要と認める場合には、本決済事業者は調査会社等を選定できるものとし、利用者は、自ら又は受託者をして、当該会社等による調査を行うものとする。
 - (1) 漏洩、滅失又は毀損の有無を調査すること(デジタルフォレンジック調査を含む)
 - (2) 前号の調査の結果、漏洩、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲(漏洩、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む)その他の事実関係及び発生原因を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること
 - (4) 漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける者に対してその旨を通知すること
2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失又は毀損の対象となる本情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、利用者は、直ちに本情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するための措置を講じなければならない。
3. 利用者は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を EP 及び本決済事業者に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。なお、EP 又は本決済事業者が第3号に基づきにより利用者から報告された計画に不足があると判断した場合には、EP 又は本決済事業者は二次被害防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定することができ、利用者はその内容を遵守し、受託者をして当該計画に関して EP 又は本決済事業者が行う指導に従わせるものとする。
 - (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって EP 又は本決済事業者が要求する事項
4. 利用者は、利用者又は受託者が第13条第2項又は前三項に定める措置を講じないことを原因として本決済事業者又は EP 等に生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償する。
5. 利用者又は受託者の保有する本情報が漏洩、滅失又は毀損した場合であって、利用者が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、EP 又は本決済事業者は、事前に利用者の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏洩、滅失又は毀損した本情報に関係する者に対して通知することができる。
6. 利用者が本情報を漏洩、滅失若しくは毀損した場合、本情報の目的外利用をした場合、又はそれらのおそれがあると認められる場合に EP 又は本決済事業者に損失、損害等が発生した場合には、利用者は当該損害等の賠償をするものとする。この場合、利用者の保有する本情報の一部が漏洩、滅失若しくは毀損した事実が認められる場合、又は、漏洩、滅失若しくは毀損の可能性があると第1項第1号の調査等によって認められる場合(ログ改ざんやサーバ交換等漏洩、滅失若しくは毀損の証拠を散逸させるおそれのある行為によって漏洩、滅失若しくは毀損の事実が明らかにできなくなった場合も含む)、当該漏洩、滅失若しくは毀損の事実がないことを利用者が合理的に証明できない限り、当該本情報について、漏洩、滅失若しくは毀損したおそれがあると認められるものとして取扱うものとする。

第17条(調査、改善等)

1. 利用者は、本サービスの利用に係る通信販売(信用販売を含む。以下同じ)につき、利用契約若しくは利用者と本決済事業者との間の契約又は関係法令に違反している疑いがあると EP が判断した場合又は EP 若しくは本決済事業者から要請を受けた場合には、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査(デジタルフォレンジック調査を含む。以下同じ)を自己の費用負担で実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。この場合、利用者は、その都度遅滞なく EP に調査結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールに関する報告を行うものとする。
2. EP は、利用者が利用者と本決済事業者間の契約、利用契約若しくは法令に違反している疑いがあると EP が判断した場合又は本決済事業者から要請を受けた場合には、利用者に対して、いつでも、書面若しくはその他の方法による報告を求め又は資料の提出を求め、又は利用者の通信販売の態様、宣伝広告、取扱商品等について相当な方法によって EP 自ら調査することができるものとする。この場合、利用者は、当該請求を受け又は EP 自身による調査開始を通知された後直ちに、当該請求に応じ又は EP による調査に協力するものとし、EP が当該調査にかかった全ての費用(デジタルフォレンジック調査会社や各種専門家への再委託費用を含む)を負担するものとする。
3. EP は、前二項の利用者からの報告若しくは回答又は EP の調査により取得した情報、資料等を、本決済事業者へ提出することができる。
4. EP は、第2項の調査を、本決済事業者又は EP が選定した者を通じて実施することができる。
5. EP は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、当該事由に関連する利用者の本サービスの利用、当該利用に係る通信販売の態様、宣伝広告又は取扱商品等について、改善又は停止を請求することができるものとし、利用者は自己の費用負担によってその請求に速やかに従うものとする。
 - (1) 利用者の本サービスの利用、当該利用に係る通信販売の態様、宣伝広告又は取扱商品等が利用者と本決済事業者間の契約、利用契約又は法令等に違反し又は違反するおそれがあるとEPが判断した場合
 - (2) 本決済事業者又は EP が、利用者の本サービスの利用に係る通信販売に係る買主である又は買主になろうとした者から、当該本サービスの利用に係る通信販売、宣伝広告又はその取扱商品等に関して、裁判外又は裁判上で、苦情の申し出、調査の要求又は代金等返還、損害賠償等の請求を受けた場合
 - (3) 本決済事業者又は EP が、第三者から、利用者の本サービスの利用に係る通信販売の態様、宣伝広告又は取扱商品等に関連して当該第三者の著作権、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益が侵害された旨の主張を受けた場合
 - (4) EP から第2項に基づく調査の請求を受けた場合
 - (5) 本決済事業者が利用者の本サービスの利用、当該利用に係る通信販売の態様、宣伝広告若しくは取扱商品等を不適当と認めた場合又は改善や停止等の要請が本決済事業者からあった場合(その理由が本決済事業者から開示されたか否、開示されたとして当該理由が利用者を納得させるか否かは問わない)
6. 利用者は、前四項に定める調査や措置を講じないことを原因として本決済事業者又は EP に生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償する。

第18条(競争の禁止)

利用者は、利用契約の有効期間中、本サービスと同一又は類似のサービスを自ら行い又は子会社その他自己の支配下にある第三者に行わせてはならない。

第19条(権利義務の譲渡等)

1. 利用者は、事前に EP の書面による同意を得た場合を除き、利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保に供してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が利用契約に基づく利用者の EP に対する債権を EP 以外の第三者に譲渡した場合、利用者及び EP は以下の各号の対応を行うものとする。当該債権譲渡又は EP による支払いによって利用者が生じた損失、損害等について EP は一切の責任を負わない。
 - (1) 利用者は、当該債権譲渡の事実を速やかに EP に通知するものとする。
 - (2) EP は、当該債権の譲受人が請求した場合には当該譲受人に対して支払うことで、利用者に対する債務も消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
 - (3) EP は、EP の裁量で当該債権を供託することができ、利用者はこれに異議を述べず、また当該債権の譲受人をして異議を述べさせないものとする。
3. EP が前項に定める当該債権の譲受人に支払った後に、本決済事業者から当該債権の解除、買戻し又は返還請求を受けることにより生じる原状回復義務

- 等の債務に対して、利用者はなお当該第三者と連帯して責任を負うものとする。
- 前項に基づき、EP が利用者の債権の譲受人に対して履行の請求をしたときは、利用者に対してもその効力が生じるものとする。
 - 前項の定めは、利用者の委託者に対する履行の請求についても準用する。

第20条(登録内容等の変更と通知方法)

- 利用希望者又は利用者が、以下の事項を第3条第1項の利用申込を行った後に変更しようとする場合又は変更の事実があった場合、利用希望者又は利用者は、直ちに、関係資料を添えて、当該変更の内容を書面その他 EP がその都度指定する方法によって事前に EP へ通知し、EP の承諾を得るものとする。但し、関係資料を事前に確保することが困難である場合には、事後速やかに EP へ提出することで足りるものとする。
 - 氏名又は名称、本店所在地(住所)、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス及び法人番号を有する場合には法人番号
 - 利用希望者又は利用者の代表者又はこれに準じる者の氏名及び生年月日
 - 利用希望者又は利用者の取扱商品及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
 - 本サービスの利用に係る商品のウェブサイト URL
 - 特定商取引法による行政処分又は消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたという事実
 - その他利用申込又は追加申込の際に記入等の方法で EP に提供した事項
 - その他 EP が指定する事項
- 利用契約又は本サービスに関連する EP から利用希望者又は利用者への連絡、通知、請求等は、本規約に別段の定めがある場合を除き、利用希望者又は利用者が EP に第3条第1項の利用申込において告知した連絡先(前項に基づいて変更の通知を受けた場合には当該変更後の連絡先。以下本項において同じ)へ宛てて、書面の送付、ファクシミリ送信又は電子メールの送信によって行うものとする。EP から利用希望者又は利用者への連絡等が当該連絡先へ宛てて発信された場合、当該連絡等は当該連絡先へ通常到達すべき日に到達したとみなされるものとする。
- EP は、利用契約又は本サービスに関連する利用希望者又は利用者への通知等を、書面の郵送、ファクシミリ又は電子メールの送信その他 EP がその都度任意に選択する方法により行うことができるものとする。
- 利用希望者又は利用者が EP に対し、第1項に定める変更の通知等を行わなかったことにより、本サービスに係るサービスや金銭等の受領不能又は通知等の不達その他、利用希望者又は利用者何らかの不利益が生じた場合であっても、EP は一切その責任を負わない。

第21条(本規約の変更)

- 本規約は、利用者と EP 双方の記名押印又は電子署名のある書面による合意によってのみ有効に変更されるものとする。
- 前項の定めにかかわらず、利用者が EP からの内容の変更の通知を受けた後に本サービスを一度でも利用した場合には、利用者は当該変更を承諾したとみなされ、当該利用の日以降、当該変更後の内容が適用されるものとする。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該定めによる。
- 第1項の定めにかかわらず、本決済事業者からの要請、法令の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更(サービス改善、サービス変更及びサービス廃止を含む)、原価上昇その他やむを得ない事由により本規約の内容を変更する必要性が生じた場合、EP は、事前に利用者へ通知し又は EP のホームページに表示することによって、利用者の同意を得ることなく、既に利用者へ適用されている本規約を変更することができるものとする。EP は、かかる変更によって利用者へ生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
- 利用者は、前項に基づく変更不服のある場合には、第27条第3項に定めるところに従って利用契約を解約することができるものとする。EP は、かかる解約によって利用者へ生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
- 本サービスの利用手数料に関して利用者と EP との間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第2項及び第3項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第2項又は第3項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第2項又は第3項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの利用手数料の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第2項又は第3項に基づく変更後の内容にて読み替え又は準用するものとする。
- 前各項の定めにかかわらず、利用者が利用手数料の変更を希望する場合には、利用者の記名押印又は電子署名のある書面により EP に対して変更の申込(変更申込)を行うことができるものとし、EP が当該変更申込を承諾した場合に限り、利用契約は変更されるものとする。

第22条(利用者による問い合わせ等への対処及び補償)

- 利用者は、以下の各号の問い合わせ、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議(以下「問い合わせ等」と総称する)については、直ちに EP に通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかに(EP 又は本決済事業者が指定する期限がある場合にはそれまでに)これらを対処して解決するものとし、これらの問い合わせ等によって EP 又は本決済事業者が何らかの損害を受けた場合には、利用者がその損害の一切を補償するものとする。
 - 利用者の商品の数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題、引渡若しくは提供の遅延、代金の額若しくはその支払又は広告に関する問い合わせ等(苦情の申出、及び交換、返還又は当該商品の販売若しくは提供に係る契約の中途解約の請求を含み、これらに限られない)
 - 利用者の商品の販売若しくは提供に係る契約の申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他当該契約の成否に関する問い合わせ等、なりすましその他当該契約の効果帰属に関する問い合わせ等、消費者契約法違反、錯誤等による当該契約の有効性に関する問い合わせ等又はクーリングオフ、詐欺等による当該契約の解消に関する問い合わせ等
 - 利用者の商品の保守に関する問い合わせ等
 - 利用者の情報漏洩に関する問い合わせ等
 - 第8条第11項に関する問い合わせ等
 - プラットフォーム提供者とテナントとの間の債権債務関係の精算に関する問い合わせ等
- 前項各号の場合その他、利用者による利用契約、本サービスの利用及び当該利用に係る商品の販売若しくは提供に関連して本決済事業者又は第三者から EP に対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、利用者は、EP に一切の責任や負担を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によって EP に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合(判決や命令による場合に限らず、EP の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む)には、利用者はこれを全て賠償又は補償し、EP にいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。

第23条(EP の免責)

- EP は、本サービスの利用者登録を認めないこととしたこと又は第25条による解除若しくは第27条による利用契約の終了により利用者へ生じた損失、損害等について、一切責任を負わない。
- EP は、本サービスのうち代表加盟サービスを利用しない限り、本加盟店契約の締結に関与せず、本加盟店契約の成否又は内容に関して何らの責任も負わない。
- 本サービスは、EP による、買主からの代金等の現実の回収を約束し又は買主による代金等の支払を保証するものではない。これらは本サービスの各本決済方法を所管する本決済事業者又は買主自身によってそれぞれ実行され又は拒否されるものであり、EP はこれらの実行を保証するものではない。これらの不実行又は遅滞が EP の責めに帰すべき事由による利用契約の不履行に起因する場合を除き、EP は、これらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わない。EP は、当該買主に対する代金等の請求又は督促を行う義務を負わない。
- EP は、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、サイバー攻撃、労働争議、本決済事業者等第三者側の事情その他 EP の責めに帰すことのできない事由に基づく本サービスの不提供その他利用契約の不履行に関しては一切責任を負わない。
- EP は、利用者が EP 所定の期限内に方法を問わず求められた対応を行わなかったことに起因して利用者へ生じた損害について、一切責任を負わない。

6. EP は、本サービスが第三者の特許あるいはその他の知的財産権を侵害していないと保証するものではない。
7. 本サービスは現状有姿で提供され、明示又は黙示を問わず、完全性、正確性、適時性、性能、特定目的への適合性、及び本サービスの使用から得られる結果を含め、いかなる保証をするものではない。

第24条(損害賠償)

1. 利用者及び EP は、各自、相手方の責めに帰すべき事由に基づく利用契約の違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接に被った通常の損害(逸失利益相当分は含まれない)についてのみ、賠償する責任を負うものとする。但し、利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
2. 本サービス又は利用契約に関連する EP の利用者に対する都度の損害賠償責任は、契約上の債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前3か月間に利用契約に基づいて EP が当該利用者から受領した本サービスの利用手数料の合計額を上限とする。

第25条(解除等)

1. 利用者及び EP は、相手方が利用契約に違反した場合において、当該違反の解消を催告したにもかかわらず相当期間内に当該違反が解消されなかったときには、利用契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該違反状態の解消が不可能であることが明らかな場合には、何らの通知及び催告を要することなく直ちに解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者及び EP は、各自、相手方に以下の各号のいずれか一つの事由が生じた場合、何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
 - (2) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課の強制処分を受けた場合
 - (3) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合
 - (4) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は解散決議等によって清算手続に入った場合
 - (5) EP と本決済事業者との間の契約、又は、本加盟店契約若しくは利用者とは本決済事業者との間若しくは利用者と EP 提携事業者との間に本サービスの利用に関する契約が存在する場合当該契約(EP が代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない)が、事由の如何を問わず終了した場合
 - (6) 本決済事業者又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、当該本決済事業者が取り扱う決済方法又はサービスに関する本サービスの利用者として利用者が不適当である旨の通知を受けた場合
 - (7) 利用者が、本決済事業者から支払を拒絶され又は支払済み分の返還の請求を受けた場合
 - (8) 本決済事業者が、買主から、代金等の支払又はその精算を拒絶され又は拒絶されるおそれがある場合
 - (9) 本決済事業者又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、利用者との間の利用契約の解消を求められた場合
 - (10) 利用契約に定める本サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないと EP が判断した場合
 - (11) 前各号の他、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
3. 前二項の定めにかかわらず、理由の如何を問わず、利用契約に基づく本サービスの全部の利用を停止し、又は、利用者が利用しない(EP のシステム上データ処理がなされていない状態を含む)場合、当該停止又は不使用の期間が 12 か月を経過した場合、EP は、利用者に対して何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部を解除することができる。
4. 前三項のいずれに基づく解除についても過去には遡及せず、将来に向かってのみ利用契約を失効させるものとし、かつ解除の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。但し、利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
5. 利用契約が EP からの解除によって終了した場合、利用者は、利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる)を付加して支払う。

第26条(反社会的勢力に関する表明・保証)

1. 利用者及び EP は、各自、相手方に対し、利用契約締結時及び利用契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
2. 利用者及び EP は、各自、相手方が前項の表明・保証に違反したとき若しくは自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、相手方に対し被った損害の賠償を求めことができ、また、何らかの通知・催告その他の手続を要せずに、かつ何らの賠償、補償等も要することなく、直ちに利用契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力に対して、出資、貸付、資金若しくは役務の提供を行う行為、又は、その他の取引関係を成立若しくは継続させる行為
 - (2) 暴力行為、脅迫行為、威力行為、詐術行為又はその他これに類する行為を用いて不当な要求の実現を図る行為
 - (3) 正当な理由もなく、相手方の役員に面会を強要する行為
 - (4) 乱暴な言動により、相手方の役員等の身の安全に不安を抱かせる行為
 - (5) 正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入要求、又は事実のない行為に対する不当な請求行為
 - (6) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて、相手方の名誉若しくは信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (7) その他法的な責任を超えた不当な要求行為であって、前各号に準ずる行為

第27条(有効期間)

1. 利用契約の有効期間は、第3条第1項により定まる利用契約の成立日から、その日の属する月の翌々月末日までとする。
2. 利用契約は、その有効期間の末日の属する月の前月末日までに、EP 又は利用者のいずれか一方から他方へ有効期間満後は利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、当該有効期間の末日の翌日から3か月間を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 利用者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、EP が別途定める方法によって EP に申し出ることによって、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、利用契約を中途解約することができるものとする。これによる利用契約の終了日は、当該申請が EP に到達した日の属する月の翌月末日とする。
4. 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当該終了の日までに本サービスの対象となっていた通信販売及び当該本決済方法に係る引渡金に関しては、利用契約はなお有効に適用されるものとする。
5. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、本加盟店契約若しくは又は本サービス利用に不可欠な利用者と本決済事業者との本サービスに関する契約の終了又は EP と本決済事業者との間の本サービスに関する契約(EP が本サービスを提供すること又は EP からの業務委託に関する事項を含むが、これらに限られない)が事由の如何を問わず終了した場合、利用契約のうち当該本決済事業者が取り扱う本決済方法又はサービスに関する部分は、何らの通知、催告等を要することなく当然に当該契約の終了と同時に終了する。EP は、本項に基づく利用契約の終了を事前に利用者へ通知するものとする。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとする。EP は、かかる終了に関して、法律構成又は名目の如何にかかわらず利用者に対し何らの賠償、補償等も行う義務を負わないものとする。
6. 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合、利用者は EP から提供を受けたソフトウェア等及び本情報(利用者の委託先が保有している者を含む)を、

速やかに EP へ返還又は消去するものとし、消去した場合において EP から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに EP へ提出するものとする。

7. 利用契約が事由の如何を問わず終了することその他合理的な理由が存在し、利用者が要求し EP が承諾した場合、EP は、利用者の買主に関する EP 保有のデータ抽出・移行作業(前項に定める本情報の返還作業も含まれる)を行い利用者に提供することがあり、利用者は、当該作業に係る費用及びそれに係る消費税等相当額を EP に対して支払うことを承諾するものとする。
8. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第3条第3項、第5条第7項、第6条、第7条第2項、第9条、第11条第4項、第12条、第13条第4項、第14条、第16条、第17条、第19条、第20条第2項(当該終了の日から1年間が経過した後になされた連絡等を除く)及び第4項、第21条から第25条、第26条第2項、本条第3項から本項まで、及び第29条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項については、なお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

第28条(協議事項)

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈の疑義については、第4条第1項の規則等による他、利用者と EP は信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

第29条(準拠法、管轄の合意)

1. 利用契約の成立及び効力の準拠法は、日本法とする。
2. 利用契約に関連する利用者と EP との間一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき別段の定めがある場合はこの限りでない。

第2節 代表加盟サービスに関する特則

第30条(適用範囲)

第1章第2節の規定は、EP が利用者の代理人として本加盟店契約の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された本加盟店契約に基づく各決済方法及び利用者の本サービスの利用に係る商品の通信販売に関して、又は、EP が利用者から決済売上金の代理受領者として委託を受けることに基づく各決済方法及び利用者の本サービスの利用に係る商品の通信販売に関して、適用される。なお、第1章第2節に定めのない事項については、第1章第1節の定めるところによる。また、第1章第1節の定めと第1章第2節の定めとが矛盾抵触する場合には、第1章第2節の定めによるものとする。

第31条(代表加盟サービスの内容)

本規約において、代表加盟サービスとは、本サービスのうち第5条に定めるサービスに以下の各号の内容のサービスが追加されたものをいう。

- (1) 利用者から授与された代理権に基づき、利用者の代理人として、EP が任意に選定する本決済事業者に対し、適宜本加盟店契約の締結申込又は加盟申請(本決済事業者の切替を含む。以下同じ)を行い、これに対する当該本決済事業者からの回答を受領すること
- (2) 前号のサービスを利用して締結された本加盟店契約又は承認された加盟申請に基づく請求、申請、通知等及びその受領に関して利用者を代理し、又は業務を遂行すること
- (3) 本加盟店契約(第1号のサービスを利用して締結されたものに限る。以下、本節において同じ)又は EP の代理受領権に基づき本決済事業者から引き渡される決済売上金を管理するためにデータ処理を行うこと
- (4) 本決済事業者からの請求があった場合、決済売上金の返金業務のための業務を行うこと(本加盟店契約が存在する場合、当該本加盟店契約の定めに従う)
- (5) 前四号の各サービスに付随し又は関連するサービスとして EP が定めるサービス

第32条(代表加盟サービスの利用)

1. 利用者が代表加盟サービスの対象となる本決済方法の利用を希望する旨を入力した本サービスの利用申込又は追加申込を EP に対して行い、EP がこれを受領した場合、当該受領の日以降、当該本決済方法に関し、代表加盟サービスのうち前条第1項第1号(これに係る同第5号のサービスを含む。以下本条において同じ)を利用することができるものとする。
2. 前条第1項第1号のサービスにより本加盟店契約が成立した場合又は加盟申請が承認された場合、EP は、第34条第3項に基づく利用者への通知と共に又は当該通知後速やかに、代表加盟サービスのうち前条第1項第1号以外のサービスの提供開始日を利用者へ通知するものとする。利用者は、通知を受けた当該提供開始日以降、当該サービスを利用することができるものとする。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。また、第5条第7項が適用される場合は、前条第1項第1号以外のサービスの提供開始日についても同項の定めに従う。

第33条(EP への代理権授与)

1. 利用者は、前条第1項に基づき代表加盟サービスの対象となる本決済方法の利用申込又は追加申込をした場合、EP に対し、以下の各号の事項に関する包括的代理権を授与したものとする。
 - (1) 本加盟店契約の締結が必要な場合、EP から本決済事業者に対して、当該本決済事業者所定の加盟店規約等の内容による本加盟店契約の締結申込(加盟申請を含む。以下同じ)を行うこと
 - (2) [1]与信請求又は売上承認請求、[2]売上請求、及び、[3]与信請求若しくは売上承認請求又は売上請求についての取消請求
 - (3) 決済売上金の受領
 - (4) 本決済事業者への通知、審査依頼及び当該本決済事業者からの通知等の受領
 - (5) その他本加盟店契約及び本サービスの履行に関連する事項
2. 利用者は、利用契約が有効に継続する期間中、前項の包括的代理権の授与の全部又は一部を撤回することができないものとする。但し、本決済事業者から本加盟店契約締結を拒否された場合は、利用者と EP が別段の合意をした場合を除き、当該代理権授与は何らの通知を要することなく当然に撤回されるものとする。

第34条(加盟店契約の締結)

1. 利用者は、代表加盟サービスの対象となる本決済方法の利用申込又は追加申込をした場合であって、本加盟店契約の締結が必要な場合には、EP を代理人として本決済事業者に対して、利用契約に定める手続に従い、EP から別途提供を受けた当該本決済事業者所定の加盟店規約等の内容によって本加盟店契約の締結を申し込むものとする。
2. 利用者は、前項の場合、同項の申込を行うために、EP が指定する資料、情報等を EP へ速やかに提供する。利用者は、当該資料、情報等を正確かつ最新の内容により提供するものとし、事実と反する資料、情報等を提供してはならない。
3. EP は、本決済事業者から本条の申込に対する諾否の通知を受け次第直ちに、その通知内容を利用者へ通知する。EP は、利用者に対し、当該通知の内容以外に当該諾否に関する情報を提供する義務及び当該本決済事業者が当該申込を承諾しなかった場合における不承諾の理由を開示する義務を負わない。

第35条(EP から利用者への決済売上金の引渡)

- EP が本決済事業者から支払われた決済売上金を受け取った場合(第33条の定めにより利用者に代わって受け取った場合をいうが、これに限らない)、利用者の買主又は本決済事業者に対する当該決済売上金支払請求権は消滅する。EP は、本決済事業者から受領した当該決済売上金に係る本サービスの利用に関する利用手数料等を当該決済売上金から相殺して控除した後の残額(以下「引渡金」という)を、支払期限(利用者が EP に申請し、EP が承認した日を指す。なお、EP が別途認めた場合、決済処理にかかる締め日及び締め回数の変更申請が可能)までに利用者へ支払うものとする。利用者が複数の決済方法に関して本サービスを利用している場合には、EP は、各決済方法に係る EP から利用者への支払額を合算して利用者へ支払うことができるものとする。なお、支払日が金融機関の休業日に当たった場合には、その直後の金融機関営業日までを支払期限とする。
- 前項の支払は、利用者が指定した利用者名義の銀行口座へ振り込む方法により行う。振込手数料は EP の負担とする。
- EP は、第1項に基づいて利用者に都度支払うべき金額と利用契約に基づいて EP が利用者から支払を受けるべき利用手数料等、返還金等及び EP と利用者との間の契約(本契約その他契約を含む)に基づき生じた利用者に対する金銭債権とを対当額で支払期限の如何を問わずかつ特段の意思表示を要することなく当然に相殺することができるものとする。EP は、かかる相殺を行った場合には、当該相殺の残額を利用者に支払うものとする。

第36条(引渡金の支払留保)

- EP は、第11条第1項各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると EP が判断した場合、事前に利用者へ通知した上で、EP から利用者に対する引渡金の支払を留保することができる。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について EP は関与するものではなく、利用者は本決済事業者の判断に従う。
- 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
- 第1項に基づく支払留保は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと本決済事業者及び EP が判断するまで継続される。なお、EP は利用者に対して、根拠や要件該当性について説明の義務を負わない。
- EP は、第1項に基づく支払留保中の引渡金債務と、利用者の EP に対する金銭債務(第5条に定める売上取消請求に基づく既払引渡金の返還債務、第6条に基づく利用手数料等支払債務及び第37条に基づく返還債務、第1章第2節以降に基づき発生する債務、その他 EP と利用者との契約に基づく債務が含まれるが、これらに限られない)とを、支払期限の如何にかかわらず、対当額で相殺することができるものとし、かかる相殺がなされた限度で第35条第1項に基づく振込を要しないものとする。
- 第1項に基づく支払留保に係る引渡金について、留保期間中の利息を付すことを要しないものとする。
- 第1項に基づく支払留保又は第4項に基づく相殺によって利用者が被った損失、損害等について、EP は一切責任を負わない。

第37条(引渡金の返金)

- EP は、本決済事業者から、利用者の本サービスの利用に係る通信販売の代金等についての立替払の合意の解除の意思表示、当該本サービスの利用に係る通信販売の代金等に係る債権の買戻請求又は返金請求を受けた場合には、直ちに、その旨を利用者に通知する。
- 利用者は、前項の解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る通信販売についての引渡金の支払を既に EP から受けている場合には、同項の通知を受けた後直ちに、これを EP に返還する。
- 第1項の解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る通信販売についての引渡金の EP から利用者への支払が未だなされていない場合には、EP は当該引渡を免れる。
- 第1項の解除、買戻又は返金請求がなされた場合においても、利用者は、当該解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る通信販売について EP が既に提供済みの本サービスに係る利用手数料等の負担及び支払を免れず、EP は受領又は相殺済みの利用手数料等を利用者へ返還する義務を負わないものとする。
- 利用者は、利用者が本加盟店契約に基づき本決済事業者へ返還すべき本サービスの利用に係る通信販売の代金等の全部又は一部に相当する額について、EP が本サービスの提供に関連する EP と本決済事業者との間の契約に基づく EP の連帯支払義務の履行として本決済事業者から支払を請求され若しくは請求されるおそれがある場合又は EP が本決済事業者に当該支払をした場合において、EP から当該請求や支払に関して支払請求や求償を受けた又は精算を求められたときは、直ちに、EP が本決済事業者から請求された当該請求額又は支払額と同額の金額を EP の指定する EP 名義の銀行口座に振り込む方法によって EP に支払う。この振込の振込手数料は利用者が負担する。
- EP が前項に基づく利用者への債権について第35条第3項により相殺した場合、利用者は、その相殺がなされた額については、前項による支払を要しない。
- 前六項は、売上請求の取消に伴う返金について準用する。

第37条の2(存続条項)

- 利用契約の全部又は本決済方法の全部若しくは一部に関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、各本決済方法及び当該各本決済方法に係る引渡金に関しては、利用契約のうち当該本決済方法に関連する部分が、適用ある存続条項の定めに従い適用されるものとする。
- 利用契約のうち代表加盟サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第35条、第36条、第37条、及び本条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項についてはなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

第3節 プラットフォームショップ向け特則

第38条(適用範囲)

第1章第3節の規定は、プラットフォーム提供者が自ら売主となる通信販売及びテナントが売主となるプラットフォーム上での通信販売に関し本サービスを利用する場合に適用される。この場合、本節で別途定めがある場合を除き、プラットフォーム提供者自身が売主となる通信販売だけでなく、プラットフォーム提供者のプラットフォーム上でテナントが売主となる通信販売についても本サービスを利用することを踏まえ適宜必要な読み替えを行った上で、プラットフォーム提供者を利用者として第1章第1節及び第1章第2節の規定を適用する。第1章第1節又は第1章第2節の定めと第1章第3節の定めとが矛盾抵触する場合には、第1章第3節の定めによるものとする。

第39条(本サービスの内容及び利用に関する特則)

- 第5条第1項各号に定める本サービスは、プラットフォーム提供者が売主となる通信販売及びプラットフォーム上でテナントが売主となる通信販売に関して提供されるものとして適宜読み替える。
- プラットフォーム提供者は、テナントを売主とする第5条第1項に定める本サービスに関して、当該テナントに代わり、テナントが実施すべきデータ処理対応及び管理画面の操作の全部又は一部を行う(以下本節において「本操作」という)ものとする。第5条第1項に定める本サービスは、プラットフォーム提供者が本操作を行うこと及び第41条第6項に基づきプラットフォーム提供者が本サービス利用に関するシステムを提供することを踏まえ適宜読み替えた上で提供される。プラットフォーム提供者は、テナントから本サービス利用に関する情報の開示を求められた場合、自己の責任で適切に対応するものとする。
- プラットフォーム提供者は、本操作及びテナントの本サービス利用に関する情報がプラットフォーム提供者と利用者間で共有されること(以下本節において、本操作と併せて「本操作等」という)のために必要な措置(各利用者の同意取得や利用者の顧客から承諾を得ること等を含むが、これらに限らない)をプラットフォーム提供者の費用と責任で実施するものとする。また、本操作等に関する利用者又は利用者の顧客からの問い合わせ対応は、プラットフォーム提供者の費用と責任で行うものとする。本操作等又は本項に定めるプラットフォーム提供者の対応により、EP 若しくはプラットフォーム提供者と利用者、又は、EP、プラットフォーム提供者若しくは利用者との間に紛争が生じた場合、当該紛争の発生原因が EP の故意又は重過失に

基づく場合を除き、プラットフォーム提供者は自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとする。また、本項に基づくプラットフォーム提供者の対応によって、本操作等に支障が生じた又は生じる可能性がある場合でも、当該支障の発生原因が EP の故意又は重過失に基づく場合を除き、EP は一切の責任を負わない。

- プラットフォーム提供者による本サービスの利用申込、追加申込及び EP による審査は、プラットフォーム提供者自身が売主となる通信販売及びプラットフォーム上でテナントが売主となる通信販売において、プラットフォーム提供者が利用を希望する決済方法及びサービスに関して実施される。プラットフォーム提供者は、当該前提のもと EP が承認した決済方法及びサービスを売主として利用し、またプラットフォーム上でテナントに利用させることができる。プラットフォーム提供者は、自己の責任と費用負担によって直接本サービスの対象とするテナントとの間で本プラットフォーム利用契約を締結、維持し、遵守するものとする。
- 第5条第4項の定めにかかわらず、プラットフォーム提供者は、事前に EP から書面による同意を得た場合を除き、プラットフォーム提供者が売主となる通信販売及びプラットフォーム上でテナントが売主となる通信販売を除き、第三者を売主とする通信販売又は当該商品の代金等に関して本サービスを利用し、又は名義貸しその他名目の如何を問わず本サービスを第三者に利用させてはならない。

第40条(利用手数料の特則)

第6条第1項の定めにかかわらず、プラットフォーム提供者は、別途 EP 所定の方法で掲示する(本サービスの Web サイトを指すが、これに限らない)本サービスの利用手数料の定価率又は所定の方法で提示された本サービスの利用手数料(本決済事業者の手数料等を含む)及びこれに対する消費税相当額(プラットフォーム提供者が利用者である場合、これらを併せて第1節の「利用手数料等」と読み替える)を負担するものとする。

第41条(プラットフォーム提供者の遵守事項)

- プラットフォーム提供者自身が売主となる通信販売だけでなく、プラットフォーム上でテナントが売主となる通信販売についても本サービスを利用することを踏まえ、テナントがプラットフォーム上で売主となる場合の、本サービスの利用、本サービスの利用に係る通信販売の態様、取扱商品又は当該取扱商品の宣伝広告等、本情報の取扱いに関しても、適宜必要な読み替えを行った上で利用契約が適用されるものとし、プラットフォーム提供者はこれを遵守するものとする。
- プラットフォーム提供者は、プラットフォーム上でテナントが売主となる通信販売について本サービスを利用する場合、利用契約上利用者が遵守すべき事項について、テナントをして遵守させるものとする。
- プラットフォーム提供者は、利用契約に別段の定めがある場合を除き、本決済方法がプラットフォーム提供者自身が売主となる通信販売だけでなく、プラットフォーム上でテナントが売主となる通信販売についても利用可能となることを踏まえ、本決済事業者から締結を求められる加盟店契約を締結、維持し遵守する。
- プラットフォーム提供者は、利用契約に別段の定めがある場合を除き、テナントをして、自己の責任と費用負担によって直接本決済事業者との間で本加盟店契約を締結、維持し、遵守させるものとする。
- プラットフォーム提供者は、テナント獲得にあたり、EP 所定の資料及び指示に基づき、テナントが本サービスを利用するために必要となる事項を説明するとともに、本プラットフォーム利用契約に EP 所定のオンラインドキュメントで提示する文章を盛り込み、かかる文章に記載の内容をテナントに遵守させるものとする。
- プラットフォーム提供者は、テナントに対し、テナントが売主として本サービスを利用することに関わるシステムのうち EP が提供するシステム以外を全て提供する(テナントが独自に開発する部分はない)ものとする。プラットフォーム提供者は、当該システムについても第10条所定の措置等を講ずるものとする。また、プラットフォーム提供者は、本プラットフォーム利用契約や本サービスの利用に関連して EP が提供するシステム以外に起因するカード番号等を含む本情報の漏洩等が発生しないよう措置を講ずる(政府・官公庁等からセキュリティに関する対応を求められた場合に自己の責任で対応することを含むがこの限りではない)ものとし、漏洩等が発生した場合、その責任は利用者たるテナントではなくプラットフォーム提供者の責任であることを確認し、遵守する。
- プラットフォーム提供者は、テナントを利用者として成立するテナントと EP との間の利用契約第22条に記載する事由に基づき EP に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合(判決や命令による場合に限らず、EP の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む)には、テナントと連帯してこれを全て賠償又は補償し、EP にいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。

第42条(テナントを売主とする場合の決済売上金等の引渡)

- 本条は、テナントが利用者として包括加盟サービスを利用し、かつ、テナントがプラットフォーム上で売主として通信販売を行う場合に適用される。なお、念のために申し述べるとプラットフォーム提供者が売主となって包括加盟サービスを利用する場合は第1章第2節が適用される。
- テナントを売主とする場合の決済売上金の引渡に関しては、テナントを利用者とする EP とテナント間の利用契約に基づき EP とテナント間で精算されるものとし、プラットフォーム提供者は当該決済売上金に関し EP に何らの債権も保有しないことを確認する。
- 前項の定めにかかわらず、プラットフォーム提供者が、以下の各号に掲げる事項を承諾しかつテナントからも以下の各号の承諾を取得している場合、EP とテナントとの間の利用契約に基づきテナントが受領すべき引渡金その他の利用契約に基づく EP からテナントへの支払債務(以下本項から第5項において単に「引渡金」という)について、テナントが指定したプラットフォーム提供者名義の銀行口座へ振り込む方法(以下「本指定」という)により支払う。振込手数料は EP の負担とする。プラットフォーム提供者は、EP から引渡金を受領後、自己の責任でテナントへの支払を行うものとする。
 - テナントからプラットフォーム提供者に対して EP からの引渡金の代理受領権を授与し、維持すること。また、代理受領権の授与の他本指定に必要な一切の措置等を、テナント及びプラットフォーム提供者が、責任をもって行うこと
 - プラットフォーム提供者が引渡金を受領した時点をもって利用者の EP に対する引渡金支払請求権が消滅すること
 - プラットフォーム提供者は、引渡金債権の譲受人ではなく、テナントの代理人として EP から引渡金を受領するのであり、引渡金に関し EP に対し一切権利を有しないこと、及び、利用契約に基づき、EP がテナントに対する支払い(念のために申し述べると、本指定に基づくプラットフォーム提供者の口座への支払いを含むがこれに限られない)を留保する場合があること
 - 事故発生時の対応、第37条に定める引渡金の返金等、利用契約に定めるテナントとしての義務は、引き続きテナント自身が負うこと、また、EP とテナントとの間の利用契約に基づきテナントが EP に負う債務(引渡金の返還債務、損害賠償支払債務を含むがこれに限られず、契約上の債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何を問わない)についてプラットフォーム提供者はテナントに連帯して責任を負うこと
 - 本指定(本指定に必要な措置等の不備も含むがこれに限られない)に起因して EP に費用や損害が生じた場合には、テナント及びプラットフォーム提供者は連帯して責任を負い、EP への賠償等を行うこと
 - EP は、本指定に起因して発生する紛争等について一切責任を負わないこと
- テナント若しくはプラットフォーム提供者が前項各号その他利用契約のいずれかに違反若しくは違反したおそれがあると EP が判断した場合、又はテナント若しくはプラットフォーム提供者の信用状態の悪化その他利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと EP が判断する場合、EP は、プラットフォーム提供者への通知をすることなく、直ちに本指定を解除することができ、それ以降プラットフォーム提供者に対しテナントの引渡金を支払わない。
- 本指定により EP がプラットフォーム提供者に対しテナントの引渡金を支払う場合、プラットフォーム提供者は、精算の対象となった利用手数料等、決済売上金、その他引渡金の内訳、EP・テナント間の相殺の有無等詳細についてテナントから開示を求められた場合、自己の費用と責任でこれに対応するものとする。
- プラットフォーム提供者は、本指定が適用されるテナントからの支払を除き、EP に対し、本プラットフォーム利用契約に基づきテナントがプラットフォーム提供者に支払うべきプラットフォームの利用料及びこれに対する消費税相当額(以下本条において、併せて「プラットフォームの利用料」という)を代理受領する権限を付与する。プラットフォーム提供者は、利用契約が有効に継続する期間中、当該代理権の授与を撤回することができないものとする。プラットフォーム提供者は、EP がテナントからプラットフォームの利用料の支払を受領した時点をもって、テナントに対するプラットフォームの利用料債権が消滅するこ

とを承諾する。また、当該テナントと EP との間の利用契約に基づき、EP がテナントに対し支払った引渡金について返還請求する場合、プラットフォーム提供者は本項に基づき EP がプラットフォーム提供者に支払ったプラットフォームの利用料を返還しなければならない。EP が受領したプラットフォームの利用料のプラットフォーム提供者への支払や、プラットフォーム提供者からEPへの返金に関しては、「決済売上金」を「プラットフォームの利用料」に読み替える等適宜必要な読み替えを行った上で第35条から第37条を準用する。

7. EP は、本条に基づきプラットフォーム提供者に支払うべき金額から、利用契約に基づいて EP がプラットフォーム提供者から支払を受けるべき利用手数料等、返還金等の金銭債権及び EP とプラットフォーム提供者との間の他の契約に基づき EP がプラットフォーム提供者から支払を受けるべき金銭債権の金額の合計額を、それらの支払期限の如何を問わず、控除することができるものとする。EP は、かかる控除を行った場合には、当該控除後の残額をプラットフォーム提供者に支払うものとする。

第43条(解除の特則)

第25条に定めるほか、EP は、テナントと本決済事業者との間の本加盟店契約、EP とテナントとの間の利用契約又は本プラットフォーム利用契約の全部又は一部が事由の如何を問わず終了した場合、何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部又は一部を解除することができる。

第43条の2(存続条項)

利用契約のうち、プラットフォーム提供者が自ら売主となる通信販売又はテナントが売主となるプラットフォーム上での通信販売に関する本サービスの全部又は一部に関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第39条第2項及び第3項、第40条、第41条第6項及び第7項、第42条、第43条、及び本条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項についてはなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

第4節 テナント向け特則

第44条(適用範囲)

第1章第4節の規定は、テナントが売主となるプラットフォーム上での通信販売に関し本サービスの利用する場合に適用される。この場合、本節で別途定めがある場合を除き、テナントを利用者として第1章第1節及び第1章第2節の規定を適用する。第1章第1節又は第1章第2節の定めと第1章第4節の定めとが矛盾抵触する場合には、第1章第4節の定めによるものとする。

第45条(本サービスの内容及び利用に関する特則)

1. 第5条第1項に定める本サービスに関してテナントが実施すべきデータ処理対応及び管理画面の操作の全部又は一部をプラットフォーム提供者が行う(以下本節において「本操作」というものとする。第5条第1項に定める本サービスは、プラットフォーム提供者が本操作を行うこと、及び、本サービス利用に関しテナントが準備すべきシステムは全てプラットフォーム提供者が提供することを踏まえ適宜読み替えた上で提供される。テナントは、本サービス利用に関する情報が必要な場合は、プラットフォーム提供者から提供を受けるものとする。
2. テナントは、本サービス利用に関する情報がプラットフォーム提供者に共有されること(以下、本操作と併せて「本操作等」という)を承諾し、本操作等を実施するために必要な措置(顧客からの同意取得を含むがこれに限らない)を自己の費用と責任で実施するものとする。また、本操作等に関する利用者の顧客からの問い合わせ対応は、テナントの費用と責任で行うものとする。本操作等又は本項に定めるテナントの対応により、EP 若しくは利用者とプラットフォーム提供者、又は、EP、プラットフォーム提供者若しくは利用者と利用者の顧客その他の第三者との間に紛争が生じた場合、当該紛争の発生原因がEPの故意又は重過失に基づく場合を除き、テナントは自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとする。また、本項に基づくテナントの対応によって、本操作等に支障が生じた又は生じる可能性がある場合でも、当該支障の発生原因がEPの故意又は重過失に基づく場合を除き、EPは一切の責任を負わない。

第46条(プラットフォーム利用料支払の特則)

1. 本条は、本指定(第47条第1項で定義する)により決済売上金を支払う場合以外に適用されるものとする。本指定(第47条第1項で定義する)により決済売上金を支払う場合は、別途の定めがない限り、第6条の定めに従うものとする。
2. 第6条第1項の定めに関わらず、テナントは、別途プラットフォーム提供者が定める料金表(以下「料金表」という)に従って、プラットフォーム利用料(本プラットフォーム利用契約に基づきプラットフォーム提供者に支払うべきプラットフォームの利用料及びこれに対する消費税相当額(以下併せて「プラットフォームの利用料」という)、並びに、第6条第1項に基づきEPに支払うべき利用手数料等を含む。以下同じ)を負担する。
3. EP がプラットフォーム提供者からプラットフォームの利用料の代理受領権を付与されていることを踏まえ、EP が第35条に基づきテナントの本サービス利用に関して本決済事業者から決済売上金を受け取った時点で、テナントのプラットフォーム提供者に対するプラットフォームの利用料の支払がなされ、EP がプラットフォーム提供者の代理人としてこれを受領したものとみなす。但し、EP 所定の時期までに当該決済売上金の支払がEPになされない場合、EPはテナントに対しプラットフォームの利用料を請求できるものとし、テナントは当該請求に従いEP 所定の時期までにEP 所定の方法で当該プラットフォームの利用料をEP に対し支払う。
4. 第6条第4項の定めにかかわらず、EP は、プラットフォーム利用料その他テナントが本契約に基づき負担する金額をインターネットを通じてテナントが随時閲覧できる状態に置くものとし、テナントは、毎月、これを閲覧して確認するものとする。但し、EP は、書面又は電子メールの送付によって、これらの事項をテナントに通知し又はプラットフォーム利用料に相当する金額をテナントに請求することができるものとする。

第47条(EP からテナントへの決済売上金の引渡に関する特則)

1. 第35条の定めにかかわらず、テナントが以下の各号に掲げる事項を承諾し、プラットフォーム提供者の合意がある場合、第35条第1項に基づくEPのテナントへの引渡金その他の利用契約に基づくEP からテナントへの支払債務(以下本条において、これらを併せて単に「引渡金」という)の支払は、テナントが指定したプラットフォーム提供者名義の銀行口座へ振り込む方法(以下「本指定」という)により行う。振込手数料はEPの負担とする。プラットフォーム提供者からテナントへの支払いは、プラットフォーム提供者の裁量と責任で実施されるものであり、EPは何らの責任を負わない。
 - (1) テナントからプラットフォーム提供者に対してEPからの引渡金の代理受領権を授与し、維持すること。また、代理受領権の授与の他本指定に必要な一切の措置等を、テナントは自ら及びプラットフォーム提供者を通じて、責任をもって行うこと
 - (2) プラットフォーム提供者が引渡金を受領した時点をもって利用者のEPに対する引渡金支払請求権が消滅すること
 - (3) テナントは、プラットフォーム提供者が第26条第1項のいずれにも該当しないこと、及び、将来にわたってもこれに該当しないことを、EP に対し表明・保証すること
 - (4) 利用契約に基づき、EP がテナントに対する支払い(念のために申し述べると、本指定に基づくプラットフォーム提供者の口座への支払いを含むがこれに限られない)を留保する場合があること、及び、この場合のプラットフォーム提供者からの問い合わせ等については第5号と同様とすること
 - (5) 問い合わせ等について、EPは一切の責任を負わず、テナントが対応を行うこと
 - (6) 事故発生時の対応、第37条に定める引渡金の返金等、利用契約に定めるテナントとしての義務は、引き続きテナント自身が負うこと、また、EP とテナントとの間の利用契約に基づくEPのテナントに対する債務(引渡金の返還債務、損害賠償支払債務を含むがこれに限られず、契約上の債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何を問わない)についてプラットフォーム提供者はテナントに連帯して責任を負うこと
 - (7) 本指定(本指定に必要な措置等の不備も含むがこれに限られない)に起因してEPに費用や損害が生じた場合には、テナント及びプラットフォーム提供者は連帯して責任を負い、EPへの賠償等を行うこと
 - (8) EPは、本指定に起因して発生する紛争等について一切責任を負わないこと

- テナント若しくはプラットフォーム提供者が前項各号その他利用契約のいずれかに違反又は違反したおそれがあると EP が判断した場合、又はテナント若しくはプラットフォーム提供者の信用状態の悪化その他利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと EP が判断する場合、EP は、テナントへの通知をすることなく、直ちに本指定を解除することができる。この場合、EP は、引渡金の支払口座となるテナント名義の口座を EP 所定の方法でテナントから指定されるまで、引渡金の支払いを留保することができる。
- 本指定により決済売上金を支払う場合、第6条第4項は適用されない。テナントは、精算の対象となった利用手数料等、決済売上金、その他引渡金の内訳、EP・テナント間の相殺の有無等明細が必要な場合、プラットフォーム提供者からこれを受領するものとし、EP はこれを提供する義務を負わない。

第47条の2(存続条項)

利用契約のうち、テナントが売主となるプラットフォーム上での通信販売に関する本サービスの全部又は一部に関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第45条、第46条第1項から第3項、第47条、及び本条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項についてはなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

第2章 カード決済に関する本サービス

第1節 通則

第48条(適用関係)

第2章の規定は、カード決済に関する本サービス及び当該決済方法に関する本サービスの利用に係る利用者の通信販売に関してのみ適用される。なお、第2章に定めのない事項については第1章の定めによる。

第49条(カード決済に関するサービスの内容及びその利用)

- カード決済に関する本サービスの内容は、第1章に定める本サービスのとおりとする。
- EP は、利用者が本規約を遵守することを条件として、本規約に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規約に基づき、これらに従ってのみ本サービスを利用することができる。
- 本サービスの対象となり得るカード決済は、「VISA」若しくは「MasterCard」(いずれもユニーカード株式会社取扱いのものを含むがこれに限られない)、「Diners」、「JCB」、「AMEX」又は「Discover」のいずれかのブランドのカードが用いられるものに限られるものとする。但し、本加盟店契約締結の申込を本カード会社が承諾しなかった場合には、これらの全部又は一部のブランドのカードについてカード決済を利用できない場合がある。
- 利用者は、1取引の決済金額(消費税相当額を含む。以下本条において同じ)が 100,000,000 円未満のカード決済に関してのみ本サービスを利用することができる。
- EP は、利用者(利用者がプラットフォーム提供者である場合には、プラットフォーム提供者又はテナント。以下本条及び次条において同じ)を売主とする通信販売で紛失したカード、盗難カード又は偽造若しくは変造されたカードが用いられた場合において、本カード会社から指示を受けたとき又は EP が独自に必要と判断したときは、利用者からの事前及び事後の同意を得ることなく、EP 又は利用者の事業所を所管する警察署等へ当該通信販売に関連した被害届を提出することができるものとする。

第50条(認証サービスに関する本サービス)

- 利用者は、カード決済を利用する場合、本カード会社へ認証サービス参加契約(認証サービス利用に関し本カード会社と利用者との間で締結される契約をいう。以下同じ)締結の申込を行うことにより、カード決済に関する本サービスの利用に係る信用販売において 3-D Secure™ 技術に基づくカード会員の本人性判別サービス(以下「認証サービス」という)を利用するものとする。
- EP は、利用者が認証サービスを利用する場合、3DS Server 又は 3DS SDK (利用者がその信用販売の相手方になろうとする者について認証サービスにより本人性の判別を受けるために用いる必要があるコンピュータソフトウェアとして本カード会社が指定するもの、その他本カード会社が指定するシステムやアプリケーションを指し、以下これらを個別に又は総称して、以下「本件アプリケーション」という)を用いて、認証サービスの利用に関連する本カード会社所定の情報の登録及びデータ処理並びに認証サービスの利用に関連する EP と本カード会社又は当該本カード会社が提携する他のカード会社(以下「認証提携先カード会社」という)との間のデータ通信及び利用者 と EP との間のデータ通信を、本サービスとして行う。
- 利用者が認証サービスを利用する場合でカード決済に関し代表加盟サービスを利用する場合、利用者はEPに対し、①認証サービス参加契約締結の申込(切替を含む。以下同じ)を行い、これに対する回答を受領すること、及び、②認証サービス参加契約に基づく通知等を発信し又は受領すること(データの送受信を含む。以下同じ)に関する包括代理権を授与するものとする。第33条第2項は、当該包括代理権の授与の撤回に関して準用するものとする。EP は、前項に定める本サービスに加え、当該包括代理権に基づき、利用者の代理人として、①EP が任意に選定する本カード会社に対し、適宜認証サービス参加契約締結の申込(切替を含む。以下同じ)を行い、これに対する回答を受領すること、②EP が認証サービスを有効とする設定を実施すること、及び、③認証サービス参加契約に基づく通知等を発信し又は受領すること(データの送受信を含む)を、本サービスとして行う。
- 本カード会社から指示を受けたとき又は EP が独自に必要と判断したとき(利用者がプラットフォーム提供者である場合にはテナントが任意の裁量により認証サービスを利用するときを含む)は、EP の裁量により、認証サービスを有効とする設定を実施することがあることを利用者は予め承諾する。
- 利用者は、カード決済に関する本サービスを利用する期間中、認証サービス参加契約を維持し、これを遵守するものとする。
- EP は、以下の各号の事由に起因する認証サービスに関する本サービスの不提供又は不具合に関して一切責任を負わないものとする。
 - 認証サービス参加契約が終了した場合、及び、利用契約に基づく認証サービスに関する本サービスの提供の停止若しくは休止又は終了
 - 本件アプリケーション自体に生じた固有の不具合
- 認証サービスにおける本人性判別は本カード会社単独又は本カード会社及びその認証提携先カード会社の共同の責任によってなされ、認証サービスの提供義務は認証サービス参加契約に基づいて当該本カード会社が負うものであり、EP は、認証サービスの内容、その提供又は不提供、個々の判別結果及び個々の判別結果に応じた本カード会社による信用販売の取扱いに関し一切責任を負わない。但し、認証サービスの不提供又は不具合がEPの責めに帰すべき事由に基づく場合(第11条その他、利用契約に基づく停止及び本条第6項第1号に定める終了は含まれない)は、この限りでない。
- 利用者は、本件アプリケーションに登録された情報、及びカード会員との間の信用販売(認証サービスの適用対象となるものに限る)に関する情報が、認証サービス利用の都度、認証の対象となる信用販売に利用されたカードに係る本カード会社、認証提携先カード会社及び EP のサーバ並びにそれらの委託先が管理するサーバに送信・蓄積されることを予め承諾するものとする。
- 利用者は、本カード会社が、認証サービスの利用普及を目的として、利用者の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に利用者の商号、屋号、その他営業に用いる名称、ホームページアドレス等を掲載又は表示することを予め異議なく承認するものとする。
- 利用者は、本カード会社が要求する場合、認証サービスの利用開始までにカード会員向け告知事項その他本カード会社所定の事項を、及び、認証サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの間、認証サービス参加契約を締結している加盟店であることを示す本カード会社が定める標識及び本カード会社所定の内容を、利用者の管理するサイトの見やすい箇所その他本カード会社指定の場所に表示するものとする。
- 利用者は、EP 以外の第三者に認証サービスに係る業務の全部又は一部を委託することはできないものとする。
- 第14条第8項の定めにかかわらず、EP は、認証サービスの提供に関連して取得した認証サービスによる判別結果に関するデータ及び認証サービスの利用に係る利用者の信用販売についての本カード会社の承認結果に関するデータを1年間保管し、その間に当該本カード会社又はその認証提携先カード会社から請求を受けた場合には速やかに、当該請求をしたカード会社に対し、保管している当該データのうち当該請求に係るものを提供することができるものとする。

13. EP は、認証サービスに関する部分の契約内容の変更について、第21条に基づき変更することができる他、認証サービス参加契約の内容が変更された場合、本カード会社又はその認証提携先カード会社から要請を受けた場合その他やむを得ない場合には、変更内容を事前に利用者に通知した上で、利用者からその都度の承諾を得ることなく変更することができるものとする。

第51条(信用販売に関する制限事項)

1. 利用者は、信用販売を実施するに際しては、関連法令に定める基準に従い、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。この場合において、利用者は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとする。当該措置に関する具体的方法及び態様並びにその変更に関しては、第15条第2項及び第3項を準用する。
 - (1)通知されたカード番号等の有効性
 - (2)当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用に該当しないこと。
2. 利用者は、カード決済に関する本サービスの利用に係る信用販売の態様、取扱商品又は当該取扱商品の宣伝広告に関して、法令を遵守し、かつ法令若しくは公序良俗に違反し若しくは違反するおそれのある行為、第三者の著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益を侵害し若しくは侵害するおそれのある行為又は犯罪に該当し若しくは該当するおそれのある行為を行ってはならない。
3. 利用者は、その取扱商品について、事前に本加盟店契約等に従って本カード会社による審査を受け、当該本カード会社から承認を受けるものとする。取扱商品を追加し又は変更する場合も同様とする。

第52条(売上請求の取り止め又は取消請求)

1. 本条は、利用者の裁量で、通信販売の売上又は本カード会社に対する売上請求の取消請求をする場合について規定するものである。
2. 利用者は、EP 所定の期間に限り、当月中に本カード会社から与信又は売上承認が得られた特定の通信販売について、EP がインターネット上で提供する管理画面(当該特定の通信販売について操作可能な期間内に限る)又は EP 所定の方法を通じて EP のコンピュータシステムを使用することにより、当該売上への取消請求をする旨を EP に指示することができる。EP は、かかる指示を受けた場合、当該取消請求に関する本カード会社所定のデータを本カード会社へ本カード会社所定の方法により提出するものとする。但し、当該指示に係る通信販売の本カード会社に対する売上請求が未了のものについては、EP は本カード会社への売上請求を行わないものとする。
3. 前項に基づき売上請求の取消請求がなされた場合、EP は売上請求を取消した通信販売にかかる本サービスの利用手数料等を利用者に返還する。なお、前項に基づき売上請求の取消請求がなされたことにより、テナントに対する本サービスの利用手数料等の返還が発生する場合でテナントへの決済売上の支払が本指定の方法により行われている場合、EP は、本項に基づくテナントに対する返還相当額についても本指定の方法によりプラットフォーム提供者へ支払うことがあり、これをもってテナントへの返還債務に対する支払とする。プラットフォーム提供者からテナントへの支払いは、プラットフォーム提供者の責任と裁量により対応されるものであり、EP は何らの責任を負わない。
4. 本条に基づき取消請求の対象となった売上請求に係る通信販売の代金等について本カード会社から当該通信販売の買主に対して請求がなされる場合があること及び本カード会社と当該買主との間で当該請求分が別途精算され得ることを利用者は認識し、承認する。

第53条(存続条項)

利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第50条第6項から第8項、第12項、第52条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項についてはなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

第2節 カード更新機能型クレジットカード決済に関する特別

第54条(適用範囲)

第2章第2節の規定は、カード更新機能型クレジットカード決済(以下で定義する)に関する本サービスに関してのみ適用される。なお、第2章第2節に定めのない事項については、第2章第1節の定めによる。また、第2章第1節の定めと第2章第2節の定めが矛盾抵触する場合には、第2章第2節の定めによるものとする。

第55条(用語の定義)

第2章第2節において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。

- (1)継続課金取引 継続的に行われる同種商品の販売又は提供であって、定期的に販売又は提供された当該商品の代金等をまとめて決済することを予定しているもの
- (2)カード更新機能対応クレジットカード会社 カード更新機能型クレジットカード決済に対応するカード会社として EP が指定又は連携するクレジットカード会社、及びこれと提携するカード会社
- (3)カード更新機能型クレジットカード決済 継続課金取引の代金等につき、カード更新機能を用いたクレジットカードにより実行されるカード決済
- (4)カード更新機能 継続課金取引の買主が当該取引において利用するクレジットカードについて、毎月、カード更新機能対応クレジットカード会社所定の日(以下「更新日」という)において当該クレジットカードに変更があったか否かを確認し、その結果、当該クレジットカードの情報に変更があり、かつ、当該カード更新機能対応クレジットカード会社より変更後のクレジットカードの情報の連携を受けることができた場合に、本サービスに登録されたカード情報を当該最新のクレジットカード情報に更新する機能
- (5)有効性データ カード更新機能型クレジットカード決済に用いられるクレジットカードの有効性に関する事項について、カード更新機能対応クレジットカード会社が定めるフォーマットに従って作成されたデータ

第56条(カード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスの内容)

カード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスの内容は、第49条に定める本サービス(但し、49条に定める本サービスのうち、第33条第1項各号に定めるサービスを除く。本条において、以下同じ)の内容に、以下の各号に定めるとおり修正又は追加がなされる他、第49条に定める本サービスの内容と同一とする。

(1)有効性データの作成及び提出

EP は、利用者が本サービスの管理画面等においてカード更新機能の対象とし、かつ、与信請求又は売上承認に関するデータ処理により承認が得られた利用者を売主とする継続課金取引に係るクレジットカードに関し、毎月、更新日において EP 所定の事項に関して提供されたデータをもとに作成された有効性データをカード更新機能対応クレジットカード会社に提出するものとする。

(2)カード番号等変更の通知を受けた場合の処理

EP は、前号のカード更新機能対応クレジットカード会社から同号の有効性データに係る特定のクレジットカード会員についてカード更新機能型クレジットカード決済に用いるカード番号等に変更があった旨の通知を受けた場合、本サービスに登録されたカード番号等を、EP がカード更新機能対応クレジットカード会社から通知を受けた変更後のカード番号等に更新するものとする。

第57条(カード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスの利用)

1. EP は、利用者が本規約を遵守することを条件として、本規約に基づきカード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスを提供する。利用者は、

本規約に基づき、これらに従ってのみカード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスを利用することができる。なお、念のため申し述べると、カード更新機能に関する本サービスは、利用者及び買主間の取引が、継続課金取引の場合に限るものとする。

2. 利用者は、本加盟店契約においてカード更新機能型クレジットカード決済の取扱いが認められている場合、当該本加盟店契約に係る本カード会社が承認したカード会員、カード番号等及び商品に関してのみカード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスを利用することができるものとする。

第58条（利用者の義務・承諾事項）

利用者は、カード更新機能の対象とするクレジットカードに関し、本サービスの管理画面等において自ら EP 所定の設定対応を実施するものとし、カード更新機能の対象とされていないクレジットカードについてカード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスが利用できなかった場合であっても、EP に対して何ら異議を述べないものとする。また、利用者は、EP が別途定める所定の期日まで当該設定対応を完了させるものとし、当該期日までに設定対応が完了していない場合、いかなる理由があってもカード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスを利用できないものとする。

第59条（免責）

EP は、有効性データの不具合であって利用者の行為に起因するもの、カード更新機能の過誤その他 EP が関与し得ない事情に起因し又は EP の責めに帰すことのできない事由に基づく本規約の不履行又は利用者とその信用販売に係る買主との間の紛争に関しては、一切責任を負わないものとする。

第60条（存続条項）

1. 利用契約のうちカード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに、EP 所定の事項に関して利用者より提供されたデータに基づき EP が作成した有効性データに関しては、当該終了した部分はなお有効に継続するものとする。
2. 利用契約のうちカード更新機能型クレジットカード決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、前条及び本条はなお無期限に有効とし、また、当該終了の日までに利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

第3章 コンビニ決済(PAYSLE)に関する本サービス

第61条（適用関係）

第3章の規定は、PAYSLE 決済に関する本サービスに関してのみ適用される。なお、第3章に定めのない事項については第1章の定めによる。

第62条（定義）

本章において以下の各号の用語は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、各号記載のとりの意味を有するものとする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) コンビニ各社 | PAYSLE 決済事業者が代金等収納業務に関する契約を締結しているコンビニエンスストア各社 |
| (2) コンビニ窓口 | EP の契約するコンビニ各社の直営店とコンビニ各社に加盟するコンビニ店舗（エリアフランチャイズ加盟店を含む） |
| (3) PAYSLE | 株式会社ブリースコーポレーションが提供する電子バーコードを用いた決済サービス |
| (4) PAYSLE 決済事業者 | 本決済事業者のうち、コンビニ各社との間及び EP との間で、それぞれ PAYSLE 決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者、並びに、当該事業者に PAYSLE を提供する提携会社の総称 |
| (5) PAYSLE 決済 | 利用者が利用者の買主から支払いを受ける代金等について、利用者の買主が PAYSLE を利用してコンビニ窓口において支払った場合に、PAYSLE 決済事業者が当該代金等をコンビニ各社から收受した上で、代金等から PAYSLE 決済事業者所定の手数料等を控除した残額を EP へ支払い、EP が利用者を代理してこれを受領すること |
| (6) PAYSLE 決済サービス | EP が提供する PAYSLE 決済による代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (7) 電子バーコード | スマートフォン等の通信端末の画面上に表示する二次元バーコード |
| (8) 提供物 | PAYSLE 決済サービスにおいて PAYSLE 決済事業者が EP を通じて利用者に提供する文書（払込票仕様書、バーコード仕様書、収納データ仕様書などの書類を含む）、資料等その他一切の有体物及び無体物 |
| (9) PAYSLE 認証手続 | 利用者の顧客が PAYSLE のスマートフォンアプリを初めて利用する場合に実施する、PAYSLE 決済事業者が利用者の顧客と PAYSLE のスマートフォンアプリの使用者の同一性を確認し、かつ、利用者の顧客から PAYSLE を用いて決済することについての同意を得るための手続 |

第63条（PAYSLE 決済に関するサービスの内容）

1. PAYSLE 決済に関する本サービスの内容は、第1章に定める本サービスのとおりとするほか、以下のとおりとする。なお、当該請求データに基づく電子バーコードの作成業務は PAYSLE 決済事業者の業務であり、EP の業務には含まれない。

(1) PAYSLE 認証手続が必要な場合における、当該認証に係る情報を PAYSLE 決済事業者へ通知すること

2. 利用者は、PAYSLE 決済サービスの利用にあたって、前項第1号に基づき EP 又は PAYSLE 決済事業者から電子バーコードを取得するための情報の通知を受けた場合、当該情報又は当該情報を加工した情報を EP 所定の方法で当該電子バーコードに係る買主に通知し、当該買主をして、EP 又は PAYSLE 決済事業者所定の方法により、代金等に関する電子バーコードを取得させるものとする。
3. 利用者は、EP 又は PAYSLE 決済事業者からの要求があった場合、電子バーコードの使用を開始する前に、EP 又は PAYSLE 決済事業者所定の方法で電子バーコードの読み取りテストを行うものとする。
4. 利用者における PAYSLE 決済サービスに関する業務取扱の具体的運用については、EP 又は PAYSLE 決済事業者からの提供物に従うものとする。

第64条（PAYSLE 決済に関する本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本規約を遵守することを条件として、本規約に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規約に基づき、これらに従ってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、買主において PAYSLE 認証手続が必要な場合には、EP を通じて PAYSLE 決済事業者から取得した PAYSLE 認証手続に必要な情報を買主に対し送信し、PAYSLE 認証手続をさせるものとする。
3. 利用者は、買主の過失により重複した代金等の支払いが発生した場合には、EP を通さずに重複した代金等を直接買主に返金するものとする。

第65条（電子受領証発行についての同意の取得及び発行権限の付与）

1. 利用者は、買主が PAYSLE 決済サービスによる代金の支払いを選択した場合、EP 又は PAYSLE 決済事業者所定の方法により、PAYSLE 決済事業者から PAYSLE 決済事業者所定の電子受領証を取得した場合は民法486条に定める受取証書の交付を要しないことについて、当該買主から同意を取得するものとする。
2. 利用者は、EP に対して、第63条第1項第1号に基づき利用者のコンピュータ又は買主のコンピュータから EP 所定の方法によって EP に送信されたデータに係る代金の受領について、電子受領証の発行権限を付与するものとし、また、EP が、PAYSLE 決済事業者に対して、かかる権限を再付与することを承諾する。なお、電子受領証の交付は PAYSLE 決済事業者の業務であり、EP の業務に含まれない。
3. 第64条第2項にかかわらず、利用者が自ら又は第三者（EP 及び PAYSLE 決済事業者を除く）を利用して電子バーコードを買主のスマートフォン等の通信

端末の画面上に表示する場合、当該表示については利用者が責任を負担する。

4. 利用者が自ら又は第三者(EP 及び PAYSLE 決済事業者を除く)を利用して電子バーコードを買主のスマートフォン等の画面上に表示する場合、第1項及び第2項にかかわらず、EP 及び PAYSLE 決済事業者は、買主に対して、民法486条に定める受取証書を交付し、又はこれに代わる電子受領証を取得させる責任を負わないものとする。この場合、利用者は自己の責任において、当該買主に対して利用者の名で民法486条に定める受取証書を交付し、又は民法486条に定める受取証書の交付を要しないことについて、当該買主から同意を取得する。
5. 利用者が、買主から、当該買主に対して民法486条に定める受取証書の交付を要しないことについて同意を取得する場合、利用者は、当該買主に対して、当該買主による PAYSLE 決済サービスによる支払いの履歴を示すために必要な措置として、EP が承認する措置を講じるものとする。また、利用者は買主から、当該買主に対して民法486条に定める受取証書の交付を要しないことについて同意を取得した場合であっても、当該買主から求められた場合には、当該買主に対して、自己の名で民法486条に定める受取証書を交付するものとする。

第66条(PAYSLE 決済に関する本サービスの提供停止)

本規約に定めるもののほか、利用者は、買主が PAYSLE 認証手を完了しない場合、買主の通信端末の画面上に電子バーコードが表示されない場合、買主の通信端末の破損等により電子バーコードを読み取ることができない場合、買主が現金以外での支払いを希望する場合等、PAYSLE 決済事業者所定の事由により、PAYSLE 決済サービスを利用できない場合があることを承諾する。

第67条(PAYSLE 決済に関する EP 免責)

1. PAYSLE 決済サービスに対する EP の責任は、利用者及び買主が支障なく PAYSLE 決済サービスを利用できるよう、最善の努力をもって PAYSLE 決済サービスを運営することに限られるものとする。
2. 前項に定めるほか、EP は、利用者が PAYSLE の利用又は利用不能により被った損害(買主に対する返金債務の負担を含むがこれに限らない)につき、一切責任を負わないものとする。
3. EP は、利用者のコンピュータ又は買主のコンピュータから EP 所定の方法によって送信された代金等の支払いに関する EP 所定のデータに基づいて、EP 又は PAYSLE 決済事業者所定の方法により、当該代金等の支払いに係る電子バーコードを取得するために必要となる EP 所定の情報を通知するものとし、利用者のコンピュータ又は買主のコンピュータから送信された代金等の支払いに関するデータの不備若しくは誤り等に起因する PAYSLE の不提供及び不具合に関しては、一切の責任を負わないものとする。
4. PAYSLE 決済サービスに対応するためのソフトウェアの不具合に関する EP の責任は、PAYSLE 決済サービスを利用するために適切なソフトウェアを選定することに限られ、その設置、運用及び故障等の瑕疵については、EP は一切の責任を負担しない。

第68条(存続条項)

利用契約の全部又は PAYSLE 決済サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第65条第2項及び前条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項についてはなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

第4章 PayPay 決済に関する本サービス

第69条(適用関係)

第4章の規定は、PayPay 決済に関する本サービスに関してのみ適用される。なお、第4章に定めのない事項については第1章の定めによる。

第70条(定義)

本章において以下の各号の用語は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、各号記載のとおりの意味を有するものとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) PayPay 加盟店契約 | PayPay 決済に関する PayPay 決済事業者と利用者との契約 |
| (2) PayPay 決済事業者のシステム | PayPay 決済事業者が代金等の受領、利用者への支払額の算出、利用者のシステムとの間のデータ通信その他当該 PayPay 決済事業者が利用者との間で PayPay 決済に関して締結している契約の履行のために使用するコンピュータシステム |
| (3) PayPay 決済引渡金 | 引渡金のうち、PayPay 加盟店契約に基づき、利用者が請求できる利用者を買主とする販売行為等に基づく利用者の代金等相当額の金銭(以下「PayPay 決済売上金」という)より、PayPay 決済事業者及び EP 所定の金額を控除して相殺した後の残額 |
| (4) PayPay データ | 利用者を売主とする代金等の決済に係る PayPay が PayPay 決済事業者のシステムによって受信された場合における当該受信の事実その他 PayPay 決済事業者所定の事項に関するデータであって、PayPay 決済事業者所定のデータフォーマットに従ったもの |
| (5) PayPay 決済 | PayPay 決済事業者が提供する各種決済手段(PayPay、PayPay オンライン、PayPay for Business、あと払いサービス、前払いサービス)の総称 |

第71条(PayPay 決済に関するサービスの内容)

PayPay 決済に関する本サービスの内容は、第1章第1節に定める本サービスのほか、第1章第2節に定める本サービスとする。利用者が PayPay 決済に関する本サービスを利用するにあたっては、第1章第2節も併せて適用される。

第72条(PayPay 決済に関する本サービスの利用)

1. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。利用者は、通知された当該提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断は EP の裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者へに通知した場合であっても、EP はその理由を開示する義務を負わない。
2. 利用者は、利用者自身(プラットフォーム提供者が利用者の場合はテナントを含む)を買主とする代金等の決済を目的とする場合のみ本サービスを利用ことができ、EP は利用者がその他の目的で本サービスを利用したと認めた場合、何ら催告することなく、利用者への本サービスの提供を停止し、また、利用契約を解除することができる。
3. 買主の利用者に対する商品代金支払債務は、EP が割り当てた PayPay 決済事業者に買主が支払った商品代金の入金完了した時点をもって消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
4. 本サービスの提供に関しては、EP と PayPay 決済事業者との間の本サービスの提供に関する契約において明示的に定められている事項を除いては、PayPay 決済事業者が定める規定が適用されることを利用者は確認する。

第73条(利用者の遵守事項等に関する特則)

1. PayPay 加盟店契約は、PayPay 決済事業者所定の「PayPay 加盟店規約(オンライン決済用)」の他、利用者の申込内容に応じて PayPay 決済事業者との間で適用される PayPay 決済事業者所定の規約及びこれらに付帯する書面(ガイドライン、仕様書等のマニュアル類、申込書等を含むが、これらに限らない。)で構成される。これらの規約の記載は以下の URL 又は URL が有効でない場合は、PayPay 決済事業者所定の URL より確認するものとする。

(<https://about.paypay.ne.jp/terms/>)

2. 利用者は、自己の費用と責任において、PayPay 加盟店契約を遵守するものとする。

3. 利用者は、本サービスを利用するに際し、以下の措置を講じて買主に一方的な不利益がないよう取り計らわなければならない。

- (1) 買主との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に買主が不利にならないよう取り計らい、利用者が責任を取り得ない範囲について買主が理解できるよう利用者の商品・サービス等の販売ページ等適切な場所に明示すること
- (2) 買主からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口へ寄せられた苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと

第74条(存続条項)

利用契約の全部又は PayPay 決済サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、その性質上当然に存続すべき条項についてはなお無期限に有効とし、また、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

第5章 Apple Pay 決済に関する本サービス

第75条(適用関係)

第5章の規定は、Apple Pay 決済に関する本サービスに関してのみ適用される。なお、第5章に定めのない事項については第1章の定めによる。

第76条(定義)

本章において以下の各号の用語は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、各号記載のとおりの意味を有するものとする。

- (1) 本人認証アプリ 端末に事前登録された端末所有者に関する情報(以下「会員情報」という)と、通信販売の申込者が端末に入力などした情報(以下「入力情報」という)とを照合し、会員情報と入力情報の合致により通信販売の申込が端末所有者本人のものからであることを認証するアプリを提供する事業者(以下「アプリ提供事業者」という)所定のアプリケーション
- (2) 端末 カード会員(以下「会員」という)が正当に保有する通信機能を内蔵した、スマートフォン、タブレット等のデバイス
- (3) Apple Pay 決済サービス EPが提供する Apple Pay 決済による代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- (4) Apple Pay 決済 本人認証アプリを利用することによって代金等を決済することを目的とした Apple Pay 決済事業者のシステム及び当該システムとデータ連携をするために EP が所有するシステム(以下総称して「Apple Pay 決済システム」という)を用いたカード決済

第77条(Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの内容)

Apple Pay 決済サービスの内容は、第2章に定めるとおりとする。

第78条(Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用)

1. 利用者は、Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する前に、自己の責任と費用負担で、アプリ提供事業者と契約し、アプリ提供事業者から決済に必要なソフトウェアの提供を受けたうえで、Apple Pay 決済時に接続されるサーバ等へ実装するものとする。
2. 前項の費用のほか、利用者は Apple Pay 決済に際し発生する通信料その他一切の費用を負担するものとする。
3. 利用者は、Apple Pay 決済サービスを利用可能な店舗として利用者が登録された旨の通知及び Apple Pay 決済サービスの提供開始日の通知の双方をEPから受けた時以降、Apple Pay 決済システム及び Apple Pay 決済サービスを利用することができる。

第79条(利用者の遵守事項等に関する特則)

1. 利用者は、Apple Pay 決済において、会員から Apple Pay 決済の申込を受けた場合、第78条第1項に定めるソフトウェアを利用して、当該 Apple Pay 決済が端末所有者本人からの申込みであることを確認するものとする。この確認が成功した場合を除き、当該会員との間で Apple Pay 決済を行ってはならないものとする。
2. 利用者は、Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの期間、Apple Pay 決済対応加盟店であることを示す Apple Pay 決済事業者又は Apple Pay 決済事業者と提携する他の事業者(アプリ提供事業者を含む)所定の標識等を、利用者のホームページ・インターネットサイト等の見やすい箇所に表示するものとする。

第80条(存続条項)

利用契約の全部又は Apple Pay 決済サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、その性質上当然に存続すべき条項についてはなお無期限に有効とし、また、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

第6章 口座振替決済に関する本サービス

第81条(適用関係)

第6章の規定は、口座振替決済に関する本サービスに関してのみ適用され、三井住友カード若しくはみずほファクター又は提携金融機関と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。なお、第6章に定めのない事項については第1章の定めによる。

第82条(定義)

本章において以下の各号の用語は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、各号記載のとおりの意味を有するものとする。

- (1) 口座振替決済 利用者に対する買主の代金等の支払債務について、口座振替決済事業者が提携する金融機関(以下「提携金融機関」という)における当該買主の指定した預金口座から当該代金等相当額を自動振替によって口座振替決済事業者が受領し、当該代金等から口座振替決済事業者所定の手数料等を控除した残額を EP が利用者を代理して受領すること
- (2) 口座振替決済(本サービス) 口座振替に関するデータ処理等のサービスであって、本章で定めるもの
- (3) 口座振替決済事業者 三井住友カード株式会社(以下「三井住友カード」という)又はみずほファクター株式会社(以下「みずほファクター」という)

第83条(本サービスの内容)

1. 利用者は、買主から金融機関の口座が記載された預金口座振替依頼書(以下「依頼書」という)を利用者の責任において回収するものとし、各口座振替決済事業者が別途定める日までに前もって各口座決済事業者が指定する送付先に依頼書を送付する。
2. 利用者は、予め依頼書に買主の指定する金融機関コード、支店コード、委託者コード、顧客コード等 EP 又は口座振替決済事業者が定める必要事項が記入されているか否かを調査するものとし、当該依頼書に未記入の事項がある場合は口座振替決済事業者又は口座振替決済事業者から連絡を受けた EP を通してその旨通知され、新たに依頼書を第1項と同じ送付先に対して送付する必要があること(当該未記入の事項があった依頼書の返還は行われず、新たな依頼書の提出によって口座振替日の変更された場合、EP は何らの責任を負わないことに同意する。

3. 利用者は、買主が指定した金融機関の口座等、依頼書記載事項に変更が生じたことを知った場合、速やかにその旨 EP に通知するとともに、新たに当該変更が反映された依頼書を買主から入手し、第1項と同じ送付先に提出しなければならない。
4. 利用者は、口座振替によって支払われる代金等が記載された請求データを EP の指定する期日及び方法によって EP に提出するものとし、EP は利用者から提出された当該請求データに基づき、買主の指定する金融機関口座から振替を行うことを、口座振替決済事業者を通じて提携金融機関に依頼し、口座振替決済事業者から当該依頼の結果の報告を受けた場合、当該結果を利用者に通知する。
5. 前4項の定めにかかわらず、EP が別途認める場合、利用者は、依頼書に記載すべき事項に関するデータ及び請求データ(以下「データ」と総称する)を EP の指定する方法(請求データに関しては前項とは異なる方法)で通信回線を通じて EP のシステムに送信することができる。かかる場合、EP は利用者から受信したデータを口座振替決済事業者に送信し、口座振替決済事業者は EP から受信した当該データを提携金融機関に送信する。
6. EP は、口座振替に係る代金等の金額を管理するためのデータ処理を行う。
7. 利用者が EP に提出した請求データの誤記、欠落、毀損等により買主その他第三者に損害が生じた場合には、利用者がその責任において処理し、EP 及び口座振替決済事業者は一切の責任を負わないものとする。

第84条(本サービスの利用)

1. EP は、利用者が本規約を遵守することを条件として、本規約に基づき本サービスを提供する。
2. 利用者は、本サービスを利用可能な店舗として利用者が登録された旨の通知及び本サービスの提供開始日の通知の双方を EP から受けた後、当該提供開始日以降に、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
3. EP は、利用者を売主とする代金等について口座振替を行うことについて、口座振替決済事業者から承認を得た場合にのみ前項の登録を行う。当該承認が得られなかった場合、利用者は、本サービスを利用することはできない。EP は、当該承認が得られなかった場合においても、その理由を利用者に開示する義務を負わない。利用者は、当該承認を得ることに関連して EP から資料、情報等の提供を要請された場合には速やかに応じるものとする。
4. 利用者は、利用者自身を売主とする代金等についてのみ本サービスを利用することができる。
5. 本サービスに関して、買主に対する一切の折衝は利用者が行うものとし、EP 及び口座振替決済事業者は買主に対して請求書・領収書の発行、入金督促、及び引落し済の通知等一切の折衝を行わないものとする。

第85条(委託等の特則)

1. 利用者は、EP に対し、口座振替に係る代金等の代理受領業務を委託し、EP はこれを受託する。
2. EP は、前項に基づいて利用者から委託を受けた代理受領業務を口座振替決済事業者に再委託する。
3. EP は、第83条各項の手続によって代金等が買主の指定する提携金融機関口座から引き落とされ、当該提携金融機関から口座振替決済事業者へ、口座振替決済事業者から EP へと順次、当該代理受領に係る支払がなされた場合、EP は当該代理受領した当該金額から口座振替決済サービスに関する利用手数料(提携金融機関及び口座振替決済事業者の各委託料等に相当する額を含む)並びにこれらに対する消費税等相当額を控除した残額(以下「口座振替決済引渡金」という)を、支払期限(利用者が EP に申請し、EP が承認した日を指す。なお、EP が別途認めた場合、決済処理にかかる締め日及び締め回数の変更申請が可能)に従って、利用者が指定した銀行口座へ振り込む方法により支払う。但し、EP は、利用者が他の決済方法に関して本サービスを利用している場合には、当該他の決済方法に係る支払と合算して支払うことができる。
4. EP は、提携金融機関又は口座振替決済事業者について、支払不能若しくは支払停止が生じ又は破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続開始等の事情によって EP が口座振替決済事業者から当該代理受領に係る支払を受けていない場合、EP は、当該代理受領に関ししては、前項による口座振替決済引渡金の支払義務を負わない。
5. 前二項に定めるもののほか、引渡金の支払、支払留保又は返金については利用規約第35条、第36条及び第37条の定めに従う。

第86条(免責に関する特則)

EP は、第23条並びに第83条第2項及び第7項に基づく場合のほか、以下の各号の口座振替の未実行について責任を負わない。

- (1) 依頼書により買主が指定した金融機関口座の残高が不足していた場合
- (2) 依頼書記載事項に相違があった場合
- (3) 依頼書に押印された金融機関届出印に相違があった場合
- (4) 第83条に定める手続を買主が行わなかった場合
- (5) その他 EP の責に帰すべからざる事項(通信回線の輻輳による通信回線の不通等を含むがこれに限定されない)による場合

第87条(存続条項)

利用契約の全部又は口座振替決済に関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、その性質上当然に存続すべき条項についてはなお無期限に有効とし、また、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

第7章 銀行振込(バーチャル口座)に関する本サービス

第88条(適用関係)

1. 第7章の規定は、銀行振込(バーチャル口座)に関する本サービスに関してのみ適用され、バーチャル口座決済事業者と利用者間の権利義務の内容を定めるものではない。なお、第7章に定めのない事項については第1章の定めによる。
2. 銀行振込(バーチャル口座)についての詳細は、バーチャル口座決済事業者の定めるところによるものによる。

第89条(用語の定義)

本章における用語の意味は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、各号に定める意味を有する。

- (1) 銀行振込(バーチャル口座) バーチャル口座に入金される代金等に関するデータ処理及び当該代金の決済を完了させること
- (2) バーチャル口座 買主の利用者に対する通信販売による代金等の支払いに充てるため、EP が利用者の指示に応じて割り当てる銀行口座の番号であって、EP 指定の銀行口座に紐づくもの
- (3) 本サービス バーチャル口座に入金される代金等に関するデータ処理及び当該代金の支払いに関するサービスであって、本章が定めるもの(本条第5号に定める本オプション機能を含む)
- (4) バーチャル口座決済事業者 本決済事業者のうち、バーチャル口座を EP に提供する金融機関
- (5) 本オプション機能 本サービスの一部を構成し単独では利用することができないものであって、利用者の選択により任意に利用できる、入金可能額設定機能、銀行振込(バーチャル口座)一括決済、固定バーチャル口座発行機能、の全部又はいずれかを指す。いずれの機能も、その内容は別途バーチャル口座決済事業者及び EP の定めるところによるものとし、利用者は、各機能について、EP 所定の利用手続を行い、かつ、EP 所定の利用手数料等(本規約第6条(利用手数料)又は第21条(本規約の変更)の定めに基づき変更した場合は変更後のものを指す)を負担するものとする

第90条(本サービスの内容)

1. 利用者は、利用者が通信販売をする商品を買った買主が、代金等の決済を銀行振込(バーチャル口座)によって行う旨の意思表示をした場合、EP に対し、インターネット回線を通じた EP 所定の方法により買主が払うべき代金額、買主のメールアドレス、利用者指定の入金期限その他 EP 所定の情報を通知したうえでバーチャル口座の割当てを依頼し、EP はこれを受けて、当該代金決済のためのバーチャル口座を割当てて。但し、固定バーチャル口座発行機能を利用する場合についてはこの限りではなく、利用者の任意の時期に EP に EP 所定の情報を通知したうえで割当て依頼し、EP はこれを受けて割り当てることができる。
2. EP は、利用者の買主に対し、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の名称(以下、総称して「バーチャル口座情報」という)を電子メールにより通知する。
3. EP は、割当てたバーチャル口座に入金があった場合、EP 所定の方法で利用者に通知する。
4. バーチャル口座に入金された金員に利息は生じない。
5. バーチャル口座の口座名義人の名称は、第92条に定めるとおりとする。
6. バーチャル口座は、利用者が専有するものではなく、EP の本サービスを利用する利用者に EP が管理する口座番号を任意に割当ててのものとする。但し、1つのバーチャル口座が同一時期に複数の買主に向けて割り当てられることはない。
7. EP は、買主が海外送金を用いたバーチャル口座への入金に関して、本サービスを提供しないものとし、利用者はこれに異議を述べない。

第91条(本サービスの利用)

1. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。利用者は、通知された当該提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断は EP の裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者に通知した場合であっても、EP はその理由を開示する義務を負わない。
2. 利用者は、利用者自身を売主とする代金等の決済を目的とする場合のみ本サービスを利用ことができ、EP は利用者がその他の目的で本サービスを利用したと認められた場合、何ら催告することなく、利用者への本サービスの提供を停止し、また、利用契約を解除することができる。
3. 利用者は、本サービスの申込時に、EP に対し、包括的に買主の代金等を利用者に代理して受領する権限を授与するものとし、本サービスの利用を終了するまでこれを撤回してはならない。但し、第1項のとおり EP が利用者に対し本サービスの提供をしない旨の通知をした場合には、当該通知の時点をもって、EP の代金等の受領権限は消滅するものとする。
4. 買主の利用者に対する代金等支払債務は、EP が割り当てたバーチャル口座に買主が支払った商品代金の入金が完了した時点をもって消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
5. 銀行振込(バーチャル口座)に関する本サービスは、EP とバーチャル口座決済事業者との間の本サービスの提供に関する契約において明示的に定められている事項を除いては、バーチャル口座決済事業者が定める規定(銀行取引約款その他の EP が、バーチャル口座決済事業者の顧客としてバーチャル口座決済事業者のサービスを利用する際に適用される約款を含む)の内容、条件で提供されることを利用者は確認する。

第92条(口座名義の特例)

1. EP が利用者により割り当てた口座(以下「割当口座」という)に係る口座名義は、「ジーエムオーイプシロン(カ)を含むものとする。なお、EP がバーチャル口座決済事業者のサービスを利用して発行した割当口座であることを判別するために EP が講じるべき措置をバーチャル口座決済事業者が指定した場合は、当該措置を講じることがあることを利用者は確認する。
2. 割当口座に係る口座名義は、「ジーエムオーイプシロン(カ)の前に、口座を発行する利用者の名称及びそのサービスの名称(かかる名称が変更された場合は、当該変更後名称とする)を含むものに限定するものとする。
3. 利用者は、EP に対し、「ジーエムオーイプシロン(カ)を含む口座名の口座を直接又は間接を問わず、また方法又は態様の如何を問わず第三者に使用させないこと、第三者のために使用しないこと、及び本サービスの利用以外の目的のために使用しないことを誓約する。
4. 「ジーエムオーイプシロン(カ)を含む口座名の口座の使用に関して、バーチャル口座決済事業者が、国内外の法令)に基づく EP 又は利用者に関する情報の照会、開示要請、任意名口座の利用の差止要請等を受けた場合において、利用者は、バーチャル口座決済事業者が当該要請等に応じることに同意するものとする。
5. 利用者は、「ジーエムオーイプシロン(カ)を含む口座名の口座の発行、割当及び利用等に関して買主との間において生じる一切の紛争を自己の責任と負担において処理するものとする。但し、利用者は、自己が当該紛争に関する請求等を受けた場合、速やかに EP に通知するものとする。なお、EP による事前承諾を得ることなく、利用者が行った当該紛争の解決について、EP は、一切責任を負わないものとする。
6. EP は、利用者が第3項及び第4項に定める事項に違反し、又は同意することを拒否した場合は、利用者に対する口座の利用をさせず、また既に利用している場合は利用を取り消すものとする。

第93条(利用者の遵守事項等に関する特例)

1. 利用者は、第92条及び前条に基づき EP が割り当てたバーチャル口座情報及び入金期限並びに第90条第7項に関する情報を正確に買主に通知しなければならず、通知した口座情報及び入金期限の誤り又は第90条第7項によって生じた買主との代金等の支払いに関する紛議の一切について、EP は何ら責任を負わない。
2. 利用者は、買主に対し、口座情報及び第90条第7項に関する情報を確認させ、誤ったバーチャル口座への入金又は海外送金による入金をしないよう周知、徹底しなければならない。買主の責めに帰すべき事由による誤ったバーチャル口座への入金及び海外送金による入金について、EP は一切関知しない。但し、EP 所定の方法による組戻しが可能な場合は、この限りではなく、買主が、組戻しを指示したバーチャル口座決済事業者所定の組戻手数料を負担したうえで、組戻しを行うものとする。
3. EP は、割り当てたバーチャル口座に入金があった金額を利用者に引渡せば足りる(ただし、次条各号のいずれかに該当する場合において EP は当該引渡しを行わないことができる)ものとし、買主がバーチャル口座に代金支払がなされること、その金額が代金額と一致することを何ら保証するものではない。買主による代金の不払い又は代金額の誤りに起因する買主との紛議については、利用者が自己の費用と責任をもってこれを解決するものとし、EP に一切の迷惑をかけない。

第94条(免責に関する特例)

EP は以下の各号に基づく銀行振込(バーチャル口座)の未実行について責任を負わない。

- (1)バーチャル口座情報に相違があった場合
- (2)利用者が本オプション機能のうち入金可能額設定機能を利用している場合であって買主が支払った入金額と設定金額との間に相違があった場合
- (3)その他 EP の責めに帰すべからざる事項(通信回線の輻輳による通信回線の不通等を含むがこれに限定されない)による場合

第95条(存続条項)

利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した場合においても、第92条第4項及び第5項、第94条及び本条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項についてはなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当然終了によって影響を受けないものとする。

第8章 Google Pay 決済サービスに関する本サービス

第96条(適用関係)

第8章の規定は、Google Pay 決済サービスに関する本サービスに関してのみ適用され、Google Pay 決済サービスに関する本サービスのうち、カード決済に関する部分については、第2章の定めが適用される。なお、その他の部分については、第8章に定めのない事項については第1章の定めによる。

第97条(用語の定義)

本章における用語の意味は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、各号に定める意味を有する。

- (1)Google Pay アプリ 利用者の通信販売における代金等決済時に、利用者の顧客である買主の Google アカウントに登録されている本人のカード番号等を抽出し、当該買主に提示する機能を有するアプリケーション
- (2)Google Pay 決済サービス 買主が Google Pay アプリを利用することにより抽出される当該買主のカード番号等を EP のシステムを通して利用者システムに連携する API(以下「Google Pay API」という)を利用して受信したカード番号等を、カード決済に関する本サービスの提供に必要な EP 所定のデータ形式に変換し、その情報を用いてカード決済するサービスであって、本章が定めるもの

第98条(本サービスの内容)

Google Pay 決済サービスの内容は、第2章に定めるカード決済に関する本サービスの内容に加えて、以下のとおりとする。

- (1)買主が通信販売における代金等決済時に自己の Google アカウントに登録されている本人のカード番号等を抽出し、当該カード番号等を利用してカード決済をする場合、Google Pay API を通じて利用者システムへと連携すること
- (2)買主が(1)で抽出したカード番号等を、EP 所定のデータ形式に変換すること
- (3)(2)で EP 所定のデータ形式に変換したカード番号等を EP のシステムに送信し、第2章の定めに従いカード決済すること
- (4)前記(1)から(3)に付随するサービス

第99条(本サービスの利用)

利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。利用者は、通知された当該提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断は EP の裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者へに通知した場合であっても、EP はその理由を開示する義務を負わない。

第100条(損害賠償に関する特則)

本決済事業者の責めに帰すべき事由に起因し利用者に損害が生じ EP が損害賠償責任を負う場合であっても、EP が本決済事業者から当該損害の賠償を受けることができない場合には、EP は、いかなる場合であっても利用者に対し損害賠償責任を負わない。

第101条(免責に関する特則)

Google Pay 決済サービスは、第98条で定めたもののみを内容とし、EP はそれ以外の一切の責任(Google Pay アプリの商品的価値、品質、内容の正確性、エラーのない動作、権利の非侵害、利用目的への適合性に関する保証を含むがこれらに限られない)を負わない。

第102条(存続条項)

利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した場合においても、第100条から本条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項についてはなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当然終了によって影響を受けないものとする。

以上

決済事業者加盟店規約集

- ・ ユーシーカード株式会社
- ・ 株式会社ジェーシービー 通信販売加盟店規約
- ・ 株式会社ジェーシービー 店子加盟店特約
- ・ トヨタファイナンス株式会社
- ・ 株式会社オリエントコーポレーション

以上

fincode ビジネスカード利用規約

目次

- 第1章 総則
- 第2章 個人情報の同意条項

第1章 総則

第1条 (目的)

この fincode ビジネスカード利用規約 (以下「本規約」という) は、GMO イブシロン株式会社 (以下「EP」という) が提供する本サービス (第3条において定義する) の内容及び EP と利用者との間の本サービスの利用に関する契約の成立及び内容等について定める。

第2条 (定義)

本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとする。

- (1)カード残高 EP が利用者に対して発行する、原則として現金の払戻しが禁止される、資金決済法上の第三者型前払式支払手段をいい、1単位1円として発行されるもの
- (2)利用者 fincode byGMO(第15号で定義する)の利用者である法人又は個人事業主であって本サービスを利用する法人又は個人事業主
- (3)利用希望者 利用者になることを検討している法人又は個人事業主
- (4)利用者専用サイト 本サービスを利用するために EP 又は EP 提携事業者(第11号で定義する)が提供する Web サイト
- (5)プリペイドカード 本サービスの利用に関して、商品代金等(第7号で定義する)の決済に必要なバーチャルカード
- (6)対象商品 利用者がカード残高を使用して加盟店(第9号で定義する)において決済が可能な商品、サービス、情報、権利等
- (7)商品代金等 対象商品の代金(送料その他の費用、消費税等一切の費用を含む)
- (8)チャージ 利用者が本規約に基づき EP 所定の対価を支払ってカード残高を取得すること
- (9)加盟店 EP が指定する国際カードブランドの加盟店のうち、自身が販売する対象商品の商品代金等について決済事業者とカード残高に基づく決済の取扱いに関する契約を締結しているオンラインショップ。但し、EP が認めたオンラインショップ(第3条第4項に定める)に限るものとする。
- (10)決済事業者 加盟店とカード残高に基づく商品代金等の決済の取扱いに関する契約を締結している事業者
- (11)EP 提携事業者 EP と本サービスを提供するために提携している企業(本サービスの提供に関して EP と業務提携契約等の提携契約を締結している企業、EP が本サービスを提供するにあたり必要な業務を委託している企業又は国際カードブランドとのライセンス契約に関わる契約を EP と締結している企業を含む)
- (12)EP 提携事業者サービス EP の本サービスの提供のために、EP 提携事業者が EP から受託する業務又は EP に提供するサービス
- (13)EP 提携事業者の契約等 EP の本サービス提供のために、EP と EP 提携事業者との間で締結された契約又は規約等
- (14)国際カードブランド プリペイドカードによる決済を行うために必要なカード決済ネットワークを展開する国際決済ブランド(ビザ・インターナショナル・サービス・アソシエーションのことをいう)
- (15)fincode byGMO EP が提供する通信販売の商品の代金等について決済を支援することを目的としたサービス
- (16)決済売上金 fincode byGMO の決済方法を利用することで決済したことにより利用者が受け取り又は受け取るべき代金等の総称
- (17)資金決済法 「資金決済に関する法律」(平成二十一年法律第五十九号。その後の改正も含む)
- (18)犯罪収益移転防止法 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成十九年法律第二十二号。その後の改正も含む)
- (19)反社会的勢力 暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成三年法律第七七号。以下「暴対法」という)第2条第2号に定める暴力団をいう)、暴力団員(暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団、その他これに準ずる者

第3条 (本サービスの内容)

- 本サービスとは、プリペイドカードに関して EP が提供するサービスであって、以下の各号のサービスをいう。
 - (1)プリペイドカード機能を有するカードの発行
 - (2)fincode byGMO 上の決済売上金をプリペイドカードの残高としてチャージすること
 - (3)カード残高を用いた決済のサービス
 - (4)その他前三号に関連し又は附随するサービスとして EP が定めるもの
- 本サービスは、現に日本国内に居住する法人又は個人事業主に限り提供するサービスである。
- 本サービスは、既に fincode byGMO を利用している法人又は個人事業主に限り利用することができるサービスである。
- 利用者は、本サービスにおけるカード残高を用いた決済サービスはオンラインショップにおいてのみ利用できること、及び、対面店舗において利用できないことを承諾する。また、EP は、その他 EP がカード残高を用いた決済を認めないオンラインショップの類型を EP の運営するサービスのウェブサイトにて告知するものとし、利用者は当該種類のオンラインショップにてカード残高を用いた決済のサービスを利用できないことを承諾する。
- 利用者は、自己の手持ち資金をもってチャージを行うことはできない。
- 利用者は、利用者自身を買主とする対象商品の商品代金等の決済を目的とする場合のみ本サービスを利用することができ、EP は利用者がその他の目的で本サービスを利用したと認めた場合、何ら催告することなく、利用者への本サービスの提供を停止し、また、解除することができる。
- 利用者は、本サービスの利用にあたり、割賦販売法、特定商取引法、個人情報保護法、景品表示法、特定電子メール送信適正化法及び消費者契約法その他適用ある法令、命令、処分、その他の規制、自主規制機関が定める規則、利用者が属する業界に関するガイドライン(以下併せて「法令等」という)を遵守するものとする。

第4条 (登録)

- 利用希望者は、本規約を遵守することに同意の上、利用者専用サイト上で EP 所定の必要情報 (以下「登録情報」という) を入力し、EP 所定の手続き及び審査を完了させることにより、利用者としての登録 (以下「利用者登録」という) を行うものとする。利用希望者は、利用者登録にあたり、真実、正確かつ最新の情報を EP に提供しなければならない。利用者登録の完了により、利用者と EP の間で、本規約の諸規定に従った本サービスの利用に係る契約 (以下「本利用契約」という) が成立するものとする。利用者は、EP から通知される提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降本サービスを利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断は EP の裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者へに通知した場合であっても、EP はその理由を開示する義務を負わない。

2. EP は、利用希望者から受領した情報等を返還する義務を負わない。
3. 利用者は、EP 所定の枚数以上の、プリペイドカードを持つことができない。
4. 本利用契約に基づく利用者の権利は、一身専属的に利用者に帰属する。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与、預託若しくは質入れその他の担保権を設定し又は相続させることはできない。
5. 利用希望者が未成年者（18 歳未満）の場合には、利用希望者はあらかじめ親権者等法定代理人の同意を得たうえで利用者登録を行うものとする。EP は、未成年者が利用者登録を行った場合は、利用者が法定代理人からの同意を取得しているものとみなす。

第5条（プリペイドカードの発行）

1. EP は、前条に基づく利用者登録が完了した利用者に対し、プリペイドカードを発行する。
2. プリペイドカードの有効期限は、利用者専用サイトに記載又は表示のとおりとする。なお、EP は、プリペイドカードの有効期限が切れる前に、利用者専用サイトにおいて、有効期限の更新されたプリペイドカードを利用者に発行するものとする。
3. プリペイドカードの所有権は EP（又は EP 提携事業者）に帰属するものであり、EP（又は EP 提携事業者）が利用者に貸与するものとする。

第6条（プリペイドカード、利用者専用サイト、パスワード等の管理）

1. 利用者は、本サービスを利用するため、EP との間で、インターネットを用いて EP 所定のデータ通信を行うものとし、本サービスを利用するため、及び、当該データ通信を行うのに必要な通信機器、その他すべての機器、コンピュータソフトウェア及びコンピュータシステム（以下「当該機器等」という）を利用者の責任と負担において確保し、運用するものとする。また、利用者は自己の裁量と費用で通信手段を選択して EP 又は EP 所定の者のウェブサイトに接続するものとする。利用者は、データ通信及び当該機器等の詳細について、EP の指示がある場合にはこれに従うものとする。EP は利用者が選択して使用する当該機器等や通信手段（以下「設備」という）及び設備に起因する本サービスの利用に関する不具合等に対し、何ら責任を負わないものとする。
2. EP は、利用者に対してコンピュータプログラム等のコンピュータソフトウェア及びコンピュータハードウェアを提供する義務を負わないものとする。
3. 利用者は、fincode byGMO の利用に関し EP から提供を受けた ID 及びパスワードを、fincode byGMO 利用規約の定めに従い本サービス利用の目的に利用することができるものとする。
4. 利用者は、本サービスの提供に関して通信回線を通じてデータの送受信を行う場合には、対象となるデータに暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、EP から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。
5. EP は、前項の保全措置が破られ又は破られるおそれがあると判断した場合には、本サービスの全部又は一部のデータ通信を直ちに停止する等適切な措置をとることができる。また、利用者は、速やかに、EP にその旨通知すると共に、当該保全措置が回復された後、EP がデータの送受信の再開を承認するまで、本サービスの全部又は一部の係るデータ通信を行わないものとする。
6. 前項に基づく取扱いに起因する本サービスの不提供により生じる利用者の損失、損害等について、EP は一切責任を負わないものとする。
7. 利用者は、本サービスの利用にあたり、プリペイドカードに関する情報（カード番号、セキュリティコード（以下、併せて「カード情報」という）等を含むがこれらに限られない）、第 3 項に定める ID 及びパスワード、並びに、パスコード（メール又は SMS 等による認証の番号、パスコード等を含むがこれらに限られない）（以下、総称して「カード情報等」という）を自己の責任において厳重に管理する。
8. 利用者は、カード情報等を第三者に貸与又は譲渡することはできない。
9. 利用者は、プリペイドカード又はカード情報等を紛失した場合又は盗取された場合には、直ちに EP 所定の方法にてプリペイドカードの利用停止のための手続きを行い、EP に通知する。
10. EP は、プリペイドカード又はカード情報等について紛失、盗難、第三者による不正利用等が発生し、又はこれらのおそれがあると判断した場合には、プリペイドカードの利用停止措置を実施する。
11. EP は、法令で定める以外、カード情報等を受領した場合はその真偽について確認を必要とせず、利用者本人からの真正な情報とみなす。EP は、カード情報等が正当な権限なく使用されたことによって利用者を生じる損失、損害等については、EP は一切責任を負わない。
12. 本サービスは、最新バージョンの利用者専用サイトにおいてのみ、想定されている機能が使用できる。

第7条（加盟店でのプリペイドカードの利用）

1. 利用者が加盟店において対象商品の商品代金等の決済のためにプリペイドカードを EP 所定の方法で使用した場合、即時に、商品代金等相当額のカード残高がチャージされ、加盟店において当該カード残高による商品代金等の決済が行われるものとする。
2. 前項にかかわらず、利用者が加盟店において対象商品の商品代金等の決済のためにプリペイドカードを EP 所定の方法で使用した場合において、当該対象商品の商品代金等相当額の決済に必要なカード残高がチャージ可能額を超過することとなるときは、当該カード残高のチャージは行われず、当該商品代金等の決済は行われないものとする。
3. 前項の「チャージ可能額」とは、利用者が選択した決済売上金受取債権の締め日の翌日から第 1 項に定めるプリペイドカードの使用をしようとする時までの間の EP に対して取得している fincode byGMO 上の決済売上金受取債権の金額及び本サービス利用実績等に基づき EP 所定の方法により算定され、利用者専用サイト上で利用者に提示される金額とする。
4. プリペイドカードにより第 1 項に基づく商品代金等の決済が行われた場合、チャージされた利用者のカード残高から当該商品代金等相当額が即時に減額され、減額後のカード残高が EP 所定の方法で電磁的に記録される。なお、利用者はプリペイドカードの未使用のカード残高を確認することはできない。
5. 第 1 項の規定にかかわらず、一部の加盟店、又は、加盟店の一部商品若しくは役務の商品代金等の決済にカード残高を使用できない場合があることを、利用者は承諾する。
6. カード残高の有効期限は、チャージの日から6ヶ月であり、有効期限を徒過したカード残高は失効し、利用できなくなることを、利用者は承諾する。
7. カード残高のチャージ後は、意図しないチャージであっても、EP においてチャージの取り消しは行わない。但し、法令に反しない範囲内で EP が認める場合を除く。
8. 前各項にかかわらず、利用者は、以下の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、プリペイドカードを利用することはできない。EP は、利用者が以下の各号に掲げるいずれかに該当し又はそのおそれがある場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。本項その他本利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって利用者が被った損失、損害等について、EP は一切責任を負わない。
 - (1)加盟店との間の取引が本規約に違反している場合
 - (2)EP 提携事業者サービスの全部又は一部が停止されている場合
 - (3)国際カードブランド、決済事業者又は EP 提携事業者から本サービスの利用者への提供を停止する旨の要請若しくは通知又はそれらが検討中である旨の通知があった場合
 - (4)利用者につき本サービスの全部又は一部が利用停止となっている場合
 - (5)利用者と加盟店との間の取引が公序良俗に違反するものであると EP が合理的な理由に基づき判断した場合
 - (7)利用者の行為が第 14 条第 1 項各号又は第 15 条第 1 項各号に該当すると EP が合理的な理由に基づき判断した場合
 - (8)利用者又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段による本サービスの利用
 - (9)その他 EP が不相当と合理的な理由に基づき判断した場合

第8条（チャージ代金等）

1. 利用者は、チャージ代金、EP が別途定める本サービスの手数料及びこれに対する消費税相当額(以下、両者を合わせて「チャージ代金等」という)を支払うものとする。なお、EP が徴収するチャージ代金等は以下の通りとし、日割計算は行わない。
 - (1)チャージ代金
 - (2)カードの発行手数料
 - (3)海外決済手数料
 - (4)前各号のほか、EP が認めた手数料
2. 利用者は、利用者専用サイトを利用する際に発生する、通信料を別途負担するものとする。
3. 本サービスの利用に伴って各種税金その他の費用が発生する場合、利用者が負担する。

第9条(チャージ代金等の支払)

1. 利用者は、利用者が選択した fincode byGMO の決済売上金受取債権の精算サイクルの期間中に発生したチャージ代金等を、当該精算サイクル期間中に発生する fincode byGMO の決済売上金受取債権から EP によって控除されるという形で支払うものとする。なお、チャージ代金等が決済売上金受取債権を超過する等により当該支払方法では全額支払えない場合には、利用者は、EP からの請求に応じて、指定された期日までに当月のチャージ代金等を EP が別途指定する方法で支払うものとする。なお、振り込みによる場合、振込手数料は利用者が負担する。
2. 利用者は、fincode byGMO の決済売上金受取債権が、前項に定めるチャージ代金等の差引き後の金額及び fincode byGMO の利用手数料等の控除後の金額にあたるということを確認し承諾するものとし、EP に異議を申し立てないものとする。

第10条(決済のキャンセル)

1. 利用者がカード残高により加盟店から購入等した対象商品の契約不適合、瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題(以下「紛争等」という)については、利用者と加盟店との間で直接解決するものとし、EP は一切責任を負わない。紛争等に関し、EP 又は EP 提携事業者が何らかの損害を受けた場合には、利用者がその損害の一切を補償するものとする。また、紛争等に関連して国際カードブランド、決済事業者、EP 提携事業者又は第三者から EP に対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、利用者は、EP に一切の責任や負担を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によって EP に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合(判決や命令による場合に限らず、EP の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む)には、利用者はこれを全て賠償又は補償し、EP にいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。
2. カード残高の利用後、利用者と加盟店との間におけるカード残高の利用の原因となる対象商品の購入等に係る取引の無効が判明し、又は、当該取引の取消又は解除が行われ、カード残高のチャージ可能額に対する返還処理が行われた場合、返還処理の対象となった金額は、EP 所定の方法で、カード残高にチャージすることにより残高の返還を行う。なお、返還処理がされたチャージ残高の EP から利用者に対する返金は行われられないものとする(但し、法令に反しない範囲内で EP が認める場合はこの限りでない)。

第11条(決済金額の一時凍結)

1. 利用者は、一部の加盟店では、カード残高の利用が可能であるかの確認(以下「オーソリゼーション」という)がなされてから決済金額が確定するまでに、一定の期間を要する場合があることを承諾する。この場合、オーソリゼーションの時点で所定の金額が一定期間、暫定決済金額として凍結され、カード残高から減額される。
2. 決済金額が確定した場合又は加盟店の定める期間が経過した場合、凍結されていた暫定決済金額が解除され、最終決済金額と暫定決済金額との相殺が行われる。
3. 前項の相殺において、暫定決済金額に余剰が発生している場合は、当該余剰金額が利用者のカード残高に返還され、暫定決済金額に不足が発生している場合は、当該不足金額がカード残高から減額される。
4. 前項においてカード残高から減額する場合、利用者は、EP が利用者から当該不足分の残高に相当するカード残高のチャージの申込みがあったものとして取り扱い、これによりチャージされたカード残高により支払いを行うことをあらかじめ承諾する。この場合、支払いに必要となるカード残高がチャージ可能額を超過することとなる場合であっても、当該カード残高のチャージは行われ、これによりチャージされたカード残高による支払いが行われるものとする。チャージ可能額の不足によりカード残高のチャージが行われられない場合には、EP は対象となった本サービスの利用を取り消すことができる。

第12条(海外店舗での取引)

1. 利用者が、海外拠点である加盟店で本サービスにより代金決済する場合、為替レートの変動のため当初の決済金額(以下「当初決済金額」という)と最終的に確定した金額(以下「最終確定金額」という)に差異が生じる場合がある。所定の為替レート(以下、当該レートを「所定レート」という)に基づき円換算された上で「日本円」にて表示され、表示された日本円に相当するカード残高が減額される。
2. 最終的に決済金額が確定した段階において決済処理がなされ、当初決済金額が最終確定金額に対し不足額がある場合には不足額に相当するカード残高が減額され、当初決済金額が最終確定金額を超過する場合には、超過額をカード残高に加算することにより返還する。なお、返還処理がされた残高の EP から利用者に対する返金は行われられないものとする(但し、法令に反しない範囲内で EP が認める場合はこの限りではない)。
3. 前項においてカード残高から減額する場合、利用者は、EP が利用者から当該不足分の残高に相当するカード残高のチャージの申込みがあったものとして取り扱い、これによりチャージされたカード残高により支払いを行うことをあらかじめ承諾する。この場合、支払いに必要となるカード残高がチャージ可能額を超過することとなる場合であっても、当該カード残高のチャージは行われ、これによりチャージされたカード残高による支払いが行われるものとする。チャージ可能額の不足によりカード残高のチャージが行われられない場合には、EP は対象となった本サービスの利用を取り消すことができる。
4. 海外店舗での取引については、当該取引の事務処理のため、EP 所定の海外決済手数料が発生する場合がある。海外決済手数料は EP が特別に定めたレートを適用する。
5. 海外店舗での取引がキャンセルされた場合は当該決済金額をカード残高に返還する。この場合、利用者は、返還時の為替レートの変動により返還額と当初の決済額に差異が生じる可能性があることを了承する。
6. 海外サービス手数料は、外貨建取引がキャンセルされた場合でも返還されない。
7. EP は、EP の裁量で EP が指定する国又は特定の地域における本サービス利用における決済についてその利用を制限することができるものとする。

第13条(カード残高の換金・払い戻しの禁止)

1. カード残高の払戻しや換金、銀行口座への出金は、法令に反しない範囲内で EP が認める場合を除き、できない。
2. カード残高は、第三者に利用させることはできない。

第14条(禁止行為)

1. 利用者は本サービスを利用する上で、以下に該当するような行為(該当するおそれがある行為も含む)が禁止される。
 - (1)本規約に定める方法以外での、本サービスを利用する行為
 - (2)犯罪につながる利用や公序良俗に反する行為
 - (3)本サービスを EP の許可なく第三者に利用させる行為又は第三者になりすます行為

- (4)虚偽の情報を登録し、又は EP に申告する行為
 - (5)違反行為により本サービスの全部又は一部の利用を停止されたにもかかわらず、再度本サービスの利用登録をする行為
 - (6)換金、資金洗浄、マネーロンダリングを目的として本サービスを利用する行為その他犯罪収益移転防止法に違反する行為
 - (7)プリペイドカード及びこれに関連する情報の複製、偽造、変造、印刷及び改ざん(第三者がこれらの行為を行うことに協力することを含む。以下「複製等」という)すること、並びに、プリペイドカード及びこれに関連する情報が複製等されたものと知りながら、若しくはその疑いがあるにもかかわらずこれを利用する行為。
 - (8)プリペイドカードに関連する情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードする行為
 - (9)反社会的勢力、テロリストに対して利益供与(経済上の利益に限らない)をする行為
 - (10)EP 又は EP 提携事業者のサーバやシステムに悪影響を与える行為、BOT、チート、その他の技術的手段を利用して不正に本サービス进行操作、利用する行為、EP 又は EP 提携事業者に生じたシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他 EP 及び EP 提携事業者による事業運営、又は他の利用者の本サービスの利用を妨害し、支障を及ぼす行為
 - (11)EP 又は EP 提携事業者の事前の書面による承諾なく、本サービスの全部又は一部を、他のソフトウェアの一部に組み込み、又は他のソフトウェアの全部又は一部を、本サービスの一部を組み込む行為
 - (12)本サービスの全部又は一部を複製し、改変・翻案する行為
 - (13)サービスのトレース、デバッグ、逆アセンブル、デコンパイル、その他の手段により、本サービスの構造、機能、処理方法等を解析し、又は本サービスのソースコードを得ようとする行為
 - (14)有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
 - (15)本サービス提供に必要な設備又は他の利用者の利用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び EP 提携事業者又は他の利用者の利用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法又は態様において本サービスを利用する行為、並びにそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、又はそれに類似する行為
 - (16)不正な目的で本サービスを利用する行為
 - (17)EP 又は他の利用者や加盟店の個人情報・営業情報を侵害する行為
 - (18)EP 又は他の利用者を誹謗中傷し、信用を毀損する行為
 - (19)EP 又は第三者の知的財産権(著作権、商標権、特許権等)、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為その他不利益を与える行為
 - (20)本利用契約、fincode byGMO に関する契約、法令等、裁判所の判決等、又は行政機関による措置に反する行為
 - (21)本サービスの趣旨に反する目的で本サービスを利用する行為
 - (22)その他、EP が本サービスの利用者として不適切と判断する行為
2. EP は、利用者の行為が前項に該当するかどうかを判断するため、EP 所定の本人確認の手続きを含む確認作業を実施する場合がある。当該手続き中は、当該利用者の本サービスの利用を一時的に停止されることに予め承諾する。
 3. 利用者の行為が第1項に該当すると EP が判断した場合は、EP は直ちに本利用契約を終了することができる。

第15条 (利用者登録の抹消)

1. 利用者の行為が以下のいずれかに該当した場合、EP は直ちに利用者の利用者登録を抹消し、本契約を解除することができる。この場合、EP から利用者への損害賠償請求はさまたげられず、また、利用者の本利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる)が生じるものとする。
 - (1)本規約若しくは fincode byGMO に関する契約に違反した場合、又は違反するおそれがあると EP が判断した場合
 - (2)登録情報が既存の登録と重複している場合
 - (3)EP への連絡、通知等を求める旨の連絡、通知等を利用者に向けて行ったにもかかわらず、これに対する利用者からの連絡、通知等が第28条第2項によるみなし到達日の14日後の日までに EP に到達しない場合
 - (4)利用者が仮差押若しくは差押等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課に関する強制処分を受けた場合
 - (5)利用者に対して破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続きの開始を求める申立、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定められている裁判外紛争解決手続若しくは認証紛争解決手続による債務整理を求める申立又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく裁判外紛争解決手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申し立て等がなされた場合
 - (6)振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、電子記録債権に係る債務の弁済を一度でも遅滞したとき、チャージ代金等の支払遅延、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (7)事業の全部又は重要な一部を停止若しくは廃止した場合、又は事前に相手方の書面による同意を得ることなく解散決議等によって清算手続に入った場合
 - (8)事業の全部又は重要な一部について、事前に相手方の書面による同意を得ることなく、事業譲渡又は会社分割を決議した場合
 - (9)利用者(但し、個人事業主に限る)の相続手続きが開始された場合又は死亡が確認された場合
 - (10)利用者の本サービスの利用状況が違法である場合、又は違法であるおそれがあると EP が判断した場合
 - (11)裁判所や警察、その他の行政機関から、利用者の利用者登録の抹消又はサービス提供停止の命令又は要請がでた場合
 - (12)利用者と EP 提携事業者との間の契約(あれば)が終了した場合
 - (13)プリペイドカードが不正利用された場合、又はそのおそれがある場合
 - (14)違反行為により本サービスの全部又は一部の利用を停止された利用者が再度本サービスの利用登録をした場合
 - (15)国際カードブランド規則、法令等若しくは EP 提携事業者との契約等に違反したプリペイドカードの取扱いを行った場合、その他 EP、国際カードブランド、決済事業者又は EP 提携事業者が適切でないと判断するプリペイドカードの取扱いを行った場合、又は、本サービス提供先として利用者は不適当である旨の通知を国際カードブランド、決済事業者又は EP 提携事業者から受けた場合
 - (16)本利用契約に定める本サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないと EP が判断した場合
 - (17)利用者の著しい信用状態の悪化や信頼関係の破壊その他の本サービスの円滑かつ適正な利用が期待できないと認められる場合
 - (18)EP 若しくは EP 提携事業者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
 - (19)国際カードブランド、決済事業者又は EP 提携事業者から、理由の如何を問わず、利用者との間の本利用契約の解消を求められた場合
 - (20)EP との間の fincode byGMO に関する契約で定める解除事由が発生した場合、又は当該契約が終了した場合
 - (21)理由の如何を問わず、利用者がサービスの全部の利用を停止し、休止し、又は利用しない(EP のシステム上データ処理がなされていない状態を含む)という場合、当該停止、休止又は不使用の期間が12ヶ月を経過した場合
 - (22)その他、合理的な理由に基づき EP が不適切と判断する行為
2. EP は、本規約に基づき利用者登録を抹消したことにより利用者に損害、損失及びその他費用等が生じた場合であっても一切その責任を負わないものとする。

第16条 (本サービスの一時停止)

- EP は、以下の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがある場合には、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部を一時的に停止することができる。
 - EP 又は EP 提携事業者におけるサーバ、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生
 - EP 又は EP 提携事業者におけるシステム(サーバ、通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む)の保守、点検(定期的点検を除く)、修理
 - 利用者と EP 提携事業者との契約(あれば)の解除又は EP 提携事業者若しくは国際カードブランドからの理由の如何を問わない本サービスの利用者への提供停止の要請若しくは本サービスの提供停止を検討中であるとの連絡を受けた場合
 - 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - 戦争、暴動、ストライキ、災害、疫病、テロ行為、労働争議、サイバー攻撃、不正アクセス、未知ウィルスの侵入その他 EP の責めに帰すことのできない事由の発生その他不可抗力(以下「不可抗力事由」という)
 - チャージ可能額が 0 円となった場合
 - 第14条第1項各号又は第15条第1項各号に定める事由が発生した場合
 - fincode byGMO に関する契約に定めるサービス停止事由が発生した場合
 - その他、EP が必要と判断した場合
- EP は、定期的な点検を行う場合、事前に利用者に通知した上で、利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
- 前二項の定めにより一時停止した本サービスの再開時期は、EP の裁量により決定するものとする。
- 本条第1項及び第2項その他利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって利用者が被った損失、損害等について、EP は一切責任を負わない。

第17条 (本サービスの終了)

EP は、不可抗力事由の発生、社会情勢の変化、法令諸規則の改廃、業界慣習の変更、技術革新、経営判断、社会情勢・経済状況の変動その他やむを得ない事由等により、いつでも本サービスの全部又は一部を終了できるものとする。

第18条 (知的財産権)

本サービスに関する知的財産権又は本サービスを構成するすべての素材に関する権利は、EP 又は当該権利を有する第三者に帰属する。

第19条 (委託等)

- EP は、本利用契約上の自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に委託することができるものとする。
- 利用者は、EP から事前の書面による承諾を得た場合を除き、本利用契約上の自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に委託することができない。
- 利用者又は EP が本利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託等によって第三者に行わせている場合には、当該第三者の当該業務に関連する行為は、利用契約の適用上、当該委託等を行った利用者又は EP の行為とみなすものとする。
- 利用者及び EP は、各自、本利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

第20条 (情報の保護)

- 利用者及び EP は、利用者のプライバシー及び個人情報を EP プライバシーポリシーに従って適切に取り扱う。
- 利用者及び EP は、個人情報保護法その他関連法令に従って、安全管理措置を策定し適切なセキュリティ対策を構築する。
- EP は、法令で定める場合、国際カードブランド規則に基づく場合、不正利用調査や犯罪捜査に必要な場合及び EP 提携事業者の契約等上 EP に義務付けられる場合、利用者の登録情報、取引履歴情報、その他の必要な情報を警察機関、国際カードブランド、金融機関、決済事業者及び EP 提携事業者に対して、開示することができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとする。
- EP は、本サービス提供に関連して取得又は作成した情報を、その取得又は作成の日から、EP、国際カードブランド、決済事業者又は EP 提携事業者が定める期間中、又は 7 年間のうち長い方の期間保存し、国際カードブランド、決済事業者又は EP 提携事業者から要請を受けた場合には、当該事業者に提出できるものとする。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去するものとする。

第21条 (情報の取り扱い)

- 利用者は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、本利用契約に関連して取得し又は作成した情報(本サービス提供にあたり EP が利用者に開示したチャージ料金等の料率及び個人情報保護法上の個人情報に該当する情報が含まれ得るが、それらに限られない。以下「本情報」という)を秘密として保持し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
 - 本利用契約に基づく場合
 - 事前に相手方の書面による同意を得た場合
 - 法令若しくは証券取引所規程に基づく場合(事前に相手方に通知することが当該法令又は証券取引所規程の趣旨に反することとなる場合を除き、当該開示について事前に相手方に通知した場合に限る)又は自己を当事者とする本サービスに関連した紛争の解決に必要な場合
 - 第19条の下で許容される第三者への委託等に関連して当該第三者へ開示する場合
- 利用者は、本利用契約の履行以外の目的に本情報を使用し又は利用してはならない。
- 利用者は、自己の従業員又は役員(以下、総称して「従業員等」という)に本情報を取り扱わせる場合には、必要最低限の従業員等のみに取り扱わせること、就業規則、機密保持契約等において適切な定めをすること等により、本情報の安全管理が図られるよう、従業員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時以降、前三項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前三項が適用されるものとする。
 - 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
 - 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
 - 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合

第22条 (競業の禁止)

利用者は、利用者登録中は、本サービスと同一又は類似のサービスを自ら行い又は子会社その他自己の支配下にある第三者に行わせてはならない。

第23条 (免責・損害賠償)

- EP は、本サービスにおいて、その安全性、正確性、完全性、有効性、目的適合性、信頼性、可用性、通信速度、応答速度、第三者の権利の非侵害、本サービスの品質、及び安定的な提供について、明示的にも黙示的にも一切保証しない。
- EP は、事前通知を経た上で本サービスの変更をすることができるが、緊急の場合は事後通知で変更できるものとする。この結果、利用者に不利益が生じて、EP に故意又は過失がある場合を除き、EP は責任を負わないものとする。

3. 利用者専用サイト、又は通信網の瑕疵、動作不良、不具合、所定の使用方法に基づかない使用方法、又は金融機関等の振込システム障害その他金融機関の都合、又は決済事業者及びその提携会社、EP提携事業者、国際カードブランド、及び提携金融機関の都合や判断により、本サービスの全部又は一部を提供することができない場合（利用者に提供されたキャンペーン等による経済的便益が利用できないことを含む）により利用者に生じた損害等につき、EPは責任を負わないものとする。
4. EPは、本サービスの利用者登録を認めないこととした場合又は第15条による利用者登録の抹消若しくは第29条による本利用契約の終了により利用者に生じた損害について、一切責任を負わない。
5. 本サービスを利用している場合に、利用者が第三者のウェブサイト等へのURLにより遷移した際には、当該遷移先で利用者に生じた損害に関して、EPは責任を負わないものとする。
6. 利用者は、本サービスを利用することが利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、EPは、利用者による本サービスの利用が、利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証しない。
7. 利用者が本サービスを利用して行った取引その他の法律関係について、EPは、利用者又は加盟店の当事者、代理人、仲介人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとする。加盟店や他の利用者との間で当該取引の原因となった反対債務の不履行や不完全、違法行為その他の問題が発生した場合でも、EPは、法令等に基づき義務付けられる場合を除きカード残高の返還等の義務を負わず、利用者は当事者間で解決するものとする。
8. EPは不可抗力事由に基づく本サービスの不提供その他利用契約の不履行や違反に関しては一切責任を負わない。
9. 利用者が本規約に違反しEPや第三者に損害が発生した場合、利用者は、損害賠償責任を負うものとする。また、利用者に起因する損害が第三者に発生し、EPが当該第三者に対して損害賠償を行った場合は、EPは当該賠償額を利用者に請求できるものとする。
10. EPが利用者に対して損害賠償責任を負う場合、EPの利用者に対する損害賠償は、利用者に生じた損害のうちEPの故意又は重過失により現実に発生した直接かつ通常の損害（逸失利益、間接損害、特別損害、拡大損害、弁護士費用は含まない）に限り、かつ、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前3か月間に fincode byGMO の利用契約に基づいてEPが当該利用者から受領した利用手数料の合計額を上限とする。

第24条（不正利用に基づく補償）

1. カード情報等が盗取又は詐取され、又は端末の紛失や盗難により、利用者が意図せず、第三者によりカード残高が不正利用されたことにより損害を被った場合であっても、EPは、利用者に対して一切の補償を行わない。
2. 以下の場合、EPの故意又は過失の如何にかかわらず、不正利用の補償の対象とならない。
 - (1)ID、パスワード、その他のカード情報等、端末の紛失・盗難、又は紛失・盗難によって発生した不正利用による損害（但し、不正防止措置（カードロック）を行った後の損害については、補償の対象とする）
 - (2)利用者の故意若しくは重大な過失、又は法令違反に起因する不正利用
 - (3)利用者が行った不正利用（第三者に強要されて行った不正利用を含む）
 - (4)利用者の家族、近親者、同居人、利用者の依頼（家族、近親者等による依頼を含む）を受けて介護、世話等をする者、利用者の承諾等を得て本サービスを利用する者が行った不正利用
 - (5)利用者が本規約、その他EPの定めに違反している場合
 - (6)利用者からの不正利用の申告が、虚偽である場合、又はその疑いがある場合
 - (7)利用者が不正利用に加担している場合、又はその疑いがある場合
 - (8)利用者が過去1年以内の別の補償申請に基づいて、補償を受けていた場合
 - (9)利用者が不正利用の調査について協力をしない場合
 - (10)利用者が不正利用による損害の拡大を防ぐための行為をしない場合
 - (11)不正利用の結果として実際に利用者に生じた、金銭的損害以外の損害額
 - (12)戦争、災害、疫病、地震等、社会的混乱の際に生じた不正利用
 - (13)その他EPが不適当と合理的に判断する場合
3. EPが補償を行う場合において、EPの補償の内容は以下のとおりとなる。
 - (1)EPは、利用者が第三者に不正利用された金額から、EP以外の第三者から回収できた金額又は補償を受けられた金額を差し引いた金額を補償する。
 - (2)EPは、補償する額に相当するカード残高を、EP所定の方法により、本条の補償を行う。なお、補償に際して生じる手数料はEPの負担とする（なお、補償を受ける利用者は、EPの確認のためにEP所定の犯罪収益移転防止法における本人確認があればこれに協力するものとする）。
4. 利用者は、EPによる不正利用の状況等の調査に協力するものとする。
5. 第1項の定めにかかわらず、利用者は、EPから補償を受ける場合、EP及び警察署への申告、被害届の提出等、EPの指示に従い損害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるとともに、当該補償の対象である不正利用に起因して利用者が保有する一切の権利の補償を受けた金額の限度でEPに移転し、移転に必要な手続き（対抗要件の具備を含む）も履行するものとする。また、利用者は、当該補償を受けた後、当該補償の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員をEPに支払うものとする。
6. 利用者は、前項に基づき申告した事項を、EPが必要に応じて、EPが契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾する。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在及び将来にわたって、自己が以下のいずれにも該当せず、また属しないこと、及び支配・影響を受けていないこと、並びに、自己の役員、従業員、関係者等が以下のいずれにも該当せず、また属しないこと、及びその関係者でないことを表明し、保証する。
 - (1)反社会的勢力
 - (2)テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁の対象として指定する者
 - (3)前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない）を有する者
 - (4)その他前各号に準じる者
2. 利用者は、現在及び将来にわたって、直接的又は間接的に、以下の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項各号に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限らない）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてEPの信用を毀損し、又はEPの業務を妨害する行為
 - (5)正当な理由もなく、EPの役員に面会を強要する行為
 - (6)乱暴な言動により、EPの役員等の身の安全に不安を抱かせる行為
 - (7)正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入要求、又は事実のない行為に対する不当な請求行為
 - (8)その他前各号に準じる行為
3. EPは、利用者が前2項に定める各事項のいずれかに違反している可能性があるとして判断された場合、直ちに本サービスの全部又は一部を停止し、また、利用者の利用者登録を抹消することができる。EPは、前2項に基づき利用者登録を抹消したことにより利用者に損害が生じて、一切その責任を負わない。

第26条（権利義務の譲渡禁止等）

1. 利用者は、EP の書面による事前の承諾なく、本利用契約に基づく権利義務若しくは契約上の地位につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。
2. EP は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、本利用契約に基づく権利義務若しくは契約上の地位並びに利用者に係る情報その他の顧客に係る情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとす。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

第27条（規約の改定）

1. EP は、次の各号に該当する場合には、民法に定めるところに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、EP のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができるものとする。EP は、かかる変更によって利用者を生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
 - (1)変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、かつ、本サービスの内容の変更、関係法令、自主規制機関の規則、公権力の解釈若しくは業界慣習の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更（サービス改善を含む）、社会情勢・経済状況の変動その他やむを得ない事由により本規定を変更する必要があるとき
2. EP は、あらかじめ変更後の内容を EP のホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができる。この場合には、本規約の変更後に、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者は、本規約の変更同意したものとみなす。
3. 利用者は、前項に基づく変更による不服のある場合には、本規約に定めるところに従って本利用契約を解約することができるものとする。EP は、かかる解約によって利用者を生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
4. 本サービスのチャージ料金等に関して利用者とEPとの間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第1項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第1項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第1項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づくチャージ料金等の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第1項に基づく変更後の内容にて読み替えまたは準用するものとする。

第28条（登録変更手続き、利用者への通知）

1. 利用者又は利用希望者は、以下の事項を本サービスの利用申込を行った後に変更しようとする場合又は変更の事実があった場合には、直ちに、関係資料を添えて、当該変更の内容を書面その他 EP がその都度指定する方法によって、事前に、EP へ通知するものとする。ただし、これを事前に確保することが困難である場合には、事後速やかに EP へ提出することで足りるものとする。
 - (1)氏名又は名称、本店所在地（住所）、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス及び法人番号を有する場合には法人番号
 - (2)利用者の代表者又はこれに準じる者の氏名及び生年月日
 - (3)その他 EP が指定する事項
2. EP はその裁量により、電子メール、ファクシミリ送信、書面、EP の運営するウェブサイト又は利用者専用サイト内の所定場所への掲示、その他 EP が適当と判断する方法により、通知を行う。EP から利用者への連絡等が EP に本サービスの利用申込において告知した連絡先（第1項に基づいて変更の通知を受けた場合には当該変更後の連絡先。以下本項において同じ）へ宛てて発信された場合、当該連絡等は当該連絡先へ通常到達すべき日に到達したとみなされるものとする。
3. 第1項の変更を行わなかったこと、及び、利用者又はネットワーク提供者が設定するフィルタリング機能等により、EP からの電子メールによる通知が不着又は遅延した場合であっても、EP は一切その責任を負わない。

第29条（有効期間）

1. 本利用契約の有効期間は、第4条第1項により定まる本利用契約の成立日から、その日の属する月の翌々月末日までとする。
2. 本利用契約は、その有効期間の末日の属する月の前月末日までに、EP 又は利用者のいずれか一方から他方へ有効期間満後は利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、当該有効期間の末日の翌日から3か月間を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 利用者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、EP が別途定める様式の書面によって EP に申し出ることによって、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、利用契約を中途解約することができるものとする。これによる利用契約の終了日は、当該書面が EP に到達した日の属する月の翌月末日とする。この場合、利用者はあらかじめカード残高をすべて使いきるか、カード残高を放棄するものとする。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、EP と EP 提携事業者の契約等が事由の如何を問わず終了した場合、利用契約は、何らの通知、催告等を要することなく当然にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、当該 EP と EP 提携事業者の契約等の終了と同時に終了する。EP は、本項に基づく本利用契約の終了を事前に利用者へ通知するものとする。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとする。
5. 本利用契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当該終了の日までに本サービスの対象となっていた通信販売及びチャージ料金等の支払いに関しては、本利用契約はなお有効に適用されるものとする。また、利用者専用サイトに記録されている決済履歴やメッセージ履歴等は、すべて閲覧ができなくなるものとする。
6. 利用者の利用者登録が第15条第1項に基づいて抹消された場合、利用者が保有しているカード残高はすべて消滅するものとし、EP から利用者に対する返金は行われぬものとする（但し、法令に反しない範囲内で EP が認める場合はこの限りでない）。
7. 本利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第5条第3項、第6条第6項、第6条第8項、第6条第11項、第7条第4項なお書き、第7条第8項第3文、第9条、第10条、第14条、第15条第1項第2文、第15条第2項、第16条第4項、第18条、第19条第3項、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条第3項第2文、第26条、第27条第1項第2文、第27条第3項、第28条第3項、本条第3項から本項まで、第31条、第32条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

第30条（協議事項）

本利用契約に定めのない事項又は本利用契約の条項の解釈の疑義については、利用者とEP は信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

第31条（準拠法）

本規約は、その成立、解釈、有効性等を含め、日本法に準拠するものとし、日本語以外の言語によっても存在する場合には、日本語を正とする。

第32条（管轄裁判所）

本サービスに起因又は関連して、利用者と EP の間に訴訟・調停その他の紛争が生じた場合、当該紛争については東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（お問い合わせ窓口）

利用者がEPに通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた場合、利用者専用サイト内のお問い合わせフォームより連絡するものとする。

第2章 個人情報の取扱いに関する同意条項

第34条（適用範囲）

第2章（個人情報の取扱いに関する同意条項）の規定は、本規約の一部を構成する。利用者は使用者等（第35条で定義する）に対し第2章（個人情報の取扱いに関する同意条項）に定める事項を同意させる義務を負い、使用者等の同意を取得しなかったことにより発生した紛争は利用者の責任と費用負担のもとこれを対処して解決するものとし、利用者は、当該紛争によりEP、相互提供先（第37条第1項で定義する）又はその他第三者に対して生じた一切の損失又は損害等を賠償する責任を負う。

第35条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 利用者（利用者が法人の場合には、プリペイドカードを管理する管理責任者が指定するプリペイドカード利用状況等の管理を行う単位に所属する役員若しくは従業員（臨時職員・嘱託を含む）の中からプリペイドカードを社用に利用する者、又は、利用者が個人事業主の場合には当該利用者をいう）、使用者の予定者、プリペイドカードの管理責任者、管理責任者の予定者、プリペイド担当者、プリペイド担当者の予定者、利用者の代表者、及び入会申込者の代表者（以下、総称して「使用者等」という）は、下記(1)から(8)の情報（以下、これらを総称して「個人情報」という）をEPが保護措置を講じた上で収集（電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意する。なお、管理には、カード残高の利用確認、利用者へのカード残高のチャージ代金等のご案内をすること、及び、法令に基づき市区町村の要求に従って利用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含む）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の利用者管理のために利用することを含むものとする。

- (1)登録時又は利用者登録後に使用者等が申込書又は利用者専用サイト上の登録フォーム等に記入し若しくは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、住所、生年月日、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス、fincode byGMOの決済売上金の支払先口座に関する情報、法人の支配方法等の情報（以下、総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報、EP届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）及び使用者等からの電話等での問い合わせ等によりEPが知り得た氏名等の情報
 - (2)使用者等の本サービスのご利用に関する登録日、契約日、カード残高による決済を行った加盟店名、対象商品名、カード残高の決済金額、IDその他の識別情報等のご利用状況及び契約内容に関する情報
 - (3)使用者等の本サービスのご利用状況、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく情報
 - (4)電話等での問い合わせ等によりEPが知り得た情報（通話内容を含む）
 - (5)EPが適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - (6)官報や電話帳等の公開情報
 - (7)使用者等のインターネット（利用者専用サイト、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等
 - (8)本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（カード情報を含み、また、第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
2. 使用者等は、EPが下記の目的のために前項に記載する情報を以下の目的で利用することに同意します。
- (1)本サービスその他「Cycle byGMO」、「fincode byGMO」、「fincode ビジネスカード」、「イブシロン決済サービス」の各サービス（EPが他社に対してASP、SaaSとしてサービス提供する場合を含み、以下総称して「EPの提供するサービス」という）の提供及びそれらにかかる権利・義務の履行のため
 - (2)EPの提供するサービスのEPとの取引の判断及び管理
 - (3)EPの提供するサービスの登録又は本人確認のため
 - (4)EPの提供するサービスの問い合わせ対応のために
 - (5)EPの提供するサービスに関する新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - (6)EPの事業における市場調査、統計データの作成、分析、EPの提供するサービスの改善、カスタマイズ、商品開発
 - (7)EPが現在又は将来提供するサービスに関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動その効果測定のため
 - (8)EPの関連会社、EPが認める加盟店等その他EPの提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信
 - (9)本サービスを含むEPの提供するサービスにおける商品の安定運用、改善及び商品開発並びに本サービス提供に必要な業務の委託のため
 - (10)EPのホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的（将来変更された場合はその変更後のもの）
 - (11)使用者等の同意を得て、第三者に対して個人情報を提供する場合

※ なお、上記のEPの具体的な事業内容については、EP所定の方法（インターネットのEPホームページへの常時掲載）によって公表する。

3. 使用者等は、EPが各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意する。
4. EPはEPの提供するサービスの安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として第1項に定める個人情報等を再利用する場合がありますものとし、使用者等はこれを予め承諾する。

第36条（個人情報の預託等の同意）

使用者等は、EPがEPの事務等（営業業務、配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務、カスタマーサポート業務、関連するシステムの提供及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られない）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、EPが個人情報の保護措置を講じた上で、第2章（個人情報の同意条項）に定める個人情報等を当該業務委託先に預託又はその取扱いを委託することに同意する。

第37条（第三者提供等）

1. 使用者等は、EP及び以下に掲げる者（以下「相互提供先」という）が、個人情報を相互に提供又は受領することができることにつき、あらかじめ同意する。
- (1)GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「PG」という）
 - (2)GMO ペイメントゲートウェイグループ（PG及びその連結子会社をいい、以下「PGグループ」という）
 - (3)GMO インターネットグループ株式会社
 - (4)株式会社インキュリオン
 - (5)カード残高のEPから利用者に対する返金（但し、法令に反しない範囲内でEPが認める場合に限る。以下「本件返金」という）に関して、EPが、当該振込みを委託する金融機関（以下「返金関連金融機関」という）

2. EP 及び相互提供先は、第35条に記載する情報を、相互に電磁的手段により伝送し提供しあうものとする。
3. EP 及び相互提供先は、以下の目的で相互に個人情報を開示しあうことに利用者は同意します。

【EP における利用目的】

第35条第2項に定める利用目的の達成のため

【PG の利用目的】

(1)EP が利用者に対して本サービスを提供する目的の達成のため

【PG グループの利用目的】

(1)PG グループにおける(ア)PG グループの提供するサービスに関する新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス(イ)PG グループの事業における市場調査、統計データの作成、分析、PG グループの提供するサービスの改善、カスタマイズ、商品開発(ウ)PG グループが現在又は将来提供するサービスに関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動その効果測定 (エ)PG グループが認める加盟店等その他 EP の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信のため(オ)PG グループ各社のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的(将来変更された場合はその変更後のもの)のいずれかのため

(2)PG グループにおける各種リスクの把握・管理などの経営管理・リスク管理等の適切な遂行のため

(3)PG グループの商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として使用者等の個人情報等を再利用するため

【GMO インターネットグループ株式会社】

GMO インターネットグループ株式会社における各種リスクの把握・管理などの経営管理・リスク管理等の適切な遂行のため

【株式会社インキュリオン】

EP が利用者に対して本サービスを提供する目的の達成のため

【返金関連金融機関の利用目的】

本件返金に関し、EP の送金事務を履行するため4. 使用者等は、加盟店と EP 間で、本サービスの提供及び問い合わせ対応のため、必要な個人情報等(契約情報等)を、相互に提供することに同意する。加盟店における当該個人情報の取扱いについては加盟店のプライバシーポリシー等に定める通りとする。

5. 前1項乃至前4項に定めるもののほか、EP が国際カードブランド、決済事業者若しくは EP 提携事業者に本サービスを提供する目的のために個人情報等を連携する場合、国際カードブランド、決済事業者若しくは EP 提携事業者から要請を受けた場合、弁護士、公認会計士若しくは税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への相談若しくは依頼等に伴って当該専門家に開示する場合、法令若しくは証券取引所規程に基づく場合若しくは利用者自身を当事者とする本サービスに関連した紛争の解決に必要な場合、又は、利用者がプラットフォーム提供者である場合にプラットフォーム提供者に関する個人情報等をテナントに対し提供する場合及び利用者がテナントである場合にテナントに関する個人情報等をプラットフォーム提供者に提供する場合には、個人情報等を開示する場合があることに同意する。

第38条(利用の中止の申出)

使用者等は、第35条第2項の同意の範囲内で EP が当該情報を利用している場合であっても、いつでも EP に対しその中止を申出ることができる。但し、カード残高の案内等の送付を除く。申出は、第43条第1項記載の窓口に連絡するものとする。

第39条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 使用者等は、EP に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができる。EP の開示を求める場合には、第43条第2項記載の窓口に連絡するものとする。当該連絡を受領した場合 EP は開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細を回答するものとする。また、開示請求手続は、EP 所定の方法(インターネットの EP ホームページへの常時掲載)でも公表する。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、使用者等は、当該情報の訂正又は削除の請求ができる。

第40条(チャージ機能を認めない場合)

チャージ機能の利用を認めない場合であっても、利用者が当該機能の申込をした事実は、第35条第2項に定める目的に基づき、チャージ機能を認めない理由の如何を問わず、一定期間利用されるが、それ以外に利用されることはない。

第41条(利用停止後の場合)

本規約に基づく利用停止後も、第35条第2項に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は EP が定める所定の期間個人情報を保有し、利用する。

第42条(本同意条項不同意等の場合の措置)

使用者等は、使用者等が本サービスの利用において必要な事項(本サービスの利用の申込みで入力すべき事項)の入力を希望しない場合及び第2章(個人情報の同意条項)の内容の全部又は一部を承認できない場合は、EP が本サービスの利用を拒否する場合があることに同意するものとする。

第43条(個人情報に関するお問合わせ)

1. 第38条に定める中止の申出は、下記に行うものとする。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の利用者の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は、下記に行う。

<個人情報の取扱いに関するお問い合わせ/個人情報保護管理者:経営管理室 室長>

<https://form.epsilon.jp/privacy>

第44条(本同意条項の変更)

1. 第2章(個人情報の取扱いに関する同意条項)の定めは、軽微な変更その他使用者等の権利に影響を及ぼさない範囲で変更することができるものとする。使用者等の権利に重大な影響を及ぼす変更を行う場合には、EP は変更の内容を使用者等に事前に通知し、必要に応じて改めて同意を取得するものとする。
2. 個人情報の共同利用について、EP は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの EP ホームページへの常時掲載によって公表するものとする。

第45条(存続期間)

本利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、本章の規定はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

fincode 請求書カード払い利用規約

第1条(目的)

この fincode 請求書カード払い利用規約(以下「本規約」という)は、GMO イブシロン株式会社(以下「EP」という)が提供する本サービス(第2条(用語の定義)において定義する)の内容及び EP と利用者との間の本サービスの利用に関する契約の成立及び内容等について定める。

第2条(用語の定義)

本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとする。

- | | |
|-----------------|---|
| (1)利用者 | EP と利用契約(第3号において定義する)を締結の上、本サービスを利用する法人 |
| (2)利用希望者 | 利用者になることを検討している法人 |
| (3)利用契約 | 本規約をその内容とし、第3条(利用契約の成立)第1項に基づき、利用者と EP との間で締結される本サービスの利用等に関する契約 |
| (4)サプライヤー | 利用者に対し商品等(第6号において定義する)を提供し、利用者に対し当該商品等の提供の対価(代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額を含み、以下単に「代金」という)として原債権(第7号において定義する)を有する日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は個人事業主のうち、利用者がその代金の立替払いを EP に委託することを希望する法人又は個人事業主。但し、原債権の支払期日から遡って12か月間、カードネットワーク(第16号において定義する)に加盟していない法人又は個人事業主に限るものとする。 |
| (5)原取引 | サプライヤーと利用者との間の商品等の提供に係る日本国内で発生した取引 |
| (6)商品等 | サプライヤーが利用者へ販売又は提供する商品又は役務 |
| (7)原債権 | 原取引により生じた、サプライヤーの利用者に対する代金の債権 |
| (8)立替払契約 | 利用者の EP に対する原債権の立替払いの委託に係る利用者と EP 間の契約 |
| (9)本サービス | EP が「fincode 請求書カード払い」の名称(当該名称が変更された場合変更後の名称を、また第三者の媒介又は取次等により販売する場合には当該第三者の指定した名称を含む)で利用者へ提供するサービスのうち、立替払契約に基づくサプライヤーへの立替払いの実行により EP が取得する予定の利用者に対する求償権を利用者又は利用者における代表者の名義のカード(第18号において定義する)により精算するサービスその他これに付随関連するサービス |
| (10)本サービス利用料 | 利用者が本サービスの利用に関連して EP に支払う本サービスに係る手数料 |
| (11)利用者専用サイト | 利用者が本サービスを利用するために使用する EP 所定のウェブサイト |
| (12)ID | 利用者を識別するために EP が利用者ごとに付与する番号 |
| (13)パスワード | 利用者が本サービスを利用するために必要となる本人確認のためのアルファベット及び番号により構成される文字列 |
| (14)支払日 | 立替払契約に基づき、EP がサプライヤーに対する立替払いを実行する日 |
| (15)営業日 | 日本において銀行等の金融機関が営業を行う日 |
| (16)カードネットワーク | 次に掲げる組織を個別に又は総称していう。
①ピザ・インターナショナル・サービス・アソシエーション
②マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド |
| (17)カードネットワーク契約 | 本サービスに関連して EP とカードネットワーク間において締結する契約 |
| (18)カード | カードネットワークに加盟している会社(以下「カード会社」という)がカードネットワークの規則等に準拠して発行するビジネスカード(クレジットカード又はデビットカードを含む。以下同じ)をいう。但し、カードネットワークが認めた場合に限り、コンシューマーカードを含むものとする。なお、本サービスで利用できるカードは、日本国内に本店又は主たる事務所を有するカード会社の発行するカードに限られるものとする。 |
| (19)本カード会社 | カード会社のうち、本サービスに関連して EP との間でカード加盟店契約(カード決済等の利用に関する契約を指し、名称の如何を問わない)を締結しているカード会社 |
| (20)EP 提携事業者 | 本サービスの提供に関して EP と業務提携契約等の提携契約を締結している事業者 |
| (21)取次事業者 | 本サービスの販売に関し媒介又は取次等を行う第三者をいい、EP 提携事業者を含む |
| (22)会員契約 | カード会社と利用者間における、カードに係る会員契約(利用者によるカードの利用に関する契約を指し、名称の如何を問わない)をいう |
| (23)循環取引等 | 現金化又はこれと実質的に同視できる取引や、利用者がサプライヤー又は第三者と共謀し、商品等の売買又は転売等を繰り返す取引、その他商品等を必要とする利用者又は第三者が存在しない又は想定されていない取引 |
| (24)犯収法 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。その後の改正も含む) |
| (25)個人情報保護法 | 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。その後の改正も含む) |

第3条(利用契約の成立)

- 本サービスの利用希望者は、本規約に同意した上で、EP が別途定める手続(申込書、届出書の提出又はウェブサイトからの申込等)に従って、利用契約の申込をするものとする。利用契約は、当該申込時に成立するものとするが、次項に基づき EP が利用申込を拒否、又は承諾しなかった場合、遡って利用契約は成立しなかったものとみなす。利用希望者は、当該申込に際して EP が求める名称・所在地等の各必要項目に虚偽のない入力を行い、ID 又はパスワードを取得するものとする。利用希望者及び利用者は、利用契約に基づき提供する情報が全て正確かつ最新であることを保証する。
- EP は、単独かつ完全な裁量により、利用契約の申込を承認し、又は拒絶することができる。なお、EP は、利用契約の申込を拒絶した場合であっても、その理由を利用希望者に開示する義務を負わないものとする。
- 利用希望者は、第1項の利用契約の申込を行う際に又は当該申込後速やかに、利用希望者又は利用希望者の事業に関連する事項として EP が指定する事項に関する情報、資料等を EP が指定する期日、方法で EP に提供するものとする。
- 利用者は、登録情報の変更又は追加が生じた場合、自己の責任において速やかにその旨を利用者専用サイト上の変更フォームその他 EP がその都度指定する方法により届け出るものとする。登録内容の変更又は追加がなされなかったことにより生じた損害については、全て利用者が負うものとし、EP は一切の責任を負わない。
- 取次事業者が第1項に定める利用契約の申込その他本サービスの利用に関する各種意思表示(内容変更を含むがこれに限られない)、各種手続(本番環境申請、事務代行及び通知の受領を含むがこれに限られない)、データ処理対応並びに利用者専用サイトの操作の全部又は一部を行う場合(以下、これらの行為を総称して「本操作等」という)、利用希望者及び利用者は、本操作等に先立ち、取次事業者に対し本操作等の代理又は代行に必要な権限(以下「代理権等」という)を適法に付与し、本サービスを利用する期間中これを有効に維持するものとする。取次事業者による本操作等は利用者及び利用希望者の行為とみなす。代理権等が失効した場合又はその有効性に疑義が生じた場合、利用者及び利用希望者は直ちに EP に通知するものとする。

第4条(ID 及びパスワードの管理等)

- 利用者は、EP から提供を受けた ID 及びパスワード(利用者による変更後も含む。以下同様とします)の漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう、適宜の時期にパスワードを変更する方法その他の適切な方法により厳重に管理するものとし、いずれについても第三者に開示又は提供してはならないものとする。
- 利用者は、前項の ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを認識した場合には、直ちにその旨を EP へ通知するものとする。EP は、当該通知

を受けた場合は直ちに、当該 ID 又はパスワードを無効化するものとする。

3. 第1項の ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって利用者に生じた損害については、EP は一切責任を負わないものとする。但し、当該 ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを EP が知り若しくは重大な過失によって知らなかった場合、又は EP の責めに帰すべき事由に基づいて前項の無効化が遅滞したこと起因する損害についてはこの限りでない。

第5条(サプライヤーに関する情報の提供)

1. 利用者は、立替払契約の締結を希望する場合、サプライヤーから発行された請求書に係るデータ、利用者及びサプライヤーに関する情報並びに利用者のサプライヤーへの支払いに係る情報その他 EP が求めるデータ及び情報(以下、総称して「請求書データ等」という)を、EP が別途指定する期日に、EP が別途指定する方法に従って、直接又は EP が別途指定する EP の協業先(取次事業者を含むがこれに限られず、以下「EP 協業先」という)を通じて EP に対して提供するものとする。但し、請求書データ等の提出方法並びに提出した請求書データ等の内容及び様式に欠陥又は瑕疵があった場合、当該データ等はその全体について、有効に提出が行われなかったものとみなす。請求書データ等及び利用者による本サービスの利用に関する情報は EP と EP 協業先との間で共有されるものとし、利用者はこれを承諾する。
2. EP は、利用者より提供された請求書データ等の内容の正確性について確認する義務を負わないものとする。
3. 利用者は、請求書データ等を EP に対して提供するにあたり、必要に応じてサプライヤーに対し EP から立替払いがなされることその他必要な情報を提供するものとする。なお、当該情報の提供がなされなかったこと起因又は関連して、サプライヤー又は第三者から EP に対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、利用者は、EP に一切の責任や負担を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によって EP に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合(判決や命令による場合に限らず、EP の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む)には、利用者はこれを全て賠償又は補償し、EP にかかると認められる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。
4. 利用者は、請求書データ等を EP に対して提供するにあたり、EP による立替払いの支払先として、サプライヤーの金融機関口座以外の金融機関口座を指定してはならないものとする。
5. 利用者は、EP に提供した請求書データ等の内容が事実と反する場合、利用者が EP に対して委託した立替払いが行われない場合があること及び EP に損失、損害等を負わせる可能性があることを十分に認識した上で、EP に対して正確な内容の請求書データ等を提供するものとする。

第6条(本サービスの内容)

1. 利用者は、請求書データ等を EP に提供することにより、EP に対し、当該請求書データ等に基づくサプライヤーへの代金の立替払いに係る委託の申込を行ったものとみなす。利用者は、EP の同意がない限り、当該申込を取り消し又は撤回することはできないものとする。
2. 利用者は、前項に定める立替払いに係る委託の申込に関連し、以下の各号の事項を遵守するものとする。EP は、利用者が以下の各号のいずれかに違反した場合、サプライヤーへの立替払いを拒絶できるものとし、利用者は予めこれを承諾するものとする。
 - (1) サプライヤーから商品等の提供が行われたことを確認し、当該サプライヤーから請求書を受領した後に、請求書データ等の提供を行うこと
 - (2) サプライヤーの交付する請求書ごとに立替払いに係る委託の申込を行うこと
 - (3) サプライヤーが既にカード会社とカード加盟店契約を締結している場合又は原債権の支払期日から遡って12か月の間に当該契約を締結していた場合には、当該サプライヤーに対する代金の立替払いに係る委託の申込を EP に対して行わないこと
 - (4) サプライヤー又は商品等が EP の運営するサービスのウェブサイトにて定める禁止業種又は取扱禁止商品に該当する場合には、当該サプライヤーに対する代金の立替払いに係る委託の申込を EP に対して行わないこと
 - (5) 別途本カード会社が事前に同意した場合を除き、サプライヤーが個人事業主である代金の立替払いに係る委託の申込を EP に対して行わないこと
 - (6) 日本国内で発生していない代金の立替払いに係る委託の申込を EP に対して行わないこと
3. 利用者は、第1項に基づき利用者が申込を行った立替払いの委託により EP が取得する予定の求償権について、その弁済を行うため、利用者又は利用者における代表者の名義のカードによる決済に関して必要な EP 所定の手続を利用者専用サイト上で行うものとし、これにより、EP に対し、代金相当額及び本サービス利用料を合算した金額をカードで支払うものとする。
4. 第1項に基づき利用者が申込を行った立替払いの委託に関し、本カード会社から EP に対して前項に基づくカード決済の承認がなされた時点で、利用者とは EP 間において、利用者から EP に対するサプライヤーへの代金の立替払いに係る委託をその内容とする個別の立替払契約が有効に成立したものとみなす。
5. 前項の立替払契約が有効に成立した場合、EP は、当該立替払契約が成立した日からサプライヤー発行の請求書に係るデータに記載の支払期日までのうち、いずれかの営業日を支払日として、サプライヤーに対し、代金相当額を立替払いするものとする。
6. EP は、立替払契約に基づきサプライヤーへの立替払いを実行するにあたり、確認が必要と判断した場合、EP の裁量により、以下の各号に定める措置を行うことができるものとし、利用者は予めこれを承諾するものとする。
 - (1) 利用者に対して、サプライヤー又は原取引その他利用者や本サービスの利用に関連する情報又は書類等の提出を求めること
 - (2) その他 EP が必要と判断した措置
7. EP は、前項に基づく措置の結果、EP の単独かつ完全な裁量により、サプライヤーへの立替払いを実行しないことができるものとし、その場合の処理は次項の定めに従うものとする。
8. 第4項に定める承認がなされたにもかかわらず、本カード会社から EP に対する支払いが行われなかった場合(本カード会社から EP に対して立替払金の返還請求がなされ、EP が本カード会社に対して当該立替払金の返還を行った場合も含む)で、かつ EP が第5項の立替払いを実行していた場合利用者は、EP に対して、EP がサプライヤーに立替払いをした代金相当額及び本サービス利用料を、EP が指定した期日、方法で直ちに支払うものとする。
9. 利用者が EP に提供した請求書データ等の不備、利用者による第2項記載の遵守事項への違反、第7項又は第11項に記載する EP による判断等により、EP が、第5項記載の代金相当額の立替払いを全部又は一部実行することができなかった場合、当該立替払いに係る立替払契約は、当然に解除されるものとする。この場合で、かつ EP が本カード会社から当該立替払いに係る金員の支払いを受けている場合、EP は、当該立替払契約に係る金額について、EP が別途定める事務手数料を控除の上、遅滞なく利用者に返金するものとする。
10. 利用者が EP に提供した請求書データ等に不備等があったにもかかわらず、第5項記載の代金相当額の立替払いに係る手続が実行された場合、EP は、代金相当額のサプライヤーからの回収(振込時の組戻し処理を含む)並びに代金相当額及び本サービス利用料の利用者に対する返金を行わないものとし、利用者は予めこれを承諾するものとする。
11. EP は、利用者及びサプライヤーの属性、事業内容、商品等、原取引の内容、利用契約や会員契約の遵守状況等について随時審査を行い、総合的な判断によって立替払いを実行しないことがあり、この場合の処理については第9項の定めに従うものとする。なお、EP は、利用者に対し、当該判断の理由を開示する義務を負わない。

第7条(本サービス利用料の支払い)

本サービス利用料の内容は、EP の運営するサービスのウェブサイトに記載又は表示する通りとする。

第8条(利用者の義務)

利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約の他、本サービスに関連して EP が定めた利用者向けの規程(もしあれば)に従うものとする。本規約以外の規程は、利用規約の一部を構成するものとするが、本規約とそれらの内容とが矛盾、抵触する場合は、本規約が優先して適用される。

第9条(利用者の禁止事項)

EP は、利用者による以下の各号に定める行為又は該当すると EP が判断する行為を禁止する。

- (1) EP に対して、本サービスの利用に関して事実を反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (2) EP の事前の書面による承諾なくして本サービスを第三者に利用させる行為
- (3) ID の発行を受けた個人が、EP の事前の書面による承諾なく、複数の ID を取得する行為
- (4) ID 及びパスワードを不正に使用する行為(自己に発行された ID 及びパスワード以外の ID 及びパスワードを使用する場合を含みますが、これに限られない)
- (5) 本サービスの利用に関連して EP から提供される情報その他のコンテンツにつき、EP が利用を許諾した範囲を越えてこれを利用し、又は公開する行為
- (6) 本サービスを不正に使用する、又は使用させる行為
- (7) 本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (8) 本サービスに対して改変、変更、改修、リバースエンジニアリング、分解、デコンパイル、逆アセンブラその他本サービスを解析する行為、又は本サービスから得られるソースコードやソフトウェア等を EP の事前の書面による承諾なしに無断で使用する行為
- (9) 本サービスに関し、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (10) EP のサーバー等に過度の負担をかける行為
- (11) 本サービスに関する設備又はサーバー等に不正にアクセスし、蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
- (12) EP、他の利用者若しくは第三者に損害その他の不利益を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- (13) EP、他の利用者若しくは第三者の権利若しくは法律上の利益(著作権、特許権、営業秘密、財産権、名誉権、プライバシー権等を含むがこれに限られない)を侵害する又は侵害するおそれのある行為
- (14) 会員契約に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (15) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- (16) 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (17) EP、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、信用を毀損する行為
- (18) マネーロンダリング、循環取引等又はそれらのおそれのある取引のために本サービスを用いる行為
- (19) 貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約に基づく債務の弁済、クレジットカードの利用に係る債務の弁済又は賠償金の支払い等、商品等の代金の支払い以外のために本サービスを用いる行為
- (20) 以下の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある代金の支払いのために本サービスを用いる行為
 - ① EP、カードネットワーク若しくは本カード会社又は会員契約により取扱いが禁止される商品等
 - ② 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品及び EP が別途指定した商品等
 - ③ 利用者との紛議若しくは不正利用の実態等に鑑み又は EP、カードネットワーク若しくは本カード会社のブランドイメージ保持の観点から、EP が不適当と判断したもの
- (21) 犯収法第2条第1項に定義する、「犯罪による収益」の移転のために本サービスを用いる行為
- (22) 自然人の負う債務(個人事業主の事業に係る債務を除く)の支払いのために本サービスを用いる行為
- (23) EP に対し、海外法人、又は海外口座への立替払いを委託する行為
- (24) その他、EP が本サービスの利用者として不適切と判断する行為

第10条(設備等の準備、維持)

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、必要となる通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する全ての機器を準備するとともに、これらの諸設定を適切に行うものとする。また、回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、通信機器等の正常な作動の維持等について、自己の費用と責任において行うものとする。
2. EP は、利用者が本サービスを利用するためのネットワーク通信を行うことができる動作環境にあることを何ら保証しない。
3. EP は、利用者が用いた通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器、電気通信回線、インターネット接続サービスなどの不具合等によって、利用者が本サービスを受けられなかったとしても、何らの責任も負わない。

第11条(本サービスの中断)

1. EP は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき EP が判断した場合、利用者の承諾を要せず、利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとする。
 - (1) 定期的又は緊急の保守・点検作業を行う場合
 - (2) ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
 - (3) コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
 - (4) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (5) 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - (6) 電気通信事業者又はクラウドサービス提供事業者のサービスが提供されない場合
 - (7) カードネットワーク、本カード会社その他本サービスに関連する第三者のサービスの全部又は一部が提供されない場合
 - (8) 本サービスの全利用者による本サービス利用金額が、EP 所定の金額に至った場合、又は至る可能性があるとき EP が判断した場合
 - (9) 許可閾値(カードネットワーク所定のカード(以下「指定カード」という)に関し、カードネットワークが本サービスにおける指定カードの決済可能な件数又は総額として別途 EP に対して指定する件数又は金額をいう)に至った場合、又は至る可能性があるとき EP が判断した場合
 - (10) 天災、地震、火災、停電、戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、サイバー攻撃等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - (11) 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
 - (12) その他 EP が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが必要であると判断した場合
2. 前項の本サービスの提供の中断によって、利用者及び第三者に損害が発生したとしても、EP は一切その責任を負わない。
3. 第1項の規定により本サービスの提供を中断するときは、EP は原則として予めその理由、提供を中断する日時及び期間を利用者に通知する。但し、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではない。

第12条(本サービスの停止)

1. EP は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると EP が判断した場合、事前に利用者へ通知した上で、利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
 - (1) 利用者が法令、会員契約、利用契約に違反した場合
 - (2) 第13条(解除)第1項並びに第20条(反社会的勢力の排除)第2項及び第3項に定める解除事由のいずれか一つに該当した場合
 - (3) EP より利用者に対して、利用者、サプライヤー又原取引、本サービスの利用等に関する資料の提出を求めたにもかかわらず、その資料の提供に応じない場合
 - (4) 本カード会社、カードネットワーク又は EP 提携事業者から、EP に対し、本サービスの利用者への提供を停止する旨の要請若しくは通知又はそれらを検討中である旨の通知があった場合

- (5) 本カード会社から、EP に対し、第6条第3項に基づくカードの支払に関し、立替金の支払を停止若しくは留保する旨又は停止若しくは留保を検討中である旨の通知があった場合
 - (6) 12か月以上継続して本サービスの利用の事実がない場合
 - (7) 利用者又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段による本サービスの利用があった場合
 - (8) 登録内容の変更又は追加があったにもかかわらず、その届出を怠り、又は、虚偽の変更内容若しくは追加内容の届出を行った場合
 - (9) 前各号の他、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと EP が判断する場合
2. 前項の本サービスの提供の中断によって、利用者及び第三者に損害が発生したとしても、EP は一切の責任を負わない。
3. 第1項に基づく本サービスの全部又は一部の停止は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと EP (但し、同項(4)(5)の事由については関連する EP、本カード会社、カードネットワーク及び EP 提携事業者)が判断するまで継続できるものとする。なお、当該停止に関する根拠や要件該当性について、EP は商業的に合理的な範囲で説明するよう努めるものとする。

第13条(解除)

1. EP は、利用者以下に以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると EP が判断した場合、何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 利用者が法令、会員契約、又は利用契約に違反した場合
 - (2) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合
 - (3) 重要な財産について差押、仮差押、仮処分、若しくは競売の申立があった場合、又は租税の滞納処分を受けた場合
 - (4) 営業を停止し、又は廃止した場合
 - (5) 事業の全部若しくは重要な一部を他に譲渡し又は合併によらない解散の決議等によって清算手続が開始された場合
 - (6) 監督官庁より営業許可の停止又は取消等の処分を受けた場合
 - (7) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の手続開始の申立があったとき、又は任意整理手続にはいった場合
 - (8) 著しく EP の社会的信用を失墜させる行為をした場合
 - (9) 本カード会社、カードネットワーク、又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、本サービスの利用者として利用者が不相当である旨の通知を受けた場合
 - (10) 本カード会社、カードネットワーク、又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、利用者との間の利用契約の解消を求められた場合
 - (11) 利用者 と EP 提携事業者又は EP 協業者との間の本サービスの利用に関する契約が存在する場合には当該契約(EP が代理人として締結申込みすることで締結されたか否かは問わない)が、理由の有無又は如何を問わずに終了した場合
 - (12) 前条に定める本サービスの停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないと EP が判断した場合
 - (13) 前各号の他、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合
2. 前項に基づく解除については過去には遡及せず、将来に向かってのみ利用契約を失効させるものとし、かつ利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。
3. 利用契約が解除によって終了した場合、利用者は、利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金(年 365 日の日割計算により、1円未満は切り捨てる)を付加して支払うものとする。

第14条(損害賠償)

- 1. 利用者及び EP は、相手方(相手方が利用者の場合、サプライヤーを含む)の責めに帰すべき事由に基づく利用契約への違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、現実に被った通常かつ直接の損害の賠償を請求することができる。
- 2. 本サービス又は利用契約に関連する EP のその都度の損害賠償責任は、契約上の債務の不履行、不法行為その他法律構成の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前の 3 か月間に利用契約に基づいて EP が受領した本サービス利用料の合計額を上限とする。

第15条(原取引に関する免責)

- 1. 利用者がサプライヤーによる原取引の債務不履行、解除若しくは商品等の契約不適合その他の事由に起因して損害、損失を被り、又はこれらの事由に起因してサプライヤーとの間で紛争等が生じた場合であっても、利用者は、EP 及びカード会社(本カード会社を含む。以下、本条において同様とする)に対してチャージバックの要請その他一切の請求を行うことはできず、利用者が一切の責任を負うものとする。また、当該紛争等に関連して、EP 及び本カード会社はサプライヤーに対して利用者のために連絡を行う義務を負わず、当該連絡についても利用者が自己の責任により直接サプライヤーに対して行うものとする。
- 2. 利用者は、原取引に基づくサプライヤーの債務不履行及び契約不適合責任その他の責任については、サプライヤーのみがこれを負担し、EP 及びカード会社その他のサプライヤーを除く第三者はこれらの責任を負担しないことを理解し、承諾するものとする。

第16条(EP の免責)

- 1. EP は、本サービス及び利用者専用サイトにつき、エラー、バグ、不具合又はセキュリティ上の欠陥が存在しないこと、完全、正確、確実、有用であること、利用者の特定の目的に適合すること、その利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと、不正アクセス・ハッキング等のサイバー攻撃がないこと等いかなる保証も利用者に対して行わない。利用者は、これを理解し、自らの責任において本サービス及び利用者専用サイトを利用するものとする。利用者は、コンピュータウイルスやセキュリティの欠陥その他様々な原因により、本サービスが相当の期間にわたり利用できない場合があることを予め了承するものとする。
- 2. EP は、本サービスが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する情報端末の OS 又はウェブブラウザのバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、利用者は予め承諾するものとする。EP は、かかる不具合が生じた場合に EP が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではない。また、EP は、本サービスの動作に不具合が生じたことにより利用者が被った損害について、何ら責任を負わないものとする。
- 3. 天災、地変、火災、停電、戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、サイバー攻撃、通信機器、通信回線及びインターネット等の通信手段の不具合、第三者による本サービスに対する不正アクセス、金融機関の送金システムの障害、又は本サービスに関連する法令の変更その他の EP の責めに帰することができない事由により、EP の義務の履行が遅延し若しくはその履行が不能となった場合、EP はこれによって利用者又はサプライヤーに生じた損害について責任を負わないものとする。
- 4. EP は、利用者から提供された情報(請求書データ等を含む。以下、本項において同様とする)のみに依拠して本サービスを提供するものとし、利用者から提供された情報の不備、誤り、変更手続の遅延等について、利用者又はサプライヤーに対し一切の責任を負わないものとする。
- 5. 利用者、サプライヤー、カードネットワーク、本カード会社又は金融機関の責めに帰すべき事由その他の EP の責めに帰さない事由により、サプライヤーが支払日に支払いを受けることができず又はこれらの支払いが遅延した場合であっても、EP はこれによってサプライヤー又は利用者に生じた損害について責任を負わないものとする。
- 6. 本規約に別途に定める場合を除き、EP は、本サービスの利用に関し利用者が生じた損害について一切の責任を負わない。

第17条(秘密保持等)

1. 利用者及び EP は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、利用契約の締結又は履行に関連して取得した一切の情報(開示の状況から客観的かつ合理的に秘密と認識できる情報に限る。以下「本情報」と総称する)を秘密として保持し、第三者に開示し、提供し又は漏洩してはならないものとする。但し、本情報には、相手方、本カード会社又はサプライヤーに関する情報、原取引又は商品等に関する情報、カード番号等に関する情報及び利用者専用サイト等に関する情報が含まれ、かつ個人情報保護法上の個人情報又は個人関連情報(以下単に「個人情報等」という)に該当する情報が含まれるものとする。利用者は EP が以下の各号に基づいて本情報に含まれる個人情報を各号に定める第三者に提供することを同意し、本情報に含まれる個人情報の本人に対し自己の責任で当該事項を同意させる義務を負うものとする。利用者は本人の同意を取得しなかったことにより EP に生じた損害を賠償するものとする。
 - (1) 事前に相手方から書面による同意を得た場合
 - (2) 第8項、第9項及び第11項その他利用契約に基づく場合又は本サービスの提供に伴う場合
 - (3) 利用契約上許容される自己の業務の委託に必要な不可欠な範囲で当該委託に係る委託先に開示し又は提供する場合
 - (4) EP と本カード会社間のカード加盟店契約に基づき、本サービスの提供のために、本カード会社に、本情報のうちカード番号及びカード名義人等の利用者のカード情報、並びに、利用者名及びサプライヤー名等の原取引に関する情報を、電磁的手段により、提供する場合
 - (5) EP とカードネットワーク間のカードネットワーク契約に基づく場合
 - (6) EP における利用者の申込みに対する本サービスの利用可否の判断のために、シンプルフォーム株式会社に、本情報のうち氏名及び住所等の利用者又は利用希望者及びサプライヤー情報を、電磁的手段により、提供する場合(なお、EP はシンプルフォーム株式会社と個人情報等の取扱いに関する契約を締結しているものとする)
 - (7) 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への利用契約に関連した相談、依頼等に伴って当該専門家に開示する場合
 - (8) 法令又は証券取引所規程に基づく場合(事前に相手方に通知することが当該法令又は証券取引所規程の趣旨に反することとなる場合を除き、当該開示について事前に相手方に通知した場合に限る)
 - (9) 第3項但書に定める目的のために開示する場合
 - (10) EP が EP の関連会社、親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社、その連結子会社及び持分法適用関連会社(並びに GMO インターネットグループ株式会社に本情報を共有する場合
 - (11) 法令に基づく場合又は自己を当事者とする本サービスに関連した紛争の解決に必要な場合
2. 利用者及び EP は、各自、前項に基づいて本情報を第三者に開示する場合には、当該第三者に対して本条に基づく自己の義務と同等の義務を予め課すものとする。
3. 利用者及び EP は、各自、利用契約の履行(本サービスを含む GMO ペイメントゲートウェイ株式会社のグループ会社(GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社をいう)の商品の安定運用、改善及び商品開発並びに利用契約上許容される委託を行うことを含む)以外の目的で本情報を利用(複製を含む)し又は使用してはならないものとする。但し、EP は、利用者から別途同意を取得した利用目的の範囲内で利用者に関する本情報を利用することができるものとする。
4. EP は、本情報を、その取得又は作成の日から、EP と本カード会社間のカード加盟店契約若しくは EP とカードネットワーク間のカードネットワーク契約がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等により EP が必要と判断する期間中保存できるものとする。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去できるものとする。
5. 前項の場合を除き、利用者及び EP は、各自、相手方から請求を受けた場合には、速やかに、自己及びその委託先が保有している本情報のうち当該請求部分に係るものを相手方へ返還し又は消去するものとし、消去した場合において相手方から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに相手方へ提出するものとする。
6. 利用者及び EP は、本情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他秘密情報の安全管理を図るために必要かつ合理的な措置(以下の各号を含むが、これらに限らない)を講じるものとする。
 - (1) 本情報を自己の従業員又は役員(以下「従業員等」と総称する。)に取扱わせる場合には、特定かつ必要最小限の者にのみ取扱わせること
 - (2) 本情報を取扱わせる従業員等に対し、その退職後も継続する秘密保持義務、利用目的制限、返還義務等の義務を適切に課した上で、教育訓練を施す等、本情報の安全管理を図るための適切な監督を行うこと
 - (3) 個人情報保護委員会が公表する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」の内容(将来改正された場合は当該改正後の内容)を最大限尊重すること
7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時以降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報等に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
 - (1) 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
 - (3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
8. 利用契約の定めにかかわらず、EP は、本サービスの提供に関連して取得し又は作成した利用者の本サービスの利用に関連するデータをその取得又は作成の日から7年間保存し、その保存期間中に本カード会社から要請を受けた場合には速やかに、当該本カード会社へ当該データを提供できるものとする。
9. 前項に基づく場合の他、EP は、本カード会社又はカードネットワークから要請を受けた場合には、利用者若しくはサプライヤーに関する情報、原取引若しくは商品等に関する情報又は利用者による本サービスの利用に係る情報その他本情報を当該本カード会社及びカードネットワークに提供することができる。
10. 利用者は、EP にサプライヤーに係る個人情報等を提供又は開示するに際し、自己の費用と責任において、当該提供又は開示、並びに、本カード会社、カードネットワーク、EP 協業者及びシンプルフォーム株式会社への開示又は提供に関するサプライヤー本人の同意取得等を含む個人情報保護法上必要かつ適切な対応をとるものとする。
11. EP は、本サービスの向上を目的として Google Analytics 及び TACT SEO を利用しており、利用者における担当者の個人情報等を電磁的手段により Google LLC 及び株式会社ウィルゲートへ開示する。
12. EP は本サービスを含む GMO ペイメントゲートウェイ株式会社のグループ会社(GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社のことをいう)の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合があるものとし、利用者はこれを予め承諾する。

第18条(競業の禁止)

利用者は、利用契約の有効期間中、事前に EP から書面による同意を得た場合を除き、本サービスと同一若しくは類似のサービスを自ら提供し、又は子会社その他自己の支配下にある第三者に提供させてはならないものとする。

第19条(権利義務の譲渡等禁止)

1. 利用者は、事前に EP から書面による同意を得た場合を除き、利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならないものとする。
2. EP は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡(通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含む)した場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務並びに登録事項、情報、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡に予め同意する。

第20条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者及び EP は、自己が以下の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、相手方に対して表明し、保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団若しくは個人(以下「反社会的勢力」といいます。)であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2) 役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約若しくは立替払契約を締結すること
2. 利用者及び EP は、相手方が前項各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時に利用契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 利用者及び EP は、相手方が利用契約の履行に関連して以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 脅迫的な言動をすること、又は暴力を用いること
 - (2) 偽計若しくは威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること
 - (3) 法的責任を超えた不当な要求をすること
 - (4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
 - (5) 前各号に準ずる行為を行うこと
 - (6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること
4. 利用者及び EP は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償しなければならないものとする。
5. 利用者及び EP は、第2項又は第3項により利用契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。
6. 前二項の規定は、利用契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用する。

第21条(委託)

利用者は、本サービスに関連する業務の全部又は一部について、EP が第三者へ業務委託する場合があることを予め承諾するものとする。

第22条(本規約の変更等)

1. EP は、利用者の承諾を得ることなく、改定後の本規約を 1 カ月前までに通知又は利用者専用サイト上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとする。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとする。利用者が改定後の本規約の内容に同意できない場合、利用者は EP に対し解約の申出をすることができ、EP と利用者は別途協議の上合意した期日をもって利用契約を解約することができる。但し、この場合、解約によって利用者が生じた損害につき、EP は賠償する責任を負わない。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、EP は、本規約の内容の変更につき、変更後の本規約について利用者の同意があったものとみなし、個別の合意をすることなく本規約の内容を変更することができるものとする。この場合、EP は、当該変更内容を事前に利用者専用サイト上で利用者に通知する。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該通知の定めによるものとする。
 - (1) 変更の内容が本サービスの名称の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合
 - (2) 本規約の変更が関係法令の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更(サービスの改善を含む)その他本規約の変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
 - (3) 本規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき

第23条(通知方法)

1. EP は、利用契約に基づき利用者に対し通知する必要がある場合、利用者が通知先として届け出た通知先(電子メールアドレス又は所在地を指す)に EP 所定の方法により通知するか、又は利用者専用サイトに記載若しくはアップロードする方法により通知する。
2. 前項の通知は、EP が別途定める場合を除き、EP が利用者に対し発信した時点、又は、利用者専用サイト上にアップロードされた時点のいずれか先に手続が完了した時点で通知したものとみなす。
3. 利用者は、EP から利用者宛に送信される電子メールの受信を拒否する設定等を行ってはならないものとし、受信拒否設定や利用者のメールアドレスが変更された等の事情により、当該利用者に配信されたメールがエラー等により不着であった場合でも、EP からの通知の発信時をもって通知がなされたものとみなす。
4. 利用者から EP への通知は、EP 所定の問合せフォームから、又は問合せ用メールアドレス宛に行うものとする。EP は、問合せフォーム又は問合せ用メールアドレス以外からの通知については、対応することができない。

第24条(解約)

利用者は、EP 所定の方法により、EP に対し中途解約の申出を行うことにより、利用契約を解約することができる。これによる利用契約の終了日は、当該申出が EP に到達した日の属する月の翌月末日とする。

第25条(本サービスの廃止)

EP は、法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可抗力その他やむを得ない事情により、本サービスを廃止することがある。この場合、EP は、予め第23条(通知方法)に定める方法に従い利用者に通知するものとする。

第26条(有効期間)

1. 利用契約の有効期間は、第3条(利用契約の成立)第1項によって定まる利用契約の成立日から、その日の属する月の翌々月末日までとする。
2. 利用契約は、その有効期間の末日の属する月の前月末日までに、利用者又は EP のいずれか一方から他方へ有効期間満了後は利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、当該有効期間の末日の翌日から3ヶ月を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、EP と本カード会社間のカード加盟店契約又は EP とカードネットワーク間のカードネットワーク契約が事由の如何を問わず終了した場合、利用契約は、何らの通知、催告等を要することなく当然にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、EP と本カード会社間のカード加盟店契約又は EP とカードネットワーク間のカードネットワーク契約の終了と同時に終了する。EP は、本項に基づく利用契約の終了を事前に利用者に通知するものとする。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとする。
4. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第7条(本サービス利用料金の支払)、第9条(利用者の禁止事項)、第13条(解除)第2項及び第3項、第14条(損害賠償)、第15条(原取引に関する免責)、第16条(EP の免責)、第17条(秘密保持等)、第19条(権利義務の譲渡等禁止)、第20条(反社会的勢力の排除)第2項乃至第6項、本条本項、第27条(準拠法)、並びに第28条(裁判管轄の合意)の規定は利用契約の終了後も、依然として有効に存続するものとする。なお、利用契約の終了の日までに利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は利用契約の終了によって影響を受けないものとする。
5. 第24条(解約)、前条及び本条(但し、本条第2項の場合を除く)の定めにかかわらず、利用契約終了時において本サービスの提供期間中である限り、利用契約は、必要な範囲で効力を有するものとする。

第27条(準拠法)

利用契約及びこれに関連して利用者と EP との間で覚書、合意書その他形式又は名目の如何を問わず締結される契約それぞれの成立及び効力の準拠

法は、日本法とする。

第28条(裁判管轄の合意)

利用契約又はこれに関連して利用者とEPとの間で覚書、合意書その他形式又は名目の如何を問わず締結される契約に関連する利用者とEPとの間の一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき場合等別段の定めがある場合はこの限りではない。

第29条(協議事項)

利用契約に定めのない事項又は利用契約等中の疑義を生じた事項については、関係法令及び取引慣行に従う他、利用者及びEPは信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

以上

fincode 銀行振込利用規約

第1条(目的)

この fincode 銀行振込利用規約は、GMO イブシロン株式会社(以下「EP」という)が提供する本サービス(第3条において定義する)の内容及びEPと利用者との間の本サービスの利用に関する契約の整理及び内容等について定める。

第2条(定義)

本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとする。

- (1)受取人 本サービスを利用した送金の送り先として指定された個人又は法人等の団体(日本国内の者のみに限定される)
- (2)利用者 本サービスを利用して送金を行う法人(日本国内事業者のみに限定される)
- (3)利用希望者 利用者になることを検討している法人(日本国内事業者のみに限定される)
- (4)利用担当者 利用者が本サービスの利用権限を付与した者
- (5)利用者等 利用者及び利用担当者
- (6)利用者専用サイト 本サービスの利用するために EP が提供する Web サイト
- (7)ID 利用者等を識別するために EP が利用者等ごとに付与する番号
- (8)パスワード 利用者等が本サービスを利用するために必要となる本人確認のためのアルファベット及び番号により構成される文字列。利用者等による変更後のものを含む
- (9)提携金融機関 EP と API 接続契約等を締結し、EP が利用者等から伝達を受けた送金指図の内容又は送金指図を伝達する金融機関
- (10)送金指図 利用者等が、提携金融機関に対して、当該提携金融機関に開設している利用者名義の口座に係る資金を受取人に送金させる権限を与える意思表示
- (11)送金指図の内容 送金指図を行うために必要となる情報
- (12)EP 提携事業者 EP と本サービスを提供するために提携している企業(本サービスの提供に関して EP と業務提携契約等の提携契約を締結している企業)
- (13) fincode byGMO EP が提供する通信販売の商品の代金等について決済を支援することを目的としたサービス
- (14)バイヤー向けサービス EP が提供する、利用者による商品若しくは役務の代金その他の債務の支払又は送金等を支援することを目的としたサービス
- (15)個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。その後の改正を含む)
- (16)犯罪収益移転防止法 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号。その後の改正も含む)
- (17)反社会的勢力 暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という)第2条第2号に定める暴力団をいう)、暴力団員(暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団、準暴力団及びその他の犯罪集団並びにその他これに準ずる者

第3条(本サービスの内容)

1. 本サービスとは、利用者等の委託を受けて、EP 所定の方法・内容により利用者の提携金融機関に対する送金指図の内容又は送金指図の伝達を受け、これを当該提携金融機関に伝達する役務をいう。本サービスにおいて、EP が利用者等から委託を受けて伝達する内容が送金指図の内容に留まるか送金指図そのものに及ぶか、及び、利用者等の利用者専用サイトの映像面に当該提携金融機関に対する送金指図を行うための画像を表示させる役務を伴うか否かについては、提携金融機関ごとの仕様により異なるものとする。
2. 本サービスにおいては、EP が利用者専用サイト又は提携金融機関の仕様に応じてAPIを通じて利用者等の送金指図の内容又は送金指図を受け付け、これを提携金融機関に伝達した時点をもって、EP の役務提供は完了するものとする。利用者は、EP が API 接続により提携金融機関に対して送金指図の内容又は送金指図の伝達を行うことを許諾する。

第4条(利用契約の成立)

1. 利用希望者は、本規約を遵守することに同意の上、利用者専用サイト等で本サービスの利用申込(利用契約の締結申込)を EP に対して行った場合、EP が次項各号に該当する場合ではないと認めて承諾の意思表示をした場合、利用希望者と EP との間で本サービスの利用契約(以下、単に「利用契約」という)が成立する。利用契約は、EP が利用希望者に対して承諾の意思表示を発信した時に、本規約、これに付帯する規則等(第6条第1項にて定義する。以下同じ)の記載事項及び本規約に付帯する覚書(もしあれば)の記載事項を契約内容として成立する。
2. EP は、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の締結を拒絶することができる。
 - (1)利用希望者が提携金融機関において口座を開設できない場合又は利用希望者と提携金融機関の間の口座の利用契約が解約された場合
 - (2)利用希望者が利用契約又は EP が提供する別のサービスにかかる規約に違反した場合又は違反するおそれがある場合
 - (3)利用希望者が本サービスの利用の申込みにあたって EP に提供した情報又は書類の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがある場合
 - (4)利用希望者に対する本サービスの提供が EP の業務の支障、システムの不都合等を発生させるおそれがある場合
 - (5)利用希望者が EP が求めた情報又は書類の提供を行わない場合
 - (6)利用希望者が反社会的勢力であり、又はその疑いがあると EP が判断した場合
 - (7)その他 EP が定める基準により利用契約の締結ができないと判断した場合
3. EP は、前項に基づき、利用契約の締結を拒絶した場合であっても、その理由を利用希望者に開示する義務を負わないものとする。
4. 利用者は、自己の責任において利用担当者を指定するものとし、利用担当者による本サービスの利用その他一切の行為は、利用者自身による行為とみなす。利用者は利用契約に定める自己の義務を、利用担当者に遵守させるものとする。

第5条(本サービスの利用)

1. EP は、利用者に対して、利用契約に基づき、利用者が利用契約を遵守することを条件として本サービスを提供し、利用者は、利用契約に基づき、利用契約に従ってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用希望者は、本サービスの利用に際し、あらかじめ、利用者専用サイト上で、利用者の商号、代表者、所在地、電話番号、メールアドレスその他 EP が必要と認めた事項(以下「登録情報」という)を EP に届け出た上でその承認を得るものとする。利用希望者は、EP から利用申込に関連して資料又は情報の追加提出を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。なお、利用者は、利用者が EP に提供する情報(登録情報を含むが、これらに限られない)は、手段のいかんを問わず、真実かつ正確であることを表明及び保証するものとし、EP はその真実性及び正確性に関して一切の責任を負わない。
3. EP は、提携金融機関に対し、登録情報及び振込先に関する口座情報その他本サービスの提供に関し必要な情報を提供することができるものとし、利用者はこれに同意する。

第6条(規則等)

1. EP は、本サービスに関する運用、手順その他関連する事項を規則又は指定等(以下「規則等」という)によって定めることができるものとし、当該規則等をEP のホームページに表示し又は電子メール、郵便等によって利用者へ通知するものとする。EP は、規則等の内容を改訂した場合にも同様の方法で利用者へ通知するものとする。
2. 利用者は前項に基づき通知された規則等を遵守するものとし、当該規則等に対する違反は利用契約の違反とみなすものとする。
3. 利用者は、EP のホームページを少なくとも毎月1回閲覧して第1項の規則等の新設及び変更の有無を確認し、変更があった場合には変更後の内容を遵守するものとする。

第7条(ID及びパスワードの管理等)

1. 利用者は、自ら又は利用担当者をして、EP からEP 所定の方法で提供を受けたID 又はパスワードの漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう厳重に管理するものとし、いずれについても第三者に開示又は提供してはならない。利用者は、パスワードを適宜の時期に変更する等の方策を行うなどして、適切な管理を行うものとする。
2. 利用者は、前項のID 又はパスワードの漏洩、紛失若しくは毀損等又は正当な権限なく使用されたことを認識した場合には、直ちにその旨を自ら又は利用担当者をしてEP 及び提携金融機関へ通知する。EP は、当該通知を受けた場合は直ちに、当該ID 又はパスワードを無効化するものとする。
3. 第1項のID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって利用者へ生じた損害については、EP は一切責任を負わない。

第8条(連携サービスの利用)

1. 本サービスの利用にあたり、連携サービス(第三者が運営・管理するサービスのうち、EP が指定するサービスをいう。以下同じ)を利用することに利用者が同意する場合、利用者は、EP が、利用者等の連携サービスのID 又はパスワードを利用し、又は連携サービスを提供する第三者のAPI 等のシステムを介して、当該連携サービスにアクセスすることを許諾するものとする。
2. 前項の場合、EP が利用者等の連携サービスのID 若しくはパスワードを使用したこと又はAPI 接続をしたことにより利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、EP は一切責任を負わないものとする。

第9条(利用手数料等)

1. 本サービスの利用手数料は、無償とする。
2. 前項に関わらず、利用者へ利用手数料を請求する旨別途EP がEP 所定の方法で利用者へ通知した場合には、EP の裁量により、利用者に対し、EP が別途定める利用料を徴収することができる。この場合、利用者は、EP が別途通知した料金表等に従って、本サービスの利用手数料及びこれに対する消費税相当額(以下、両者を合わせて「利用手数料等」という)を負担する。利用手数料等は、利用者が本サービスの利用を行わなかった月においても、別途EP が通知した料金表等に定めるところに従って発生するものとする。なお、利用手数料等において日割計算は行わない。
3. EP は、前項に基づいて利用者が負担すべき利用手数料等その他EP が利用者に対して請求することのできる一切の金銭債権と、利用契約その他の契約に基づいてEP が利用者へ支払うべき金銭債権とを支払期限の如何にかかわらず対当額で相殺することができるものとする。かかる相殺の対象とされるEP の債権と利用者の債権は同一の決済方法若しくはサービス又は契約に関して生じたものであることを要しないものとし、かつEP はかかる相殺についてその都度相殺の意思表示を行うことを要しないものとする。
4. 前項の相殺がなされなかった場合又は前項の相殺によって利用手数料等の一部が相殺されなかった場合、利用者は、EP からの請求に応じて、指定された期日までに当月の利用手数料等をEP が別途指定する方法で支払うものとする。なお、振り込みによる場合、振込手数料は利用者が負担する。支払期限が金融機関の休業日に当たる場合には、その直前の金融機関営業日を支払期限とする。
5. EP は、利用手数料等、第3項の相殺の明細及び第4項により利用者がEP へ支払うべき金額をインターネットを通じて利用者が随時閲覧できる状態に置くものとし、利用者は、毎月、これを閲覧して確認するものとする。但し、EP は、書面又は電子メールの送付によって、これらの事項を利用者に通知し又は利用手数料等を利用者へ請求することができるものとする。
6. 利用者は、第4項に基づく支払を遅滞した場合には、支払期限の日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる)を付加して支払う。

第10条(利用環境)

1. 本サービスの利用にあたっては、利用者は、あらかじめ、EP 所定の方法により、提携金融機関に自己名義の口座を開設し、かつ、当該提携金融機関のインターネットバンキングサービス(振込サービスを内容に含むものであることが必要であり、以下「IBサービス」という)の利用ができる状況(利用者が提携金融機関との間でIB サービスの利用のために必要な契約(以下「IB サービス契約」という)が成立していること、振込事前設定API(提携金融機関所定の方法により利用者が選択することによって、利用者が事前に登録した口座に対して振込みを行う際に、当該振込みに係る取引認証を省略する機能を有するAPIのことをいう。)の設定が完了していること(もし、あれば)及びその他の提携金融機関が定める要件を満たしていること)にしていなければならない。
2. 本サービスの利用にあたって、利用者は、あらかじめ、提携金融機関に対し、EP がAPI 接続により提携金融機関に送金指図の内容又は送金指図の伝達を行うために必要なトークン等を銀行から付与するうえで必要となる提携金融機関所定の手続き(利用者等の本人認証手続その他の手続をいう)を行うものとする。
3. 利用者は、本サービスの提供を受けるためにEP との間で、インターネットを用いてEP 所定のデータ通信を行うものとし、当該データ通信を行うのに必要なコンピュータ、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとする。利用者は、当該コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の設定及びデータ通信の詳細について、EP の指示に従うものとする。EP は、利用者に対して、コンピュータープログラム等のコンピューターソフトウェア及びコンピューターハードウェアを提供する義務を負わないものとする。
4. 利用者は、EP が要求する場合には、利用者のシステムについての技術的な業務(以下「利用者側技術管理業務」という)が適切に遂行されるように、利用者側技術管理業務を担当する役員又は職員(以下「利用者側システム担当者」という)を選定してEP が別途指定する方法によってEP に通知する。
5. 利用者は、利用者側システム担当者の氏名、所属部署及び連絡先電話番号、電子メールアドレス等の全部又は一部の変更を行おうとする場合には、当該変更内容をEP に通知するものとする。
6. EP は、利用者側技術管理業務が利用者において適切に遂行されるために必要又は有用な技術情報を有する場合、マニュアルの提供その他EP が適当と認める方法により、当該技術情報を利用者へ提供することができる。利用者はEP から提供を受けた技術情報に従って利用者側技術管理業務を行う。
7. 利用者は、本サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、利用者の費用と責任において行うものとする。また、EP は、利用者のセキュリティがEP の定める基準を満たさないと判断するときは利用者に改善を求めることができ、必要なセキュリティ対策が十分になされていないと判断するときは、利用者に事前に通知することなく、本サービスを停止することができる。本項に基づく取扱いに起因する本サービスの不提供により生じた利用者の損失、損害等について、EP は一切責任を負わないものとする。
8. 利用者が前7項までに定める利用環境のいずれかを構築できていない場合、利用者のIBサービスの利用がIB サービス契約に基づき停止若しくは制限された場合又はIB サービス契約が取消し、無効若しくは解約その他の事由により終了した場合、当該利用者は本サービスを利用することができない。
9. 前項に定める場合、EP は、当該利用者による本サービス利用を停止若しくは制限し又は本サービスの利用契約を解除することができる。
10. EP は提携金融機関のシステム又はIBサービスに起因して発生した不具合(システム障害等を含むが、これに限られない)について一切の責任を負わな

い。

第11条(送金指図及び結果通知)

1. 利用者は、本サービスを利用して提携金融機関に対する送金指図の内容又は送金指図の伝達を EP に委託しようとする場合、EP 所定の方法により委託するものとする。利用者が EP に対して委託できる提携金融機関に対する送金指図の内容又は送金指図の伝達は、日本円による国内送金に限られるものとし、国外の金融機関を送金先口座とする送金指図の内容又は送金指図の伝達及び日本円以外の通貨を振込金額とする送金指図の内容又は送金指図の伝達を委託することはできないものとする。また、利用者は、EP 所定の方法で委託した送金指図の内容又は送金指図の伝達を取り消せないものとする。
2. 利用者は、前項に基づき伝達する送金指図の内容又は送金指図の情報の正確性を自らの責任で確認しなければならないものとし、EP は、送金指図の内容又は送金指図の情報の誤りにあることによる責任を一切負わないものとする。
3. 利用者は、第1項に基づく提携金融機関に対する送金指図の内容又は送金指図の伝達の委託を行った場合、提携金融機関が指定する日時までに、利用者名義の提携金融機関の口座に必要な資金を入金するものとする。なお、提携金融機関の口座への入金に必要な振込手数料は利用者の負担とする。
4. EP は、第1項に基づき利用者から送金指図の内容又は送金指図の伝達を受領した場合、当該送金指図の内容又は送金指図を提携金融機関に伝達するものとする。
5. 提携金融機関が当該送金に必要な手続きを実行した場合、当該実行結果は提携金融機関から EP に通知され、EP はその内容を利用者等に通知するものとする。なお、EP は当該受取人の口座への着金を含む送金の結果を利用者等に通知しない。
6. EP は、提携金融機関から、前各項に基づく送金指図の内容又は送金指図に係る送金に必要な手続きを行うことができなかった旨の通知を受領した場合、利用者等に対しその旨を通知するものとする。
7. 利用者は EP に対し、送金指図の内容又は送金指図の伝達の依頼を行った後に当該送金依頼を撤回又は取りやめる場合には、利用者は直接提携金融機関に連絡し、提携金融機関所定の方法により、送金指図を実行しない旨の依頼、又は、組戻しの手続き等を行うものとする。
8. 本サービスにおける送金の実行は提携金融機関が行うものであり、EP は送金実行の成否又は送金結果に関して一切の責任を負わない。
9. 利用者から委託を受けた提携金融機関に対する送金指図の内容又は送金指図の伝達について送金不能となった場合、EP は、第6項に定める通知を行うこと以外に何らの責任も負わないものとする。

第12条(送金不可事由)

1. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、EP が利用者から受領した送金指図の内容又は送金指図を提携金融機関に伝達しないこと、又は提携金融機関により送金が行われなかったことにより利用者に生じた損害について、EP は、一切の責任を負わない。
 - (1)利用者が利用契約又は提携金融機関の定める規定若しくは利用条件に違反している場合(提携金融機関からの通知の有無は問わない)
 - (2)利用者が提携金融機関との間で自己名義のIBサービス契約を締結していない場合
 - (3)利用者が、送金実行するために必要なIBサービス上の手続その他提携金融機関が定める所定の手続(もしあれば)を実行しない場合
 - (4)利用者のIBサービスの利用がIBサービス契約に基づき停止若しくは制限された場合又はIBサービス契約が取消し、無効若しくは解約その他の事由により終了している場合
 - (5)提携金融機関のAPI接続システム又は通信回線に障害、遅延、停止等が発生した場合
 - (6)提携金融機関が送金実行を制限又は拒否した場合
 - (7)送金指図の内容又は送金指図の伝達又は送金に必要な情報に不足や誤りがあったとき
 - (8)利用者等が反社会的勢力に該当する場合、犯罪収益移転防止法における疑わしい取引に該当する場合その他 EP が不適切と判断したとき
 - (9)その他、EP がやむを得ないと判断した場合
2. 前項に基づき送金が行われなかったことにより利用者に生じた損害について、EP は、一切の責任を負わない。

第13条(送金実行の時期等)

1. 本サービスにおける送金の実行は、提携金融機関のシステム処理時間その他の取扱いに従って行われるものであり、EP はその実行時期又は完了時刻について保証しない。
2. EP は、提携金融機関のシステム又は通信回線の混雑、障害その他の事情により送金の実行が遅延した場合であっても、EP は一切の責任を負わない。

第14条(利用者の遵守事項等)

1. 利用者は、自ら又は利用担当者をして、本サービスの利用に関連して、以下の各号の行為を行ってはならない。
 - (1)本サービスを違法、不正又は公序良俗に反する目的に利用する行為
 - (2)詐欺、脅迫、誹謗中傷等の犯罪(犯罪の教唆又は助助を含む。以下同じ)に該当し又は該当するおそれのある行為
 - (3)本サービスの運営に支障を与える行為若しくは本サービスを不正な目的をもって利用する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4)EP、提携金融機関若しくは EP 提携事業者又は本サービスのイメージを低下させる行為
 - (5)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (6)本サービスに対して改変、変更、改修、リバースエンジニアリング、分解、デコンパイル、逆アセンブルその他本サービスを解析する行為、又は本サービスから得られるソースコードやソフトウェア等を EP の事前の書面による承諾なしに無断で使用する行為
 - (7)コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信若しくは提供し、又は推奨する行為
 - (8)本サービスに関する設備又はサーバー等に不正にアクセスし、蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
 - (9)EP は提携するホームページにおいて、EP、提携金融機関又は EP 提携事業者の開設するホームページを当事者の許可なくリンクさせる行為
 - (10)EP の事前の書面による同意なく、本サービスを利用担当者以外の第三者に利用させる行為
 - (11)EP、提携金融機関又は EP 提携事業者のサーバー又は過度の負担をかける行為
 - (12)EP、提携金融機関、EP 提携事業者又は第三者の知的財産権(著作権、商標権、特許権等)、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為その他不利益を与える行為
 - (13)利用契約、fincode byGMO を含むその他の EP との契約に関する契約、法令等、裁判所の判決等、若しくは行政機関による措置に反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
 - (14)前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為
 - (15)本サービスの趣旨に反する目的で本サービスを利用する行為
 - (16)その他、EP が本サービスの利用者として不適切と判断する行為
2. 利用者は、利用者に関する情報(名称、住所、連絡先その他 EP が指定する情報を含む)を、EP が運営するサービスのウェブサイトに掲載する場合があること、また、EP の判断で掲載をやめる場合があることを予め承諾する。
3. 利用者は、利用者等の保有する個人情報又は個人関連情報を、EP 又は EP を介して提携金融機関に対し提供、取扱の委託又は閲覧可能な状態にする場合、法令等の定めに従い、適切な手続を履践した上で EP に連携するものとする。
4. 提携金融機関、EP 提携事業者又は EP が利用者としてふさわしくないと認める場合は、本サービスの提供停止、利用契約の遡及的解除、及び本サービスを利用して行われた送金遡及的解除をすることがあることを、利用者は承諾し、また、この旨を受取人に説明するものとする。提携金融機関、EP 提携事業者又は EP による是正指導等に利用者が従わない場合、EP は、何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補

償も要することなく、利用契約の全部を遡的に解除することができる。

第15条(本サービスの提供停止)

- EP は、利用者(利用担当者及び利用者の委託先を含む。以下本条において同じ)が次の各号のいずれかに該当する、又は該当するおそれがあると判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。
 - EP と提携金融機関との間の API 接続契約等、又は提携金融機関による本人認証及び API 利用許可が終了、停止、制限若しくは失効した場合
 - 利用者のIBサービスの利用が IB 利用契約に基づき停止若しくは制限された場合又はIBサービス契約が取消し、無効若しくは解約その他の事由により終了している場合
 - 利用者の電子認証情報(トークン、証明書、アクセスキー等)が無効化された場合
 - 提携金融機関のシステム、API 又は通信回線に障害、停止、制限又は重大な遅延が生じた場合
 - EP、提携金融機関又はEP 提携事業者が、利用者又は第三者による不正利用、なりすまし若しくは詐欺その他不正な手段による本サービスの利用、又は、セキュリティ上の異常、又は法令等違反のおそれを検知した場合
 - 法令等又は監督官庁の命令により、本サービスの提供を停止する必要がある場合
 - 提携金融機関のサービス仕様変更、提供終了その他の理由により、本サービスの継続提供が困難となった場合
 - 利用者が利用契約又は fincode byGMO を含むその他の EP との契約に違反し、又は利用手数料等の支払を怠った場合
 - 利用者による本規約に定める解除原因のいずれか一つの該当
 - 利用者の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割の決定(事前に EP から書面による同意を得た場合は除く)
 - アクセス過多、その他予せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - EP に対する、提携金融機関又は EP 提携事業者からの、理由の如何を問わない、本サービスの利用者への提供を停止する旨の要請
 - その他利用契約に別途定める本サービスの提供停止の規定に該当する場合
 - EP、提携金融機関又は EP 提携事業者のシステムについて以下の①から③のいずれか一つに該当する場合
 - 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
 - ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
 - コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
 - 利用者の保有する本情報(第17条第1項で定義する)の漏洩、滅失若しくは毀損
 - 前各号の他、利用者の取引状況(債権申立や債務状況確認を含む)に関して、EP 自身が調査又は第三者から照会を受ける等して、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
 - 12ヶ月以上継続して本サービスの利用の事実がないとEP が認めるとき
 - EP に対する、第三者からの本サービス、又は本サービスに含まれるサービスに係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他これらに類似する権利(出願中のものも含み、登録されているかを問わない)等の知的財産権に関する主張、請求又は侵害の申し立てがあった場合
 - fincode byGMO を含む利用者とEP との契約に定めるサービス停止事由が発生した場合
 - その他、EP が本サービスの提供を継続することが適当でないと判断した場合
- 前項に基づき本サービスの提供を停止する場合、EP は事前に利用者へ通知することなく本サービスの提供を停止することができる。
- 第1項に基づくサービスの全部又は一部の停止は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないとEP、提携金融機関又はEP 提供事業者が判断するまで継続される。なお、EP は利用者に対して、根拠や要件該当性について説明の義務を負わない。
- 本条第1項その他利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって利用者が被った損失、損害等について、EP は一切責任を負わない。

第16条(委託等)

- EP は、利用契約上の自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に委託することができるものとする。
- 利用者は、EP から事前の書面による承諾を得た場合を除き、本利用契約上の自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に委託することができない。
- 利用者又はEP が本利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託等によって第三者に行わせている場合には、当該第三者の当該業務に関連する行為は、利用契約の適用上、当該委託等を行った利用者又はEP の行為とみなすものとする。
- 利用者及び EP は、各自、本利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

第17条(情報の取り扱い)

- 利用者及び EP は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、利用契約に関連して取得し又は作成した相手方、提携金融機関、EP 提携事業者に関する情報(口座情報に関する情報、利用者の従業員又は役員の個人情報その他個人情報保護法上の個人情報に該当する情報が含まれ得るが、それらに限られない。以下「本情報」という)を秘密として保持し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
 - 受取人への開示その他本サービスの提供に必要な不可欠な場合又は利用契約に基づく場合
 - 本サービスの利用に関連する EP と提携金融機関又は EP と EP 提携事業者との間の本サービスに関連する契約に基づく場合
 - 事前に相手方の書面による同意を得た場合
 - 法令に基づく場合又は自己を当事者とする本サービスに関連した紛争の解決に必要な場合
 - 利用契約上許容される第三者への委託等に関連して当該第三者へ開示する場合
 - EP の関係会社が取扱うサービス等を利用者等に紹介する目的で、利用者等の情報を当該関係会社へ開示する場合
 - 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への相談、依頼等に伴って当該専門家に開示する場合
 - EP が EP の関連会社、親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社、その連結子会社及び持分法適用関連会社並びに GMO インターネットグループ株式会社に本情報を共有する場合
 - 利用者が第5条第2項に基づいて、利用担当者の連絡先を利用者の連絡先その他の連絡先として EP に届け出た場合であって、EP が本サービスの提供に関連して当該利用担当者に開示し又は提供する場合
- 利用者及び EP は、各自、本サービスの利用に係る利用契約の履行(本サービスを含む EP サービスの商品の安定運用、改善及び商品開発並びに利用契約上許容される委託を行うことを含む)以外の目的に本情報を使用し又は利用してはならない。但し、EP は、本サービス以外の EP の商品又は EP の関係会社若しくは提携先の商品を利用者に紹介する目的及び本サービス以外の EP の商品を利用者に提供する目的並びに EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的(将来変更された場合はその変更後のもの)のいずれかのために利用者に関する本情報を使用し又は利用することができるものとし、また前項第2号、第3号、第4号、6号、7号及び8号の除外事由は本項による使用又は利用の制限に関して準用するものとする。
- EP は、本情報を、その取得又は作成の日から、当該本サービスに係る提携金融機関と利用者との間の IB サービス契約及び EP と提携金融機関との間の本サービスに関する契約がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等により EP が必要と判断する期間中保存できるものとする。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去できるものとする。

4. 利用者及び EP は、本情報の漏洩、滅失又は毀損その他本情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
5. 利用者及び EP は、各自、自己の従業員又は役員（以下、総称して「従業員等」という）に本情報を取り扱わせる場合には、必要最低限の従業員等のみ取り扱わせること、就業規則、機密保持契約等において適切な定めをすること等により、本情報の安全管理が図られるよう、従業員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
6. 利用者及び EP は、各自、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせる場合には、当該第三者に第1項から第5項までに基づく自己の義務と同等の義務を課すと共に、当該委託等に係る本情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時以降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
 - (1) 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
 - (3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
8. EP は、提携金融機関又は監督官庁から要請を受けた場合には、利用者等に関する情報、利用者等の本サービスの利用に係る情報その他の本情報を当該提携金融機関又は監督官庁に提供することができ、利用者はこれに同意する。
9. 利用者は、提携金融機関又は EP から求められた場合には、本情報の取扱状況等について報告し、本情報の取扱態勢に関する調査に応じなければならない。また、利用者は、受託者に関して当該報告又は調査を求められた場合には、受託者をして報告させ、また調査に応じさせなければならない。加えて、当該調査の結果 EP 又は提携金融機関から本情報の取扱態勢の是正を求められた場合には、利用者は当該要請に応じ、受託者をして応じさせなければならない。
10. EP は本サービスを含む EP 及びその親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社のグループ会社（GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社のことをいう）の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合は、利用者はこれを予め承諾する。
11. EP が利用者又は利用者の従業員等から利用者の従業員等の個人情報（個人情報保護法上の個人情報又は個人関連情報をいい、単に「個人情報等」という。以下同じ。）を取得した場合、EP と当該個人情報等に係る従業員等との間では、EP における当該個人情報等の取扱いに関して、本条を含む利用契約は適用されず、EP が別途定めて EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等（将来変更された場合はその変更後のもの）によるものとする。
12. 利用者は代表者等（利用者の代表者、利用担当者又は代表者若しくは利用担当者が変更された場合には当該変更後の代表者若しくは利用担当者を用いる。以下同じ）に対し、本条及び第19条第2項に定める事項を同意させることを表明し、保証する。利用者が代表者等の同意を取得しなかったことにより発生した紛争は利用者の責任と費用負担のもとこれを対処して解決するものとし、利用者は、当該紛争により、PG、提携金融機関、EP 提携事業者又はその他第三者に対して生じた一切の損害、損失又は費用等を賠償する責任を負う。

第18条（競業の禁止）

利用者は、利用契約の有効期間中、本サービスと同一又は類似のサービスを自ら行い又は子会社その他自己の支配下にある第三者に行わせてはならない。

第19条（権利義務の譲渡等）

1. 利用者は、事前に EP から書面による同意を得た場合を除き、利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならないものとする。
2. EP は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含む）した場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務並びに登録事項、情報、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡に予め同意する。

第20条（登録内容等の変更と通知方法）

1. 利用希望者又は利用者が、利用者等が EP に提供する情報のうち EP が別途指定する項目を第4条第1項の利用申込を行った後に変更しようとする場合又は変更の事実があった場合、利用希望者又は利用者は、直ちに、関係資料を添えて、当該変更の内容を書面その他 EP がその都度指定する方法によって事前に EP へ通知し、EP の承諾を得るものとする。但し、関係資料を事前に確保することが困難である場合には、事後速やかに EP へ提出することで足りるものとする。
2. 利用契約又は本サービスに関連する EP から利用希望者又は利用者への連絡、通知、請求等は、本規約に別段の定めがある場合を除き、利用希望者又は利用者が EP に第4条第1項の利用申込において告知した連絡先（前項に基づいて変更の通知を受けた場合には当該変更後の連絡先。以下本項において同じ）へ宛てて、書面の送付、ファクシミリ送信又は電子メールの送信によって行うものとする。EP から利用希望者又は利用者への連絡等が当該連絡先へ宛てて発信された場合、当該連絡等は当該連絡先へ通常到達すべき日に到達したとみなされるものとする。
3. EP は、利用契約又は本サービスに関連する利用希望者又は利用者への通知等を、書面の郵送、ファクシミリ又は電子メールの送信その他 EP がその都度任意に選択する方法により行うことができるものとする。
4. 利用希望者又は利用者が EP に対し、第1項に定める変更の通知等を行わなかったことにより、本サービスに係るサービスや金銭等の受領不能又は通知等の不達その他、利用希望者又は利用者何らかの不利益が生じた場合であっても、EP は一切その責任を負わない。

第21条（契約の解除）

1. 利用者及び EP は、相手方が利用契約に違反した場合において、当該違反の解消を催告したにもかかわらず相当期間内に当該違反が解消されなかったときには、利用契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該違反状態の解消が不可能であることが明らかな場合には、何らの通知及び催告を要することなく直ちに解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者及び EP は、各自、相手方に以下の各号のいずれか一つの事由が生じた場合、何らの通知及び催告を要することなく直にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
 - (2) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課の強制処分を受けた場合
 - (3) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合
 - (4) 事業の全部又は重要な一部を停止若しくは廃止した場合、又は解散決議等によって清算手続に入った場合
 - (5) 監督官庁より営業許可の停止又は取消等の処分を受けた場合
 - (6) 著しく EP の社会的信用を失墜させる行為をした場合
 - (7) 提携金融機関の API 接続契約等の終了、利用者の IB サービス契約又は利用者と EP 提携事業者との間に本サービスの利用に関する契約が存在する場合には当該契約が事由の如何を問わずに終了した場合
 - (8) 提携金融機関又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、本サービスの利用者として利用者が不適当である旨の通知を受けた場合

- (9) 提携金融機関又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、利用者との間の利用契約の解消を求められた場合
 - (10) 監督官庁の命令、法令等改正その他 EP の責めによらない事由により、本サービスの継続が困難となった場合
 - (11) EP が提携金融機関から受領した利用者に関する情報に基づき、EP が利用者による本サービスの利用を不適当と判断した場合
 - (12) 利用契約に定める本サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないと EP が判断した場合
 - (13) EP への連絡、通知等を求める旨の連絡、通知等を利用者に向けて行ったにもかかわらず、これに対する利用者からの連絡、通知等が第20条第2項によるみなし到達日の14日後の日までに EP に到達しない場合
 - (14) EP、提携金融機関若しくは EP 提携事業者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
 - (15) fincode byGMO を含むその他の EP との契約で定める解除事由が発生した場合、又は当該契約が終了した場合
 - (16) 前各号の他、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
 - (17) その他、EP が利用者による本サービスの利用を不適当と判断した場合
3. 前二項の定めにかかわらず、理由の如何を問わず、利用契約に基づく本サービスの全部の利用を停止し、又は、利用者が利用しない(EP のシステム上データ処理がなされていない状態を含む)場合、当該停止又は不使用の期間が12か月を経過した場合、EP は、利用者に対して何らの通知及び催告を要することなく直にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部を解除することができる。
4. 前三項のいずれに基づく解除についても過去には遡及せず、将来に向かってのみ利用契約を失効させるものとし、かつ解除の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。但し、利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
5. 利用契約が EP からの解除によって終了した場合、利用者は、利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる)を付加して支払う。

第22条(本サービス終了後の処理)

1. 本サービスの提供が終了した場合、EP は本サービスに関連して提携金融機関との接続のために EP が管理する、利用者の認証に関する電子認証情報を無効化する。
2. 前条その他の定めにより本サービスが終了した場合、利用者は、IB サービス及び提携金融機関との接続を停止するため、速やかに EP 所定の手続きを履践しなければならない。当該手続きを履践した後は、利用者は当該接続を利用して送金又は照会を行うことができない。
3. 本サービスの終了に際し、EP は預り金その他の資金を保持しないため、返金等の手続は行わないものとする。
4. 本サービス終了後であっても、利用者は、本サービスの利用に関して EP に対して負担する利用手数料等、諸費用その他の債務の支払義務を免れることはできない。

第23条(責任)

1. EP は、利用者からの送金指図の内容又は送金指図を提携金融機関に正確に伝達できなかったこと又は誤って伝達したことに起因して利用者が発生した損害に関し、それが EP の故意又は重過失によるものである場合には、当該損害のうち現実かつ直接被った通常の損害(逸失利益相当分は含まれない)についてののみ損害を賠償する責任を負う。
2. EP は、第3条第2項の役務提供完了後に利用者が発生した損害その他の事象について、一切の責任を負わないものとし、提携金融機関の API 又は通信回線の不具合、障害若しくは遅延、又は提携金融機関のシステムの停止等により、本サービスの全部又は一部の利用が不能となった場合であっても、一切の責任を負わない。
3. 利用者は、EP が第3条第2項の役務提供を完了した後における提携金融機関による送金実行、資金の移動、又は受取人への入金に関して利用者が発生した損害については、当該提携金融機関の責任において処理されることに同意する
4. EP は、本サービスの利用者登録を認めないこととしたこと又は第21条による解除若しくは第28条による利用契約の終了により利用者が生じた損失、損害等について、一切責任を負わない。
5. 前各項の他、EP は、天災地変、通信障害、法令等改正、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、サイバー攻撃、不正アクセス、労働争議、監督官庁の命令、又は第三者の行為等により本サービスの全部又は一部の提供を継続できない場合において、利用者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わない。
6. EP は、利用者が EP 所定の期限内に方法を問わず求められた対応を行わなかったことに起因して利用者が生じた損害について、一切責任を負わない。
7. EP は、本サービスが第三者の特許あるいはその他の知的財産権を侵害していないと保証するものではない。
8. 本サービスは現状有姿で提供され、明示又は黙示を問わず、完全性、正確性、適時性、性能、特定目的への適合性、及び本サービスの使用から得られる結果を含め、いかなる保証をするものではない。
9. EP は、事前通知を経ることなく本サービスの変更をすることができる。この結果、利用者に不利益が生じても、EP は責任を負わないものとする。
10. EP は、前各項及び本規約のその他の条項の定めに基づき EP が責任を負う場合を除き、本サービスの利用に関連して利用者が発生した損害について、EP は一切の責任を負わない。
11. EP は、前各項及び本規約のその他の条項の定めにかかわらず、利用者の預金等の不正払戻しに起因する損害については、一切の責任を負わず、利用者に対し補償する義務を負わないものとする。但し、本サービスに関して利用者が生じた損害のうち利用者の預金等の不正払戻しに起因する損害については、提携金融機関の法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方に基いて個別の事案及び提携金融機関の意向等を考慮して、補償を行う場合があるものとする。

第24条(損害賠償)

1. 利用者、利用希望者及び EP は、各自、相手方(利用者及び利用希望者にとっては EP をいい、EP にとっては利用者又は利用希望者をいう)の責めに帰すべき事由に基づく利用契約への違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接被った通常の損害(逸失利益相当分は含まれない)についてのみ、賠償を請求することができる。但し、利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
2. 本サービス又は利用契約に関連する EP の利用者及び利用希望者に対する都度の損害賠償責任は、契約上の債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前3か月間にバイヤー向けサービスの利用契約に基づいて EP が当該利用者及び当該利用希望者から受領したバイヤー向けサービスの利用手数料の合計額を上限とする。

第25条(苦情、相談その他お問い合わせ対応)

本サービスに関する利用者からの苦情、相談その他のお問い合わせについては、EP が誠実に対応するものとし、その窓口を利用者専用サイトに公表する。

第26条(本サービスの廃止)

EP は、法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可効力その他やむを得ない事情により、本サービスを廃止することがある。この場合、EP は、あらかじめその旨を EP が適当と判断する方法により利用者へ通知し、又は周知の方法を採用することとする。終了後の処理については、第22条に準じて取り扱うものとする。本サービスを廃止した場合、利用契約は本サービスの廃止の時に終了する。

第27条(反社会的勢力の排除)

- 利用者等及び EP は、自己が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、相手方に表明・保証する。
 - 反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結すること
- 利用者等及び EP は、相手方(利用者等)にとっての EP、EP にとっての利用者等のことをいい、以下同じ)が利用契約の履行に関連して、前項各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時に利用契約の全部又は一部を解除することができる。また、相手方が前項各号のいずれかに該当すると思われる合理的な事情がある場合に、当該事項の有無について相手方の調査を行うため、相手方に協力を求めたにもかかわらず、これに応じない場合も同様とする。
- 利用者等及び EP は、相手方が利用契約の履行に関連して次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 反社会的勢力に対して、出資、貸付、資金若しくは役務の提供を行う行為、又は、その他の取引関係を成立若しくは継続させる行為
 - 暴力行為、脅迫行為、威力行為、詐術行為又はその他これに類する行為を用いて不当な要求の実現を図る行為
 - 正当な理由もなく、相手方の役職員に面会を強要する行為
 - 乱暴な言動により、相手方の役職員の身の安全に不安を抱かせる行為
 - 正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入要求、又は事実のない行為に対する不当な請求行為
 - 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて、相手方の名誉若しくは信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - その他法的な責任を超えた不当な要求行為であって、前各号に準ずる行為
- 利用者等及び EP は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない
- 利用者等及び EP は、第2項又は第3項により利用契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。
- 利用者等及び EP は、受取人が反社会的勢力に該当することが判明した場合、又は第1項各号若しくは第3項各号に該当することが判明した場合には、当該受取人に関する送金手続等の停止(当該送金が実行済みであるときは、当該送金の取戻しの試みを含む)その他の適切な措置を講じるべく、双方協力するものとする。

第28条(有効期間)

- 利用契約の有効期間は、第4条第1項により定まる利用契約の成立日から、その日の属する月の翌々月末日までとする。
- 利用契約は、その有効期間の末日の属する月の前月末日までに、EP 又は利用者のいずれか一方から他方へ有効期間満了後は利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、当該有効期間の末日の翌日から3か月間を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 利用者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、EP が別途定める方法によって EP に申し出ることによって、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、利用契約を中途解約することができるものとする。これによる利用契約の終了日は、当該申請が EP に到達した日の属する月の翌月末日とする。
- 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当該終了の日までに本サービスの対象となっていた送金に関しては、利用契約はなお有効に適用されるものとする。
- 第1項及び第2項の定めにかかわらず、本サービス利用に不可欠な利用者及提携金融機関との IB サービス契約の終了又は EP と提携金融機関との間の本サービスに関する契約(EP が本サービスを提供することに関する事項を含むが、これらに限られない)が事由の如何を問わず終了した場合、利用契約のうち終了した当該契約に関する部分は、何らの通知、催告等を要することなく当然に当該契約の終了と同時に終了する。EP は、本項に基づく利用契約の終了を事前に利用者に通知するものとする。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとする。EP は、かかる終了に関して、法律構成又は名目の如何にかかわらず利用者に対し何らの賠償、補償等も行い義務を負わないものとする。
- 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合、利用者は EP から提供を受けたソフトウェア等及び本情報(利用者の委託先が保有している者を含む)を、速やかに EP へ返還又は消去するものとし、消去した場合において EP から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに EP へ提出するものとする。
- 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第4条第3項、第7条、第9条、第10条第3項、第7項及び第10項、第11条第2項、第8項及び第9項、第12条第2項、第13条第2項、第14条第3項、第15条第4項、第16条第3項、第17条、第19条、第20条第2項(当該終了の日から1年間が経過した後になされた連絡等を除く)及び第4項、第21条から第24条まで、第26条、第27条第1項及び第4項から第6項まで、本条第3項から本項まで、並びに第29条3項及び第4項、第30条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項については、なお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

第29条(本規約等の改訂)

- 本規約は、利用者と EP 双方の記名押印又は電子署名のある書面による合意によってのみ有効に変更されるものとする。
- 前項の定めにかかわらず、利用者が EP からの内容の変更の通知を受けた後に本サービスを一度でも利用した場合には、利用者は当該変更を承諾したとみなされ、当該利用の日以降、当該変更後の内容が適用されるものとする。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該定めによる。
- 第1項の定めにかかわらず、提携金融機関又は EP 提携事業者からの要請、法令の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更(サービス改善、サービス変更及びサービス廃止を含む)、原価上昇その他やむを得ない事由により本規約の内容を変更する必要性が生じた場合、EP は、事前に利用者に通知し又は EP のホームページに表示することによって、利用者の同意を得ることなく、既に利用者に適用されている本規約を変更することができるものとする。EP は、かかる変更によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
- 利用者は、前項に基づく変更による不服のある場合には、第28条第3項に定めるところに従って利用契約を解約することができるものとする。EP は、かかる解約によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
- 本サービスの利用手数料に関して利用者と EP との間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第2項及び第3項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第2項又は第3項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第2項又は第3項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの利用手数料の金額、料率等の具体的な条件に変更を与えない範囲で、第2項又は第3項に基づく変更後の内容にて読み替え又は準用するものとする。
- 前各項の定めにかかわらず、利用者が利用手数料の変更を希望する場合には、利用者の記名押印又は電子署名のある書面により EP に対して変更の申込(変更申込)を行うことができるものとし、EP が当該変更申込を承諾した場合に限り、利用契約は変更されるものとする。

第30条(準拠法、管轄の合意)

- 利用契約の成立及び効力の準拠法は、日本法とする。
- 利用契約に関連する利用者と EP との間での一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき別段の定めがある場合はこの限りでない。

第31条(本規約に定めのない事項等の取扱い)

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、民法その他の法令の定めに従うものとする。

個人情報保護方針

・個人情報保護方針

以上